

# 群馬県教育振興基本計画

平成 2 1 年 3 月

群 馬 県

# は じ め に

## 1 計画策定の趣旨

近年、少子・高齢化や情報化、国際化・グローバル化、環境問題の深刻化、雇用の多様化など教育を取り巻く環境は急速に変化しています。

このような社会の変化に対応するため、平成18年12月に教育基本法が、翌年6月には学校教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法、教育公務員特例法が改正されました。

本県では、国における教育改革の流れを踏まえつつ、教育振興施策を総合的かつ計画的に推進するために「たくましく生きる力をはぐくむ ～ 自ら学び、自ら考える力を～」を基本目標とする群馬県教育振興基本計画を策定することとしました。

この計画は、社会の大きな変化の中にあって、当面する教育をめぐる諸問題の解決を図り、新しい時代に対応した本県の教育の方向性や施策を広く県民に示すことを目的に策定するものです。

## 2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、群馬県が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本的な計画として策定するものです。

## 3 計画の構成

この計画は、総論と各論で構成しています。

### (1) 総論

本県の教育を取り巻く状況を明らかにし、本県がめざす教育の姿を示しています。

### (2) 各論

総論で示した社会の動向や教育の現状を踏まえて、平成21年度から25年度までの5年間に総合的かつ計画的に推進する具体的な取組を明らかにしています。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、平成21年(2009年)度を初年度に、平成25年(2013年)度を目標年度とする5年間とします。

## 5 計画の推進

この計画を効果的かつ着実に実施するために、取組ごとに掲げた達成目標を踏まえて、取組の効果や課題等を1年毎に点検・評価し、その結果を広く県民に公表するとともに、次年度以降の取組に反映させて推進します。

なお、計画の進捗状況の県民への公表については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項に基づく「教育委員会の点検・評価」と併せて行います。

# 目 次

はじめに	1
<b>総論</b>	5
第1 群馬県の教育を取り巻く状況	5
1 社会の動向	5
(1) 少子・高齢化の進行	5
本県の人口	5
少子・高齢化	5
小中高校の入学者数	6
(2) 社会経済の変化	7
国際化・グローバル化	7
情報化の進展と環境問題の深刻化	7
雇用の多様化と所得格差	7
(3) 社会意識の変化	7
2 教育の状況	8
(1) 学校数及び在学者数	8
(2) 学校教育	9
基礎学力等の状況	9
体力・運動能力の状況	11
特別支援教育の状況	12
生活習慣等の状況	12
いじめの状況	14
不登校の状況	14
問題行動の状況	15
中途退学者の状況	15
(3) 生涯学習・社会教育	16
生涯学習の実施状況	16
図書館の設置状況	16
公民館の設置状況	16
放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施状況	16
(4) 文化・スポーツ	17
文化施設の設置状況	17
文化財の状況	17
スポーツ施設の設置状況	18
運動・スポーツの実施状況	18
競技スポーツの状況	19
第2 群馬県がめざす教育	20
1 基本目標	20
2 施策の方向	20
3 8つの基本施策	23

	<b>各論</b> .....	24
	具体的な取組の展開 .....	24
第 1	基礎学力の定着を図る .....	26
	児童生徒がわかる授業で基礎・基本を確実に習得する .....	27
	取組 1 基礎・基本の確実な習得 .....	27
	取組 2 基本的な生活・学習習慣の定着 .....	31
	取組 3 効果的な授業や指導の推進 .....	33
	教員の資質向上と児童生徒と向き合う時間を確保する .....	35
	取組 4 教員の資質向上 .....	35
	取組 5 小中学校現場の事務負担軽減 .....	37
第 2	健康な体と豊かな心を育てる .....	40
	健康な体をつくる .....	41
	取組 6 児童生徒の体力の向上 .....	41
	取組 7 健康教育の推進 .....	43
	取組 8 食育の推進 .....	45
	豊かな心を育てる .....	47
	取組 9 命を大切にす教育の推進 .....	47
	取組 10 人権教育の推進 .....	49
	取組 11 道徳教育の推進 .....	51
	取組 12 マナーやルールを守る意識を育てる .....	53
	ふるさとを愛する心を育てる .....	55
	取組 13 ふるさとを学び環境を考える尾瀬学校 .....	55
	取組 14 ふるさとの歴史や先人の歩み、文化、自然を学ぶ .....	57
第 3	個性や能力を伸ばし、一人ひとりの夢をはぐくむ .....	60
	児童生徒の夢の実現に向け魅力ある学校をつくる .....	61
	取組 15 キャリア教育と進路指導の充実 .....	61
	取組 16 新しいタイプの高校づくり .....	63
	取組 17 県立高校の再編 .....	65
	取組 18 高校と大学の連携 .....	67
	取組 19 私立学校への支援 .....	68
	障害のある児童生徒の自立や社会参加を推進する .....	69
	取組 20 特別支援教育の推進 .....	69
	取組 21 障害のある子どもの教育相談 .....	71
第 4	社会の変化に対応し、社会に貢献する人材を育てる .....	72
	国際化や情報化に対応する教育を推進する .....	73
	取組 22 英語教育の推進 .....	73
	取組 23 国際理解教育の推進 .....	75
	取組 24 外国人児童生徒への教育 .....	77
	取組 25 ICT（情報通信技術）活用能力の育成 .....	79
	社会が求める資質をはぐくみ、社会に貢献する人材を育てる .....	81
	取組 26 社会を学ぶ体験活動・ボランティア活動 .....	81
	取組 27 環境教育の推進 .....	83
	職業教育を推進し、若者の自立を支援する .....	85
	取組 28 県立高校における職業教育 .....	85
	取組 29 県立の大学等における職業教育 .....	87
	取組 30 若者の就職支援 .....	89

第 5	安全で充実した学習環境を整備する	92
	学習環境を整備する	93
	取組 3 1 県立学校の施設設備の整備	93
	取組 3 2 修学の支援	95
	児童生徒の安全と安心を確保する	97
	取組 3 3 学校の安全確保と安全教育	97
	取組 3 4 いじめ・不登校対策の推進	99
	取組 3 5 問題行動への対応と中途退学の防止	101
第 6	学校・家庭・地域の連携を推進する	104
	幼児教育や家庭教育を支援する	105
	取組 3 6 幼児教育の推進	105
	取組 3 7 家庭教育を支える教育相談	107
	取組 3 8 会社やNPO等と連携した家庭教育の推進	108
	子育てを支援し、地域の教育力を高める	109
	取組 3 9 子育て支援の推進	109
	取組 4 0 地域の人材や学校支援センターの活用	111
	取組 4 1 学校評価と学校評議員制度の推進	113
第 7	多様なニーズに応える生涯学習・社会教育を推進する	116
	多様な学習機会を提供する	117
	取組 4 2 生涯学習活動の推進	117
	取組 4 3 読書活動の推進	119
	社会教育を推進する	121
	取組 4 4 社会教育の推進	121
第 8	生きる喜びと創造性をはぐくむ文化・スポーツを振興する	124
	文化・芸術活動を振興する	125
	取組 4 5 芸術教育の推進	125
	取組 4 6 文化・芸術活動の振興	127
	取組 4 7 文化財の保護と活用	129
	取組 4 8 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録	131
	スポーツを振興する	133
	取組 4 9 生涯スポーツの振興	133
	取組 5 0 競技スポーツの振興	135
	達成目標一覧	138
	「群馬県の教育に関する県民アンケート」結果	148
	策定の経緯	160

# 総論

## 第 1 群馬県の教育を取り巻く状況

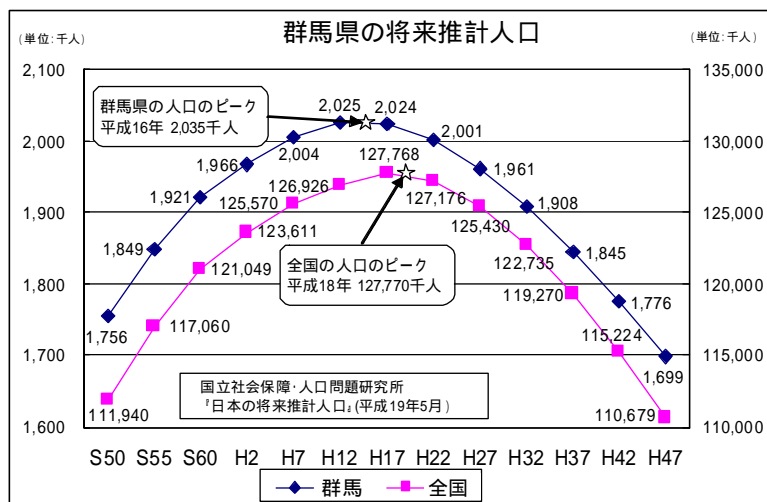
### 1 社会の動向

#### (1) 少子・高齢化の進行

##### 本県の人口

本県の人口は、平成 16 年の 2,035 千人をピークに減少に転じ、平成 32 年には 1,908 千人（6.2%）になると見込まれています。

地域的に見ると、県央の市部とその周辺で人口増が見込まれるものの、南西部や北部の山間地では 20% を超える人口減が予想されます。



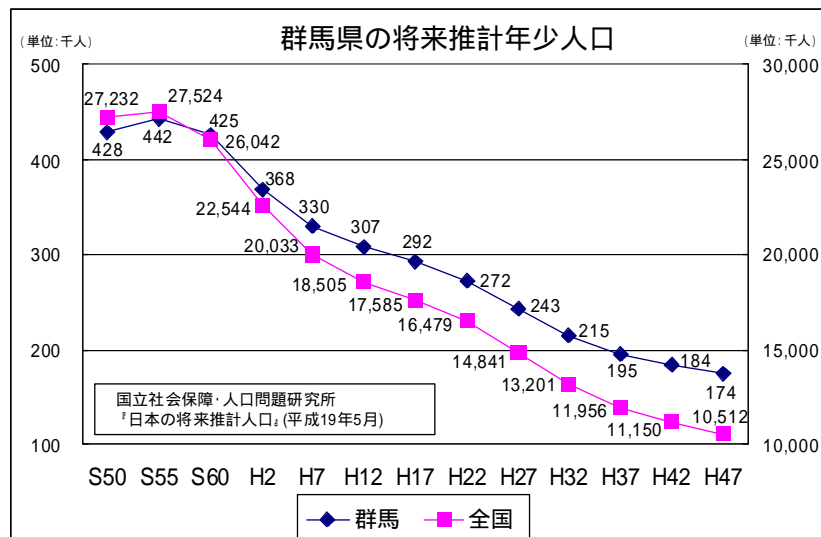
##### 少子・高齢化

15歳未満の年少人口は、昭和57年から減少を続け、平成17年は292千人、平成32年には215千人（H17比26.4%）になると見込まれています。

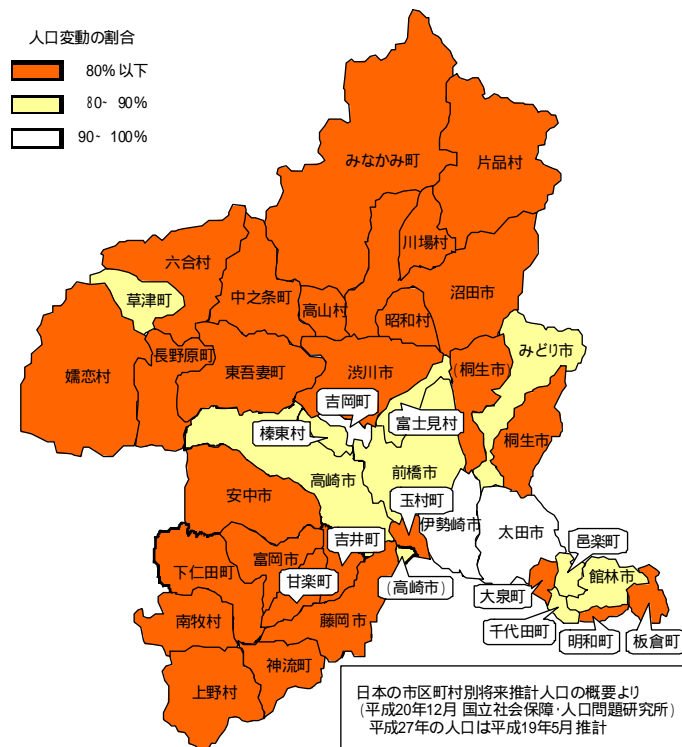
一方、65歳以上の老年人口は、昭和25年から増加を続け、平成17年は417千人となり、平成32年には571千人（H17比+36.9%）になると見込まれています。

このため、県央や東毛の一部地域を除いて、全県で急速に少子・高齢化が進行すると見込まれます。

なお、1世帯当たりの平均人員は年々減少し、平成18年には2.75人（H7年3.08人）となり、核家族化も一層進行しています。



### 県内市町村の年少人口の変動割合（平成27年/平成17年）

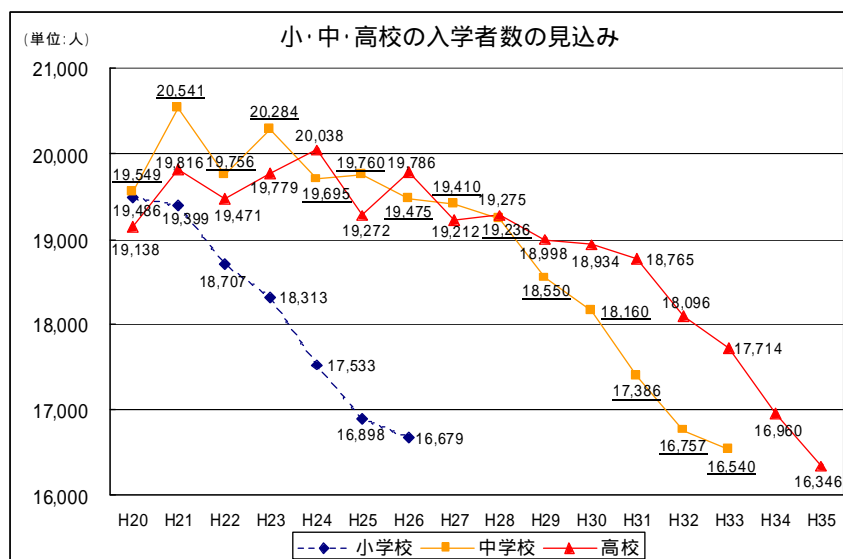


#### 小中高校の入学者数

小学校入学者は、平成20年が19,486人で、5年後の平成25年には16,900人程度になると見込まれます。その後は、平成32年まで微減で推移すると推計されます。

中学校入学者は、平成20年の19,549人から平成25年は19,760人程度となり、以後急激に減少して平成33年には16,540人程度となると見込まれます。

高校入学者は、平成20年の19,138人が平成25年は19,270人程度となり、以後は緩やかに減少して平成31年から急激に減少すると見込まれます。



- (注) 1 平成21年以降の入学者数は、平成17年国勢調査の「年齢、出生月、男女別人口」に平成17年から19年の社会減(年率0.12%)を加味して推計  
 2 高校の入学者数は、全日制と定時制の入学者数の合計とし、進学率は97.9%(平成20年4月群馬県実績)で算出

## (2) 社会経済の変化

### 国際化・グローバル化

市場経済が世界的に拡大したことによって、経済的なグローバル化や異文化交流の流れが一層進展しています。資本と労働力の国際的流動の増大、インターネットや通信技術の発達などにより、様々な分野でのグローバル化（地球規模化）が進み、国際競争がさらに激化すると見込まれます。

本県は、第2次産業が占める割合が平成17年で32.8%と全国平均（26.1%）を大きく上回り、国際化やグローバル化の影響を大きく受ける状況にあります。

また、伊勢崎市、太田市、大泉町を中心に日系ブラジル人やフィリピン、中国などからの入国者が47,000人余り居住しています。

### 情報化の進展と環境問題の深刻化

情報通信ネットワークの発達とともに、事務処理や生産などの機能をグローバルに展開することが容易になり、企業経営や労働形態が変化してきています。

また、温室効果ガスの放出などによる地球温暖化、生活排水などによる水質汚濁、フロンガスの排出によるオゾン層破壊、開発に伴う生態系の破壊など、地球規模で環境問題が深刻化しており、生活様式の見直しや環境負荷の小さい生産技術の開発が急がれています。

### 雇用の多様化と所得格差

平成10年頃からパートタイマー、派遣、契約社員などの非正規雇用が増大し、役員を除く雇用者の3人に1人（33.0%）が非正規の雇用者となっています。また、入社3年以内の離職率は大学卒で3人に1人（35.7%）、高校卒で2人に1人（49.2%）と高い水準にあります。（平成19年版 労働経済白書）

このことは、20歳代、30歳代の若年層における労働所得の格差拡大という形でも現れています。リストラや全体的に所得が伸びないことを背景に、所得格差や非正規雇用の拡大に対する国民の懸念が広がっています。（平成19年版 経済財政白書）

## (3) 社会意識の変化

平成10年頃から、専ら個人の利害得失を優先すること、他者への責任転嫁、物理的な価値や快楽を優先すること、真摯な努力を軽視すること、利便性や効率性を偏重すること、大人のモラル低下などが社会全体に広がり、社会問題化しました。

平成20年の「社会意識に関する世論調査」（内閣府）でも、現代の世相を「無責任の風潮がつよい」とする者が55.6%に達し、日本の誇りとして「国民の勤勉さ、才能」をあげる割合は28.1%に止まっています。こうした国民の意識は、「社会の公平性」や「努力すれば報われる」ことへの期待感の低下につながっています。



## 2 教育の状況

### (1) 学校数及び在学者数

平成20年5月現在

区分	学校数	在学者数
幼稚園	224園(国1、公94、私129)	24,244人
小学校	345校(国1、公342、私2)	118,590人
中学校	180校(国1、公174、私5)	59,269人
特別支援学校	27校(国1,公25,私1)	1,860人
中等教育学校	3校(公2、私1)	831人
高等学校	83校(公71、私12)	53,817人
専修学校	70校(公3,私67)	9,445人
工業高専	1校(国1)	1,106人
短期大学(部)	11校(私11)	2,608人
大学	14校(国1,公4,私9)	26,474人

学校数は、分校を含む。高校は全日制及び定時制課程(学校基本調査)

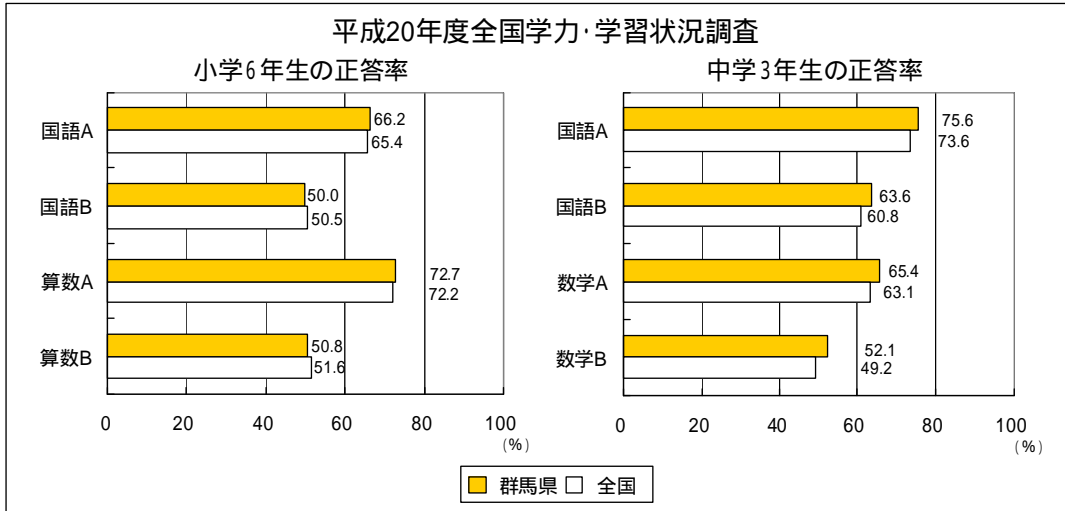
(2) 学校教育

基礎学力等の状況

(公立小中学校)

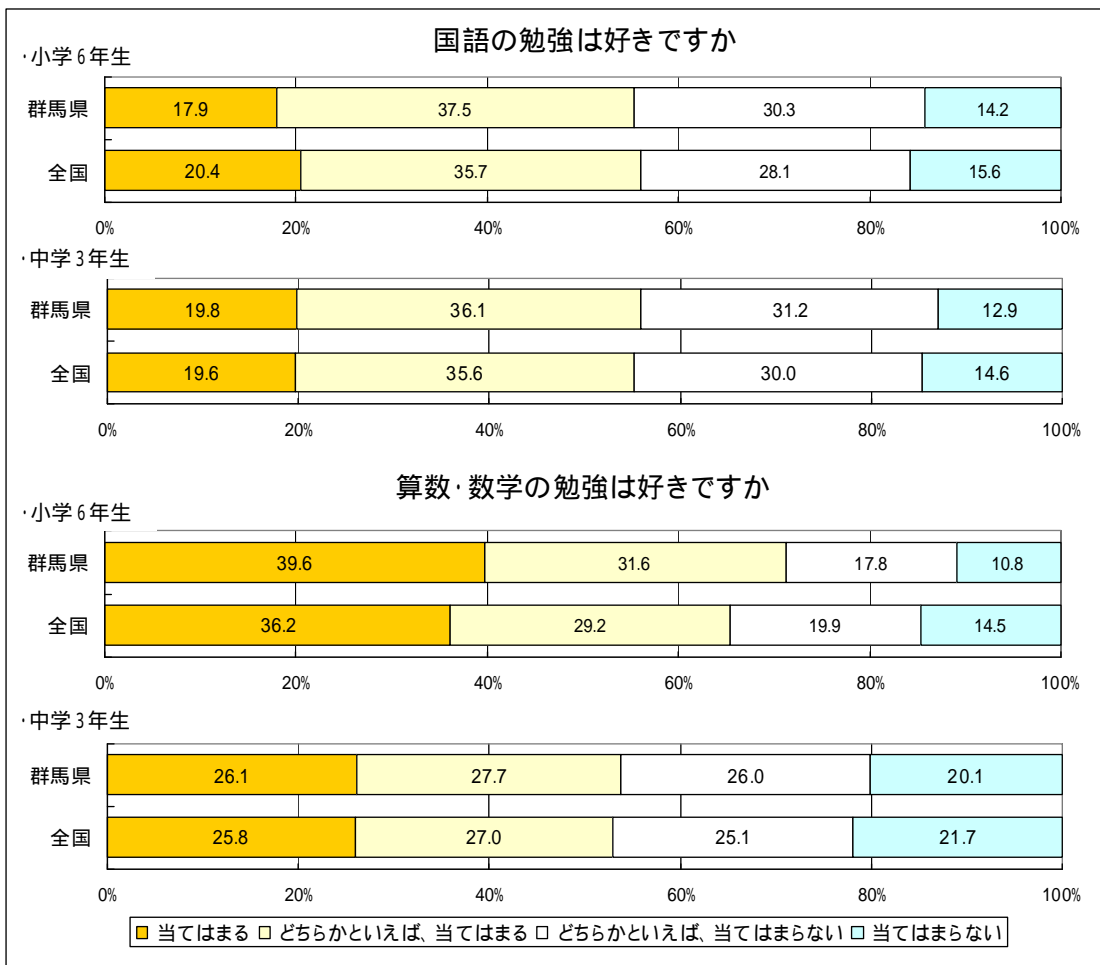
・学力の状況

平成20年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)の正答率では、小学校は概ね全国平均、中学校は全国平均を上回っています。



・学習意欲の状況

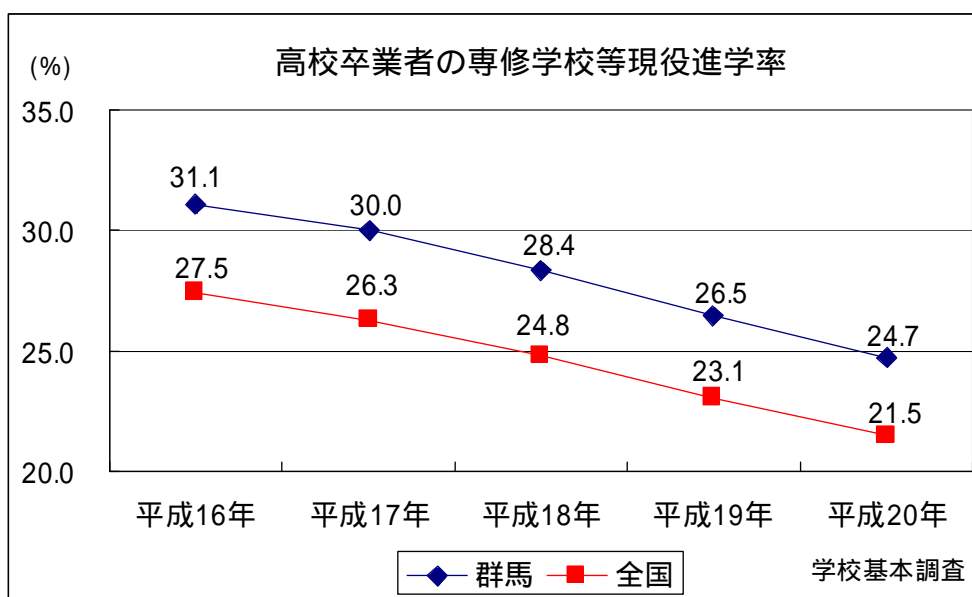
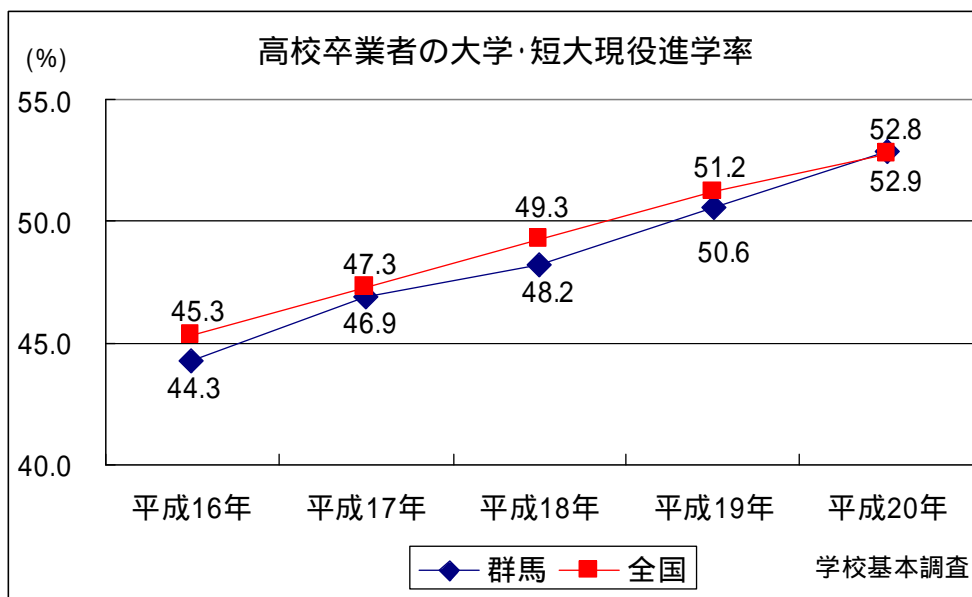
平成20年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)での、本県の児童生徒の学習意欲の状況は、以下のとおりです。



( 高校 )

・進学状況

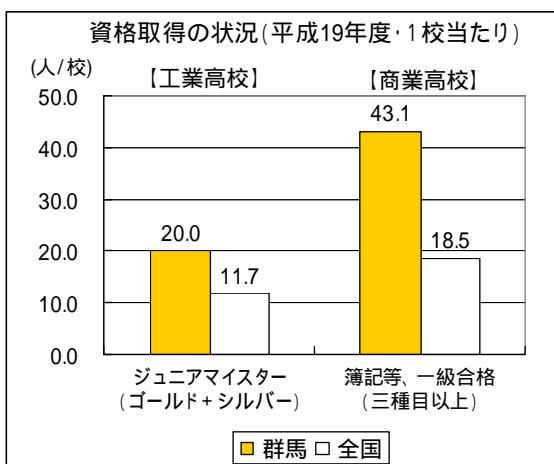
高校卒業者の大学・短大への現役進学率は全国と同水準、専修学校等への進学率は全国平均を上回っています。



・専門高校の状況

工業・商業高校(公立)の資格取得状況(1校当たり)は、全国的に見てトップクラス(工業:6位、商業:1位)の水準にあります。

農業高校の生徒も、全国大会等で優秀な成績を修めています。



ジュニアマイスター（ゴールド・シルバー）  
 将来の仕事や学業に必要と考えられる国家資格・各種検定及び各種コンテストの入賞実績を点数化し、一定の基準を超えた生徒（ゴールド：45点以上、シルバー：30点以上）に対して「ジュニアマイスター」の称号を贈るもの  
 （運営主体：全国工業高等学校長協会）  
 簿記等、1級合格（三種目以上）  
 全国商業高等学校協会が主催する検定（8種目）で3種目以上1級を取得した生徒数

農業高校の生徒の成績（平成19年度）

日本学校農業クラブ全国大会 測量技術競技 最優秀  
 全国の農業関係高校383校から選抜された49校が出場する大会、最優秀（全国1位）を2年連続受賞

毎日農業記録賞 中央審査委員長賞  
 高校生部門（応募作品数：914編）で全国1位を受賞

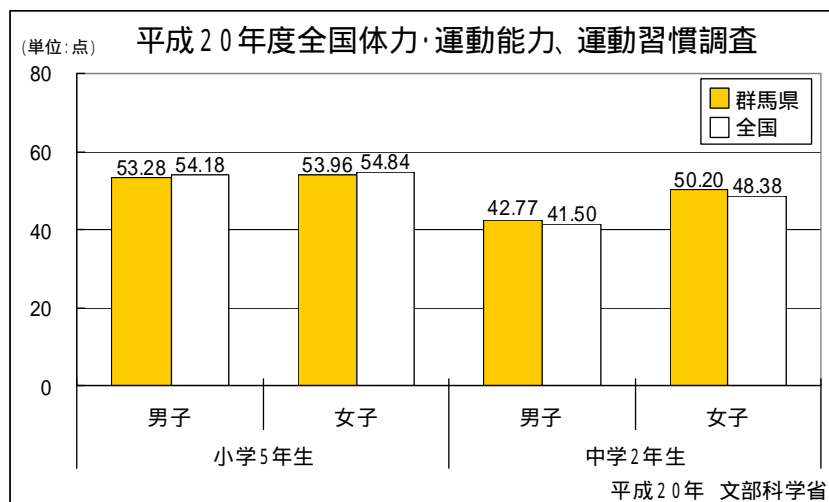
日本学生科学賞 読売新聞社賞  
 全国から応募された6000点以上の科学自由研究の中の上位12点に入賞

造園デザインコンクール 全国高等学校造園教育研究協議会長賞  
 高校生の部で最も優れた作品として受賞

体力・運動能力の状況

基礎的運動能力（走能力、跳能力、投能力）は全国と同様に本県でも低下傾向にあります。低下のスピードは緩やかになっています。

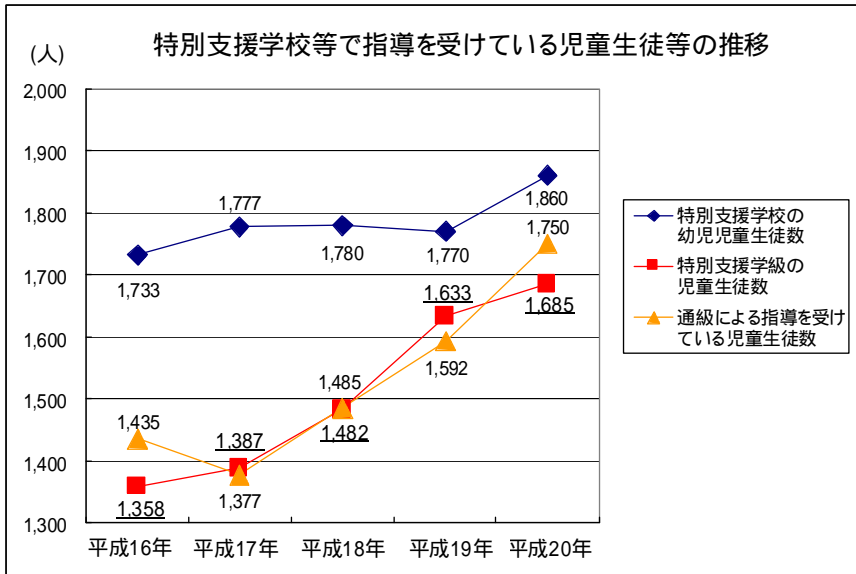
平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣調査では、本県の基礎的運動能力は小学校では全国平均をやや下回りますが、中学校では上回っています。



- ・「握力」、「上体起こし」、「長座体屈」、「反復横跳び」、「20mシャトルラン（持久走）」、「50m走」、「立ち幅跳び」、「ボール投げ」の各項目を数値化し合算したものの平均点
- ・小学校は「20mシャトルラン」、中・高校は「20mシャトルラン」又は「持久走」を選択

## 特別支援教育の状況

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数並びに小中学校の特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒数は、いずれも増加傾向にあります。



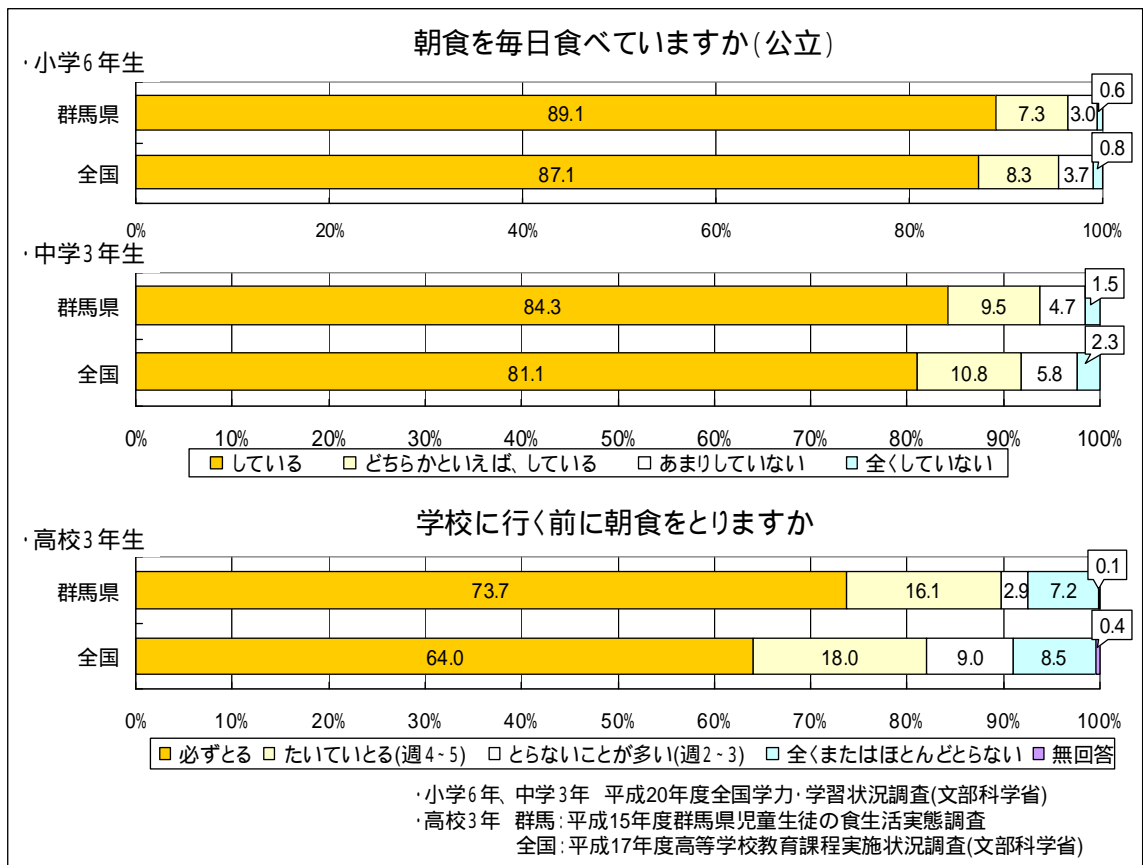
通級による指導とは、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間、通級指導教室で行うこと

## 生活習慣等の状況

### ・生活習慣

平成20年度全国学力・学習状況調査の結果では、朝食を食べている児童生徒の方が、正答率が高い傾向が見られます。

本県の児童生徒の朝食を食べている割合は、全国平均を上回ります。

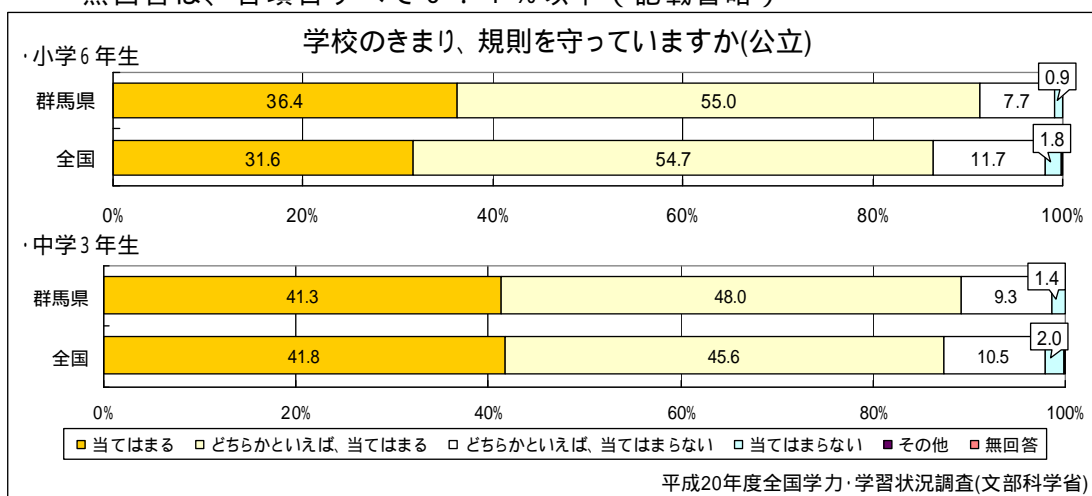


・マナーやルールを守る意識

平成20年度全国学力・学習状況調査の結果では、学校のきまり・規則を守っている児童生徒の方が、正答率が高い傾向が見られます。

本県の児童生徒のきまり・規則を守る割合は、全国平均を上回ります。

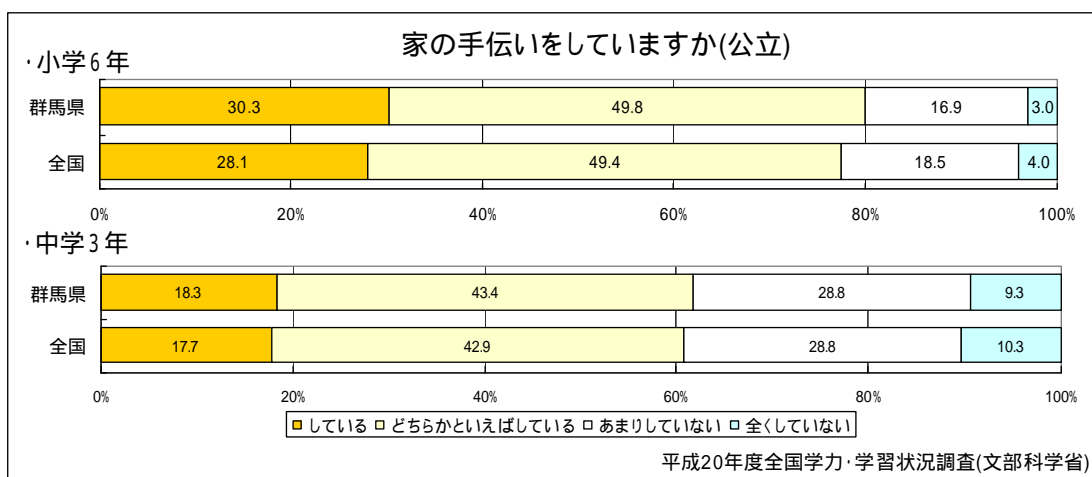
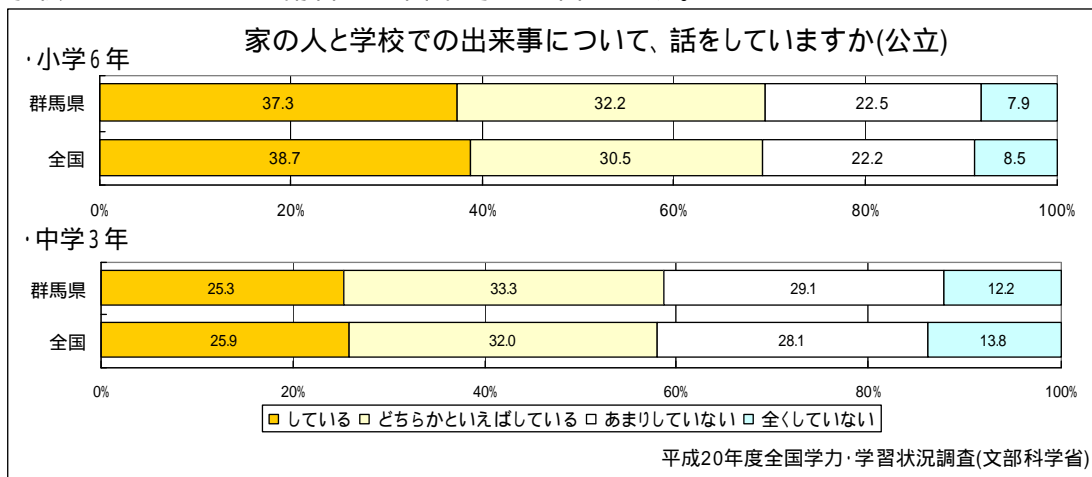
無回答は、各項目すべて0.1%以下(記載省略)



・家庭でのコミュニケーション

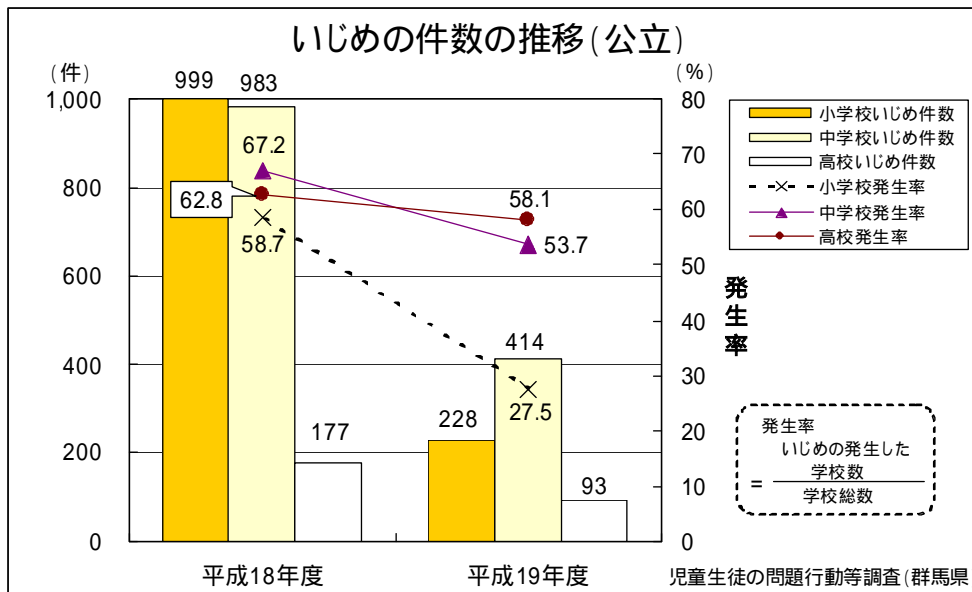
平成20年度全国学力・学習状況調査の結果では、家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の方が、正答率が高い傾向が見られます。

本県の「家の人と学校での出来事について話をしている」割合は全国平均、「家の手伝いをしている」割合は全国平均を上回ります。



## いじめの状況

平成19年度の小中高校のいじめの件数は、平成18年度に比べて減少しました。



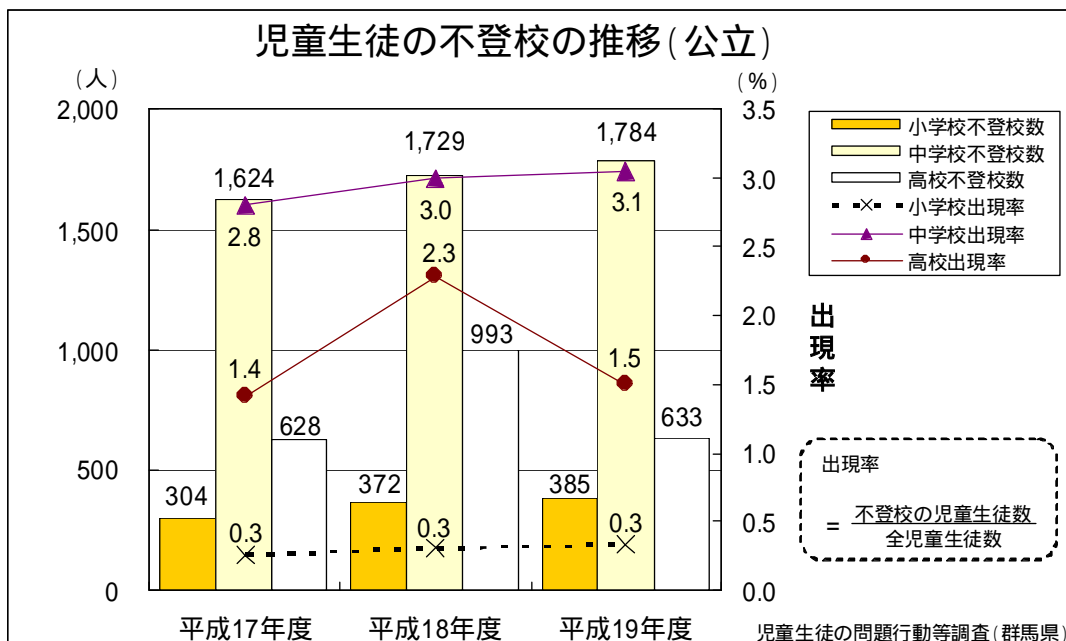
### 調査におけるいじめの定義

児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けて精神的な苦痛を感じているもの

## 不登校の状況

不登校の児童生徒は、小中学校では増加傾向にあります。

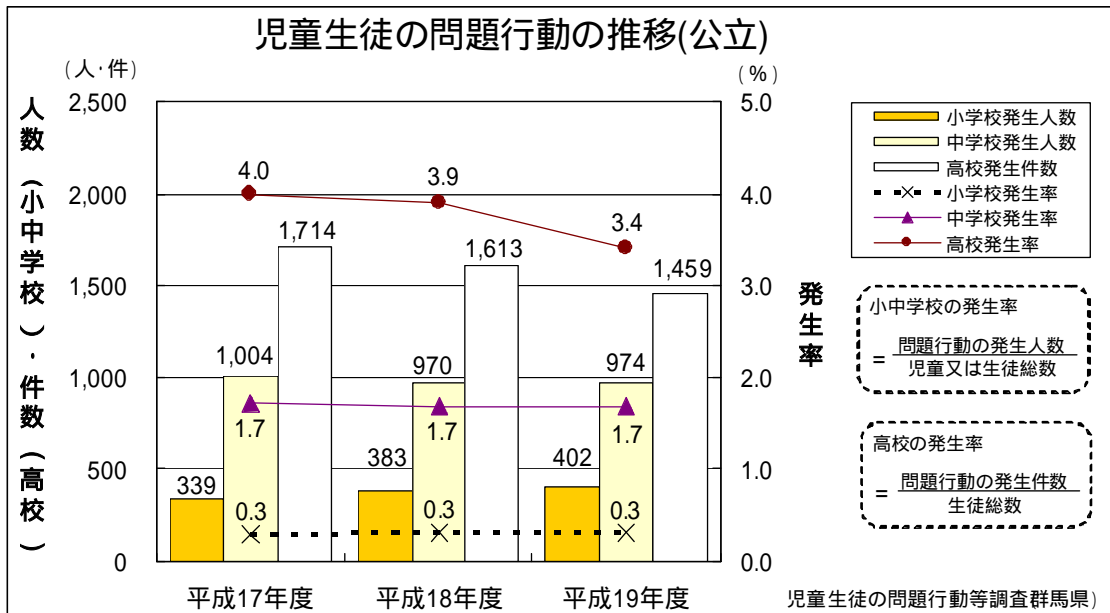
小学校の出現率は0.3%ですが、中学校では3.1%に急増します。



- ・不登校とは、年度の間に30日以上欠席した状態のこと
- ・高校の数値は、全日制と定時制の数を合算したもの

## 問題行動の状況

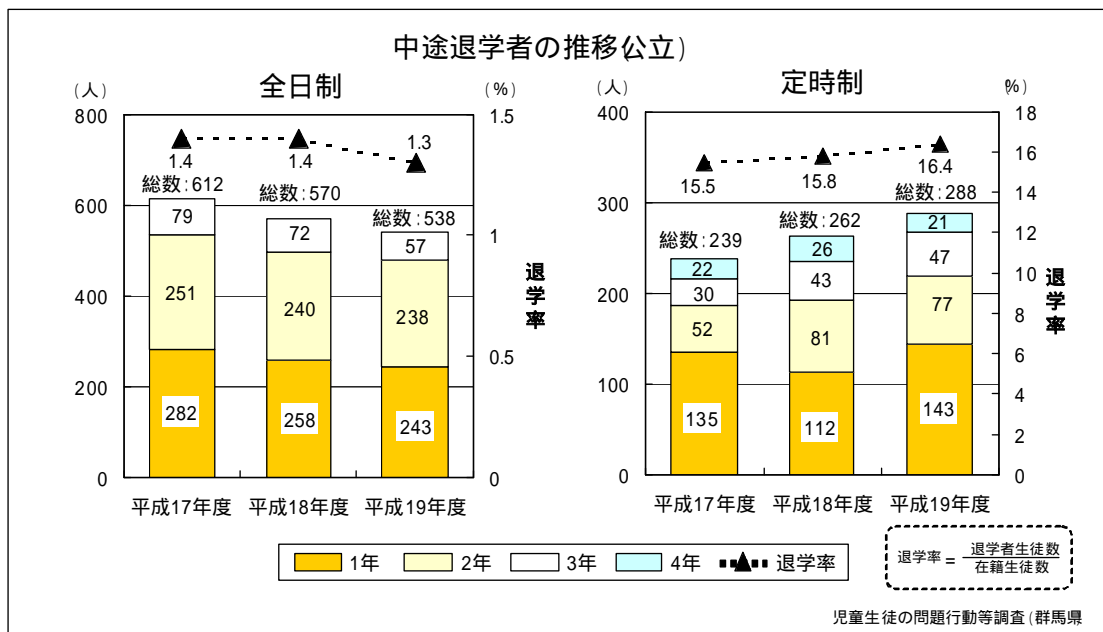
問題行動を行う児童生徒は、中学校で急激に増加し、その傾向は高校で継続します。



- ・小中学校における問題行動とは、「万引」、「金品の盗み」、「喫煙」、「家出」、「夜遊び」、「金品の強要」、「生徒間暴力」などを指します。
- ・高校における問題行動とは、「校則違反」、「喫煙」、「窃盗万引」、「暴行傷害」、「交通違反」、「飲酒」、「恐喝脅迫」などを指します。

## 中途退学者の状況

公立高校の中途退学者は、全日制では減少傾向、定時制では増加傾向にあります。全日制の高校では1.3%、定時制では16.4%の生徒が中途退学しています。中途退学者の数は、第1学年が一番多く、学年の進行とともにその数は減少します。

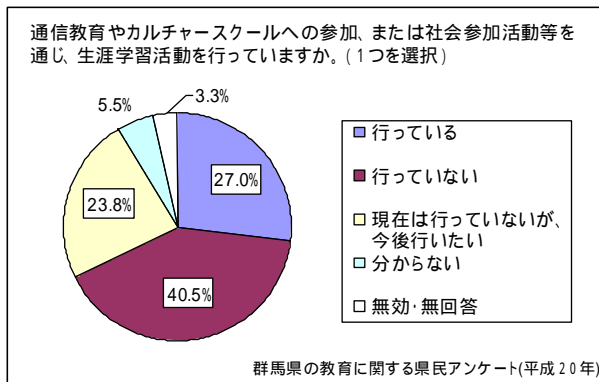




### (3) 生涯学習・社会教育

#### 生涯学習の実施状況

生涯学習の実施状況は、次のとおりです。



#### 図書館の設置状況

公立図書館の設置状況は、次のとおりです。

(単位：館、人)

区分	中部	西部	吾妻	利根・沼田	東部	計
図書館数	13	12	2	1	13	41
1館当たりの人口	53,939	48,569	32,810	93,927	44,658	49,369

(図書館数は平成19年度実績、人口は平成17年度国勢調査を使用)

- ・公立図書館には、点字図書館、議会図書室を含む。
- ・中部(前橋市、伊勢崎市、渋川市等)、西部(高崎市、藤岡市、富岡市、安中市等) 東部(桐生市、太田市、館林市、みどり市等)

#### 公民館の設置状況

公民館の設置状況は、次のとおりです。

(単位：館、人)

区分	中部	西部	吾妻	利根・沼田	東部	計
公民館数	46	79	20	12	51	208
1館当たりの人口	15,244	7,377	3,281	7,827	11,383	9,731

(公民館数は平成19年度実績、人口は平成17年度国勢調査を使用)

#### 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施状況

放課後子ども教室及び放課後児童クラブを実施している割合は、次のとおりです。

区分	放課後子ども教室 (小学校区数に 対する実施率)	放課後児童クラブ (市町村の実施率)
群馬県	28.2%	84.2%
全国	34.3%	88.8%

##### 放課後子ども教室

全ての子どもを対象に、学校の空き教室や校庭等を利用して、地域住民の協力を得て、学習やスポーツ、文化活動を行う事業

##### 放課後児童クラブ

共働き等で昼間家庭に保護者がいない児童を放課後預かり、遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る事業

(放課後児童クラブは平成20年5月1日、放課後子ども教室は平成20年4月1日現在)

#### (4) 文化・スポーツ

##### 文化施設の設置状況

文化施設の設置状況は、次のとおりです。 (単位：館)

区分	県立	市町村立	その他	計
博物館数	3	6	4	13
美術館数	2	5	2	9

- ・上記の文化施設は、博物館法第2条及び第29条に規定する博物館及び博物館に相当する施設です。
- ・主たる事業内容(収集、保管、提示の対象)を絵画、彫刻等の芸術分野の施設を美術館、それ以外を博物館に分類しています。

##### 文化財の状況

文化財の状況は、次のとおりです。

- ・群馬県内文化財指定等一覧(平成21年1月現在) (単位：点)

種 別		国	県	計
重要文化財		55	209	264
重要無形文化財		1	2	3
民俗 文化財	重要有形民俗文化財	3	7	10
	重要無形民俗文化財	4	15	19
記念物	史 跡	44	85	129
	名 勝	6	2	8
	天然記念物	18	98	116
重要伝統的建造物群保存地区		1	0	1
文化財の保存技術		0	1	1
登録有形民俗文化財		1	0	1
登録有形文化財(建造物)		266	0	266
選択文化財	無形民俗文化財	9(8)	0	9(8)
	無形文化財	1	0	1
計		409(8)	419	828(8)

- ・重要文化財とは、建造物や美術工芸品等で重要なもの
- ・重要無形文化財とは、演劇・音楽・工芸技術等で重要なもの
- ・重要有形民俗文化財とは、無形民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具等で特に重要なもの
- ・重要無形民俗文化財とは、衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術で特に重要なもの
- ・史跡とは、貝塚・古墳・都城跡・旧宅等で重要なもの
- ・名勝とは、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等で重要なもの
- ・天然記念物とは、動物・植物・地質鉱物で重要なもの
- ・重要伝統的建造物群保存地区とは、宿場町・城下町・農漁村等で、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、我が国にとって価値が特に高いもの
- ・文化財の保存技術とは、文化財の保存に必要な材料制作、修理、修復の技術等
- ・登録有形民俗文化財とは、有形の民俗文化財で保存と活用が特に必要なもの
- ・登録有形文化財(建造物)とは、建造物で保存と活用が特に必要なもの
- ・選択文化財とは、無形の文化財で記録作成等の措置を講ずべきもの
- ・表中( )内は国又は県指定の文化財と重複している数

スポーツ施設の設置状況  
 スポーツ施設の設置状況は、次のとおりです。

種別	県立	市町村立	その他	計
体育館	4	123	7	134
陸上競技場	3	30	0	33
野球場等	1	218	2	221
サッカー場	1	43	3	47
テニス場	3	124	26	153
プール施設	3	90	43	136
武道場	2	96	37	135
ゴルフ場等	5	5	137	147
スキー場	0	5	18	23

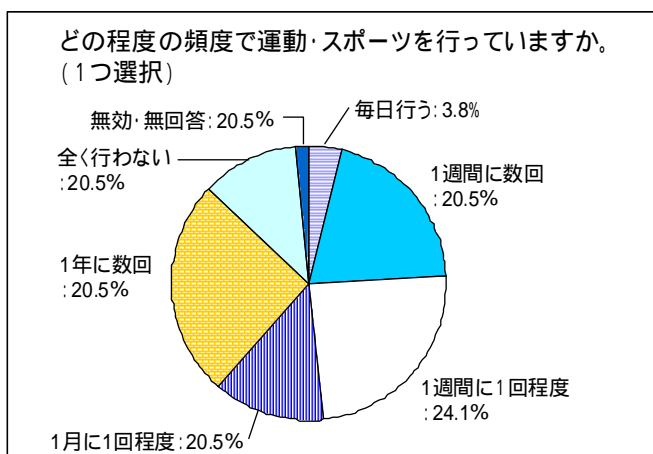
社会教育調査(平成17年)

上の表のうち、主に障害者を対象とするスポーツ施設の設置状況は、次のとおりです。

施設名	種別	設備数
県立ふれあい スポーツプラザ	体育館	1
	陸上競技場	1
	テニス場	1
	プール施設	1
県立ゆうあいピック 記念温水プール	プール施設	1

社会教育調査(平成17年)

運動・スポーツの実施状況

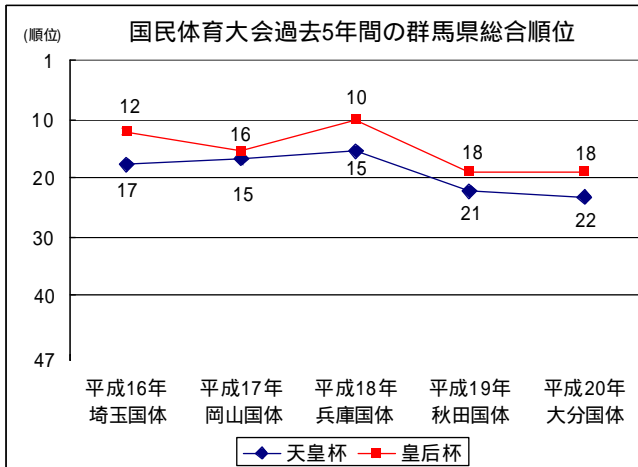


群馬県の教育に関する県民アンケート(平成20年)

## 競技スポーツの状況

### ・国民体育大会の総合順位の状況

平成20年国民体育大会(正式競技:40)の本県の総合順位は、男女総合22位(天皇杯)、女子総合(皇后杯)18位でした。



### ・本県の競技スポーツ選手の状況

北京オリンピック、パラリンピックに出場した選手数

区分	種別	選手数
オリンピック	ソフトボール	6人
	ウエイトリフティング	1
	競泳	1
	サッカー	1
	テニス	1
	フェンシング	1
パラリンピック	ゴールボール	1
	ウィルチェアラグビー	1
	水泳	1

### ニューイヤー駅伝inぐんま(全日本実業団対抗駅伝競走大会)

群馬の新春の風物詩と言えるニューイヤー駅伝。

毎年、元日の上州路を舞台に、トップアスリートたちが熱い戦いを繰り広げています。



## 第2 群馬県がめざす教育

### 1 基本目標

10年後の社会を見通すと、少子・高齢化、情報化、国際化・グローバル化、環境問題の深刻化、雇用の多様化や社会意識の変化などが一層進行し、我が国は多くの課題に直面していくと思われまます。

このため、これからの教育には、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、自ら学び自ら考える力を身につけることで、困難を乗り越えてたくましく生きる力をはぐくむことが求められています。

このような状況を踏まえて、本県教育の基本目標を次のとおりとします。

**たくましく生きる力をはぐくむ**  
**～ 自ら学び、自ら考える力を ～**

### 2 施策の方向

学校教育では、基礎学力の定着や健康な体と豊かな心の育成、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばして夢をはぐくむ取組を推進します。

家庭や地域では、児童生徒の健全育成をめざし、社会全体で家庭教育や子育てを支援します。また、生涯学習や文化・スポーツの振興を通して、健康で心豊かな社会づくりに取り組みます。

# めざす

## 基本目標

たくましく生きる力をはぐくむ  
～ 自ら学び、自ら考える

## 学 校

### 基礎学力の定着を図る

基礎的な学力を着実に習得し、自分の考えを自分の言葉で表現する力を身に付けた子どもを育てる。

### 健康な体と豊かな心を育てる

健康な体と命を大切に、自らを律して、他人を思いやる豊かな心を持った子どもを育てる。

### 安全で充実した 学習環境を整備する

児童生徒の減少に対応しつつ、充実した学習環境を提供できる安全安心な学校をつくる。

### 一人ひとりの夢をはぐくむ

個性や能力を伸ばし、自分の夢の実現に向かって努力する子どもを育てる。

### 社会に貢献する人材を育てる

社会の変化に的確に対応し、社会に貢献する人材を育てる。

# 教育の姿

力を ~



## 家庭・地域

### 子育て支援、 学校・家庭・地域の連携

- ・社会全体で子育てを支援する。
- ・地域の大人みんなで子どもたちを見守り育てる。
- ・家庭の教育を支援する。

### 生涯学習、社会教育の 推進

- ・多様な学習活動を支援し、活力のある心豊かな社会をつくる。
- ・公共的な課題に対応した学習活動を推進する。

### 文化、スポーツの振興

- ・文化やスポーツに親しみ、健康で心豊かな人生をはぐくむ。

### 3 8つの基本施策

本県がめざす教育を実現するため、8つの基本施策に取り組みます。

#### (1) 基礎学力の定着を図る

小中学校での学習指導の充実と教員配置の工夫・改善を進め、児童生徒の授業理解度を高めます。

また、小中学校現場の事務負担軽減、教員の資質向上等を進めて、教員が一人ひとりの児童生徒と向き合う時間を確保し、わかりやすい授業で基礎・基本の確実な定着を図ります。

#### (2) 健康な体と豊かな心を育てる

学校体育と運動部活動を振興することにより、健康な体をつくり、体力・運動能力の向上を図るとともに、集団の中でコミュニケーション能力を育てます。

また、命を大切にできる教育、道徳教育及び人権教育等を通して、マナーやルールを守る意識を持ち、自分や他人を大切にすることができる豊かな心を育てます。

#### (3) 個性や能力を伸ばし、一人ひとりの夢をはぐくむ

キャリア教育や魅力ある高校づくりを通して、児童生徒の夢をはぐくみ、一人ひとりの夢の実現を支援します。

また、少子化に伴い入学者の大幅な減少が見込まれる県立高校について、入学希望者の進路希望に合わせた再編を進めます。

さらに、特別支援教育を充実して、すべての児童生徒の自立に必要な支援を行います。

#### (4) 社会の変化に対応し、社会に貢献する人材を育てる

国際化・グローバル化、情報化、環境問題の深刻化に対応した教育と社会や地域が求める職業教育を推進して、社会に貢献する人材を育てます。

#### (5) 安全で充実した学習環境を整備する

県立学校施設の耐震化や実習設備等を整備して学習環境の維持向上を図るとともに、いじめや不登校等に適切に対応できる安全で安心な学校をつくります。

また、経済的な理由で修学が困難な児童生徒を支援します。

#### (6) 学校・家庭・地域の連携を推進する

幼児教育や子育て支援を通して、家庭の教育力を高めます。

また、学校・家庭・地域が連携して児童生徒等の健全な成長を支援することで、地域の大人と子どもをつなぐのを強化し、子どもの社会性をはぐくみます。

#### (7) 多様なニーズに応える生涯学習・社会教育を推進する

県民の多様な学習ニーズに応える生涯学習を推進します。

また、公共の精神の醸成や公共的な課題について主体的に学ぶ社会教育を推進します。

#### (8) 生きる喜びと創造性をはぐくむ文化・スポーツを振興する

文化・芸術活動の振興や文化財の保護・活用を通して、人々の創造性や感性をはぐくみます。

また、県民が生涯を通してスポーツに親しむことにより、健康の保持や明るく活力に満ちた社会をつくります。



## 各論

### 具体的な取組の展開

教育の目的は、人格の完成をめざし自主的精神に満ちた心身ともに健康な人を育成することにあります。

「各論」では、教育の不変の目的を達成するために、「総論」で示した社会の動向や教育の現状を踏まえて、平成21年度から25年度までの5年間に総合的かつ計画的に推進する具体的な取組を明らかにしています。

#### 「取組」の構成

「取組」は、1つの項目について概ね見開き2頁で記述しており、次の内容で構成しています。

#### 現 状

「取組」を展開する上で、その前提となる現在の状況（客観的事実やその背景）を記述しています。

#### 課 題

現状を踏まえて、より良い教育を提供できるようにするための課題を記述しています。

#### 取組の方向

課題を解決し、基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ ～自ら学び、自ら考える力を～」の達成に向けた取組の方向性を記述しています。

#### 主な事業の概要

平成20年度に実施している関係事業の概要を記述しています。

#### 達成目標

取組の効果が検証できるように、計画の最終年度である平成25年度における達成目標を原則として数値で示しています。

平成21年度からの5年間に講じる具体的な取組  
 ~ 8つの基本施策、18の取組の柱、50の取組 ~

基本施策	取組の柱・取組
第1 基礎学力の定着を図る	児童生徒がわかる授業で基礎・基本を確実に習得する
	取組1 基礎・基本の確実な習得
	取組2 基本的な生活・学習習慣の定着
	取組3 効果的な授業や指導の推進
	教員の資質向上と児童生徒と向き合う時間を確保する
第2 健康な体と豊かな心を育てる	健康な体をつくる
	取組6 児童生徒の体力の向上
	取組7 健康教育の推進
	取組8 食育の推進
	豊かな心を育てる
	取組9 命を大切にす教育の推進
	取組10 人権教育の推進
	取組11 道徳教育の推進
	取組12 マナーやルールを守る意識を育てる
	ふるさとを愛する心を育てる
取組13 ふるさとを学び環境を考える尾瀬学校	
取組14 ふるさとの歴史や先人の歩み、文化、自然を学ぶ	
第3 個性や能力を伸ばし、一人ひとりの夢をはぐくむ	児童生徒の夢の実現に向け魅力ある学校をつくる
	取組15 キャリア教育と進路指導の充実
	取組16 新しいタイプの高校づくり
	取組17 県立高校の再編
	取組18 高校と大学の連携
	取組19 私立学校への支援
	障害のある児童生徒の自立や社会参加を推進する
取組20 特別支援教育の推進	
取組21 障害のある子どもの教育相談	
第4 社会の変化に対応し、社会に貢献する人材を育てる	国際化や情報化に対応する教育を推進する
	取組22 英語教育の推進
	取組23 国際理解教育の推進
	取組24 外国人児童生徒への教育
	取組25 ICT（情報通信技術）活用能力の育成
	社会が求める資質をはぐくみ、社会に貢献する人材を育てる
	取組26 社会を学ぶ体験活動・ボランティア活動
	取組27 環境教育の推進
	職業教育を推進し、若者の自立を支援する
	取組28 県立高校における職業教育
取組29 県立の大学等における職業教育	
取組30 若者の就職支援	
第5 安全で充実した学習環境を整備する	学習環境を整備する
	取組31 県立学校の施設設備の整備
	取組32 修学の支援
	児童生徒の安全と安心を確保する
	取組33 学校の安全確保と安全教育
取組34 いじめ・不登校対策の推進	
取組35 問題行動への対応と中途退学の防止	
第6 学校・家庭・地域の連携を推進する	幼児教育や家庭教育を支援する
	取組36 幼児教育の推進
	取組37 家庭教育を支える教育相談
	取組38 企業やNPO等と連携した家庭教育の推進
	子育てを支援し、地域の教育力を高める
	取組39 子育て支援の推進
取組40 地域の人材や学校支援センターの活用	
取組41 学校評価と学校評議員制度の推進	
第7 多様なニーズに応える生涯学習・社会教育を推進する	多様な学習機会を提供する
	取組42 生涯学習活動の推進
	取組43 読書活動の推進
	社会教育を推進する
取組44 社会教育の推進	
第8 生きる喜びと創造性をはぐくむ文化・スポーツを振興する	文化・芸術活動を振興する
	取組45 芸術教育の推進
	取組46 文化・芸術活動の振興
	取組47 文化財の保護と活用
	取組48 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録
	スポーツを振興する
	取組49 生涯スポーツの振興
取組50 競技スポーツの振興	

## 第 1 基礎学力の定着を図る

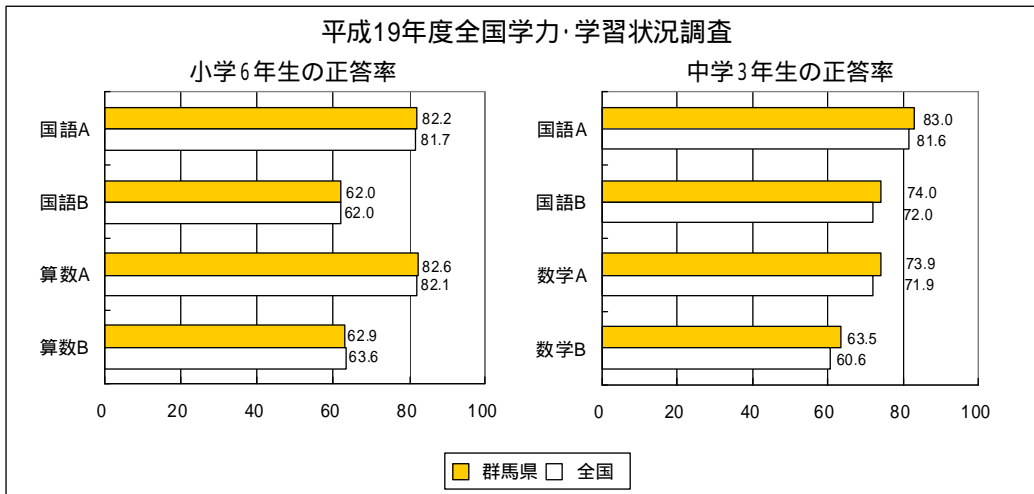
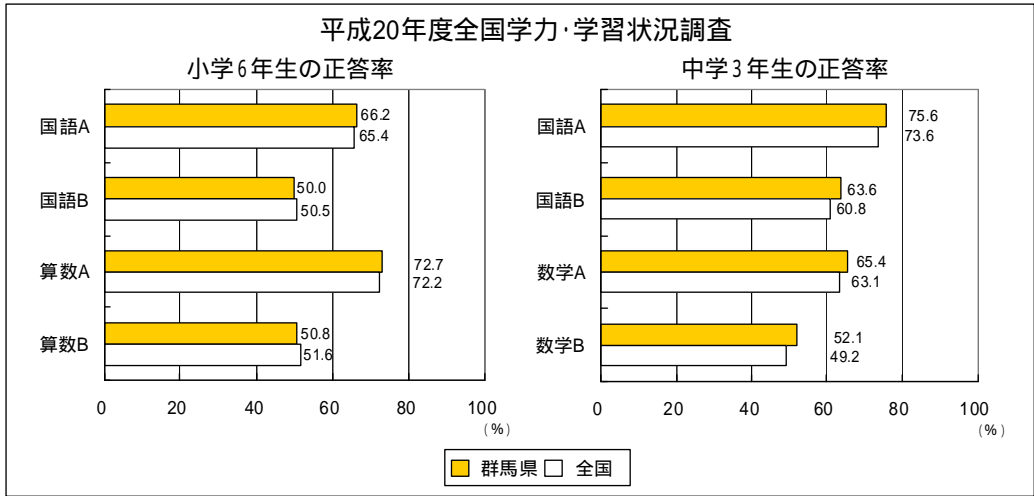
小中学校での学習指導の充実と教員配置の工夫・改善を進め、児童生徒の授業理解度を高めます。

また、小中学校現場の事務負担軽減、教員の資質向上等を進めて、教員が一人ひとりの児童生徒と向き合う時間を確保し、わかりやすい授業で基礎・基本の確実な定着を図ります。

取組 1 基礎・基本の確実な習得

現状

文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査の本県の結果は、以下のとおりです。



- ・国語 A、算数 A・数学 A：主として「知識」に関する問題
- ・国語 B、算数 B・数学 B：主として「活用」に関する問題

教科別に特に正答率の低い問題に着目して調査結果を分析したところ、以下のような傾向が見られました。

数や量、言葉の使い方などが実感をもって理解されていないことが原因でのつまずきが見られる。  
 (事例：小学校の算数で、面積が約150cm<sup>2</sup>であるものを身の回りの具体物(切手、はがき、教科書、教室の床)から選択する問題の正答率が16.6%)  
 日常生活での様々な体験の不足が原因でのつまずきが見られる。  
 (事例：中学校の国語で、二つの宅配便の伝票の書き方を比べて、見やすさのポイントを正しく指摘する問題の正答率が50.9%)  
 与えられた問題文や資料を的確に読み取る力の不足が見られる。  
 (事例：小学校の国語で、提示された「図書館だより」の中から、6年生の読書相談が可能な曜日と時間帯を正しく読み取る問題の正答率が36.0%)  
 これまでに学習している内容の理解が不十分なため、それらを活用する問題でのつまずきが見られる。  
 (事例：中学校の数学で、2年生の「関数」で学習した変化の割合や一次関数の式を使って、上腕骨の長さの差から身長差を導き出す問題の正答率が50.4%)

## 課題

- ・実験や観察、操作的活動など、実感を伴う学習が十分でないため、学習内容が確実に身に付いていないこと
- ・日常生活での体験の不足の影響で、学習内容が確実に身に付いていないこと
- ・問題文の内容を正確に読み取ったり、必要な情報を的確に選択したりする力が不足していること
- ・学習した内容を様々な場面で活用する力の不足が原因で、応用的な問題や発展的な問題を解決できないこと

## 取組の方向

- ・つまずきやすい内容を確実に習得するための基本練習や繰り返し学習を徹底します。
- ・具体的な場面設定の中で、自分の考えを表現したり問題を解決したりするなどの学習活動を行います。
- ・一人ひとりの児童生徒の学習・活動履歴を記録し、効果的な指導が行えるようなモデルをつくります。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・全国学力・学習状況調査の結果分析の活用 文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査の結果分析に基づき、各学校に授業改善のための具体的な資料提供等を行います。	義務教育課
・保育所・幼稚園・小学校・中学校間連携事業 一人ひとりの子どもの学習・活動履歴の継続的な記録を活用した指導の実践的研究を行います。	義務教育課
・PISA型学力の育成を意識した研究 OECDが世界各国の15歳を対象に実施する学力到達度調査の結果を踏まえ、「思考力・判断力・表現力」などの能力の育成を図る授業や体験活動等の在り方について実践的研究を行います。	総合教育センター

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・「授業がわかる」と考えている小中学生の割合	(小6) 82% (中3) 64%	すべての児童生徒が 「授業がわかる」
・全国学力・学習状況調査(文部科学省)において正答率が60%以下であった設問数の割合	(小6) 国語 53% 算数 41% (中3) 国語 25% 数学 39%	繰り返し学習の徹底等による誤答や無解答の減少

### 全国学力・学習状況調査

全国の小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒を対象に、文部科学省が実施する学力・学習状況の調査です。児童生徒の学力・学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ります。

学力調査では国語、算数(数学)について、それぞれ、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を出题し、学習状況調査では生活習慣や学習環境等に関する質問を行っています。

## 平成16年度群馬県教育課程実施状況調査

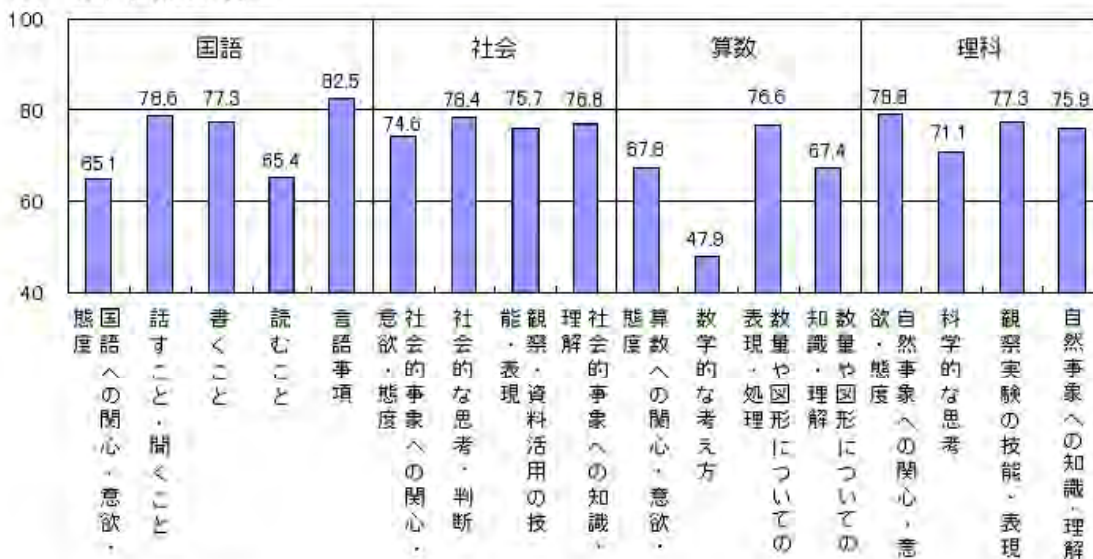
群馬県教育委員会は、平成16年5月に県内の全ての公立小学校6年生及び中学校3年生を対象に、国語、社会、算数・数学、理科、英語の5教科について、群馬県教育課程実施状況調査を行いました。

なお、この調査は平成16年2月に全国の小学校5年生・中学校2年生を対象に文部科学省が抽出調査した問題を活用しています。

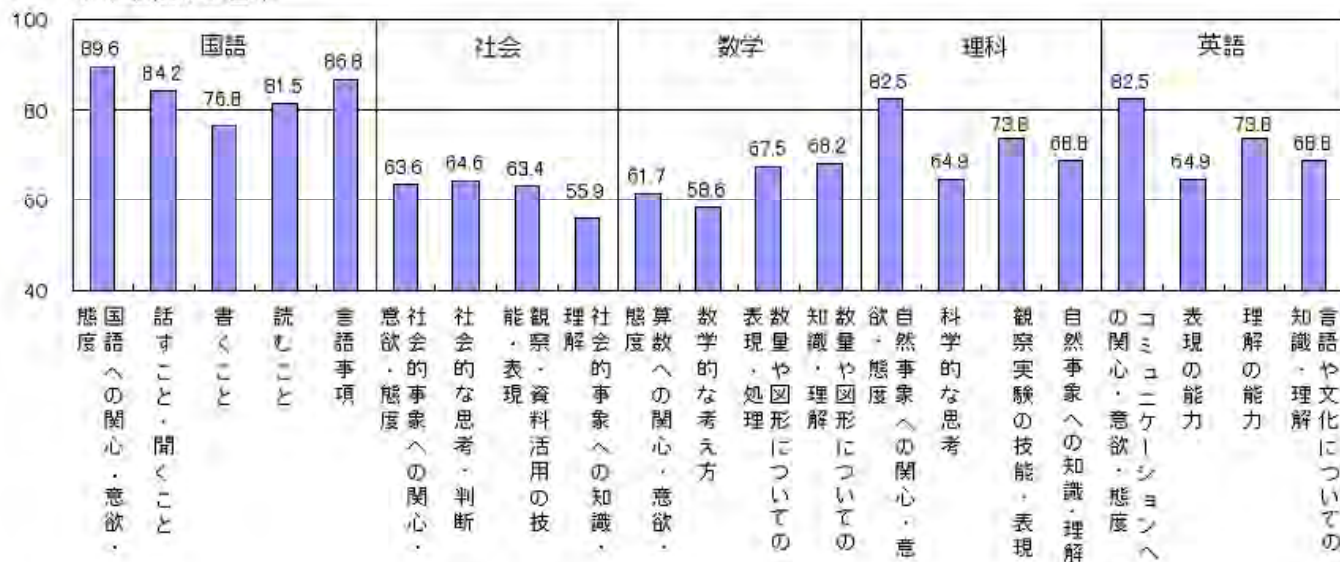
調査結果は以下のとおりです。

## 平成16年教育課程実施状況調査

(%) ○小学校の正答率



(%) ○中学校の正答率



また、調査結果を分析したところ、次のような課題が見られました。

## (1) 国語

## 小学校

自分の立場を明らかにし、相手にわかるような話し方で話すことに課題がある。

事実を客観的に表現する力に課題がある。

自分の考えをもって、その考えを主張しようとする意欲が弱い。

## 中学校

話の中心的内容と付加的内容を区別して聞き取る力や話の構成をとらえる力に課題がある。

読み手にとってわかりやすく書く力や目的に応じて文章構成を整える力に課題がある。

自分の立場を明らかにし、理由を含めて意見を言おうとする意欲が弱い。

(2) 社 会

小学校

自分の生活から離れた国での課題に対して自分なりの考えをもつことの関心が低い。  
既習事項や自分の生活との関わりについて自分なりの言葉で表現する力に課題がある。  
複数の資料を比較したり関連づけたりして読み取ることや基礎的な知識・技能に課題がある

中学校

社会的事象へ関心をもち、自分で進んで考えようとする意欲が弱い。  
複数の事象を比較したり総合したりして考える力に課題がある。  
適切な資料を収集・選択したり、複数の資料を比較・関連させて分析する力に課題がある。

(3) 算 数・数 学

小学校

既習事項と関連づけて考える力に課題がある。  
式と日常生活との関連や式と図を関連させて考えるなどの力に課題がある。  
具体的な計算式などから一般的な法則を見いだすことなどに課題がある。

中学校

問題や問われていることの意味がよく理解できないなど内容を読み取る力に課題がある。  
問題が複雑になると根拠になる性質などをとらえられなくなるなどの課題がある。  
身近な事象を関数的に考えるなど数学的な考え方に課題がある。

(4) 理 科

小学校

定量的関係があやふやなど、正確な知識が定着していない。  
原因と結果を関連させて考えることに課題がある。  
日常生活と関連づけて自然事象を見る態度が弱い。

中学校

観察実験の結果などをデータとして計算したり、グラフ化したりする面で課題がある。  
一つの条件を変えるとどうなるかなどを予想する力に課題がある。  
実験方法と目的とを関連させて理解するなどの面で課題がある。

(5) 英 語

中学校

比較的長文の読み取りで、大切な部分や事実関係をとらえることに課題がある。  
書く内容を見つけれない、適切な表現の仕方を見つけれないなどの課題がある。  
自ら進んで表現しようとする意欲が弱い。

**取組 2 基本的な生活・学習習慣の定着**

**現状**

子どもが望ましい生活習慣を身に付けることは、健やかな成長にとって重要なことであり、学校においても「あいさつ運動」や「早寝・早起き・朝ごはん」運動などに取り組んでいます。

また、学習習慣の定着は基礎学力の習得を図るために不可欠であり、学校では宿題を出すなどして学習習慣が身に付くように工夫しています。

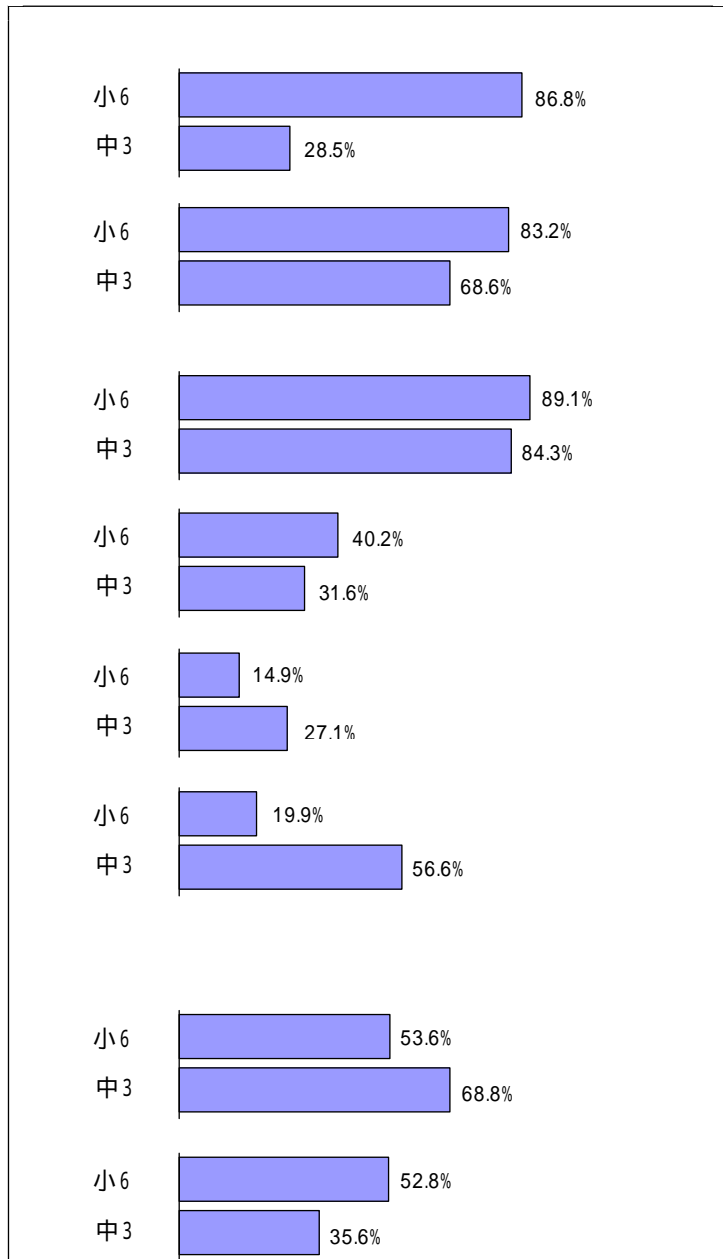
平成20年度全国学力・学習状況調査の結果では、子どもの基本的な生活・学習習慣の定着と正答率には一定の相関関係があるとしています。

本県では、当たり前だけどとても大切な50のルールをまとめた「ぐんまの子どものための50のルール」を作成し、平成17年度から児童に配布して家庭での基本的な生活・学習習慣の定着を支援しています。

なお、「群馬県の教育に関する県民アンケート」(平成20年)では、52.4%の県民が家庭でのしつけやコミュニケーション不足を指摘しています。

平成20年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

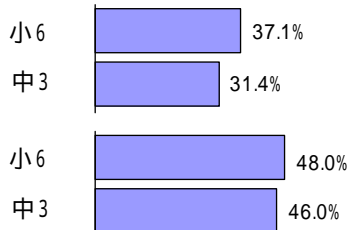
- 生活習慣**
- (就寝時間)
    - ・ 普段(月～金曜日)の就寝時間  
午後11時より前に就寝
  - (起床時間)
    - ・ 普段(月～金曜日)の起床時間  
午前7時より前に起床
  - (朝食)
    - ・ 朝食を毎日食べている
  - (読書)
    - ・ 1日当たり、30分以上読書している  
月～金曜日、家や図書館
  - (インターネット)
    - ・ 1日当たり、1時間以上インターネットをしている  
月～金曜日
  - (携帯電話)
    - ・ 携帯電話の利用状況  
(ほぼ毎日している+時々している)



- 学習習慣**
- (学習時間)
    - ・ 1日当たり、1時間以上勉強している  
月～金曜日、学校の授業時間以外
  - (学習の計画)
    - ・ 家で自分で計画を立てて勉強している  
(している+どちらかといえば、している)



(授業の予習)  
 ・家で学校の授業の予習をしている  
 (している+どちらかといえば、している)



(授業の復習)  
 ・家で学校の授業の復習をしている  
 (している+どちらかといえば、している)



### 課題

- ・学校の授業の予習・復習が習慣化している児童生徒の割合を高めること
- ・自宅で計画的に学習している児童生徒の割合を高めること

### 取組の方向

- ・「全国学力・学習状況調査」等を活用し、基本的な生活習慣・学習習慣の状況を把握します。
- ・ルールブックを活用し、児童生徒への生活指導・学習指導や保護者への家庭教育支援を行います。

### 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・「ぐんまの子どものための50のルール」の配布・普及啓発 「ぐんまの子どものための50のルール」の配布や講演会の開催などを通して、家庭での基本的な生活・学習習慣の定着を支援します。	(教)総務課 生涯学習課 総合教育センター
・「ぐんまの子どもにすすめたい本200選」の活用促進 子どもに読んで欲しい本を200冊選定・紹介することで、子どもが本に対して興味を持つきっかけをつくります。	義務教育課

### 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・朝食を毎日食べている児童生徒の割合 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6) 89.1% (中3) 84.3%	100%
・1日当たり、30分以上の読書をしている 児童生徒の割合(月～金曜日、家庭・図書館) 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6) 30分以上 40.2% (中3) 30分以上 31.6%	(小6) 30分以上 50% (中3) 30分以上 40%
・1日当たりの学習時間 (月～金曜日、学校の授業時間以外) 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6) 1時間以上 53.6% (中3) 2時間以上 37.1%	(小6) 1時間以上 60% (中3) 2時間以上 50%

### トピックス

ぐんまの子どものための50のルール  
 思いやりや公共心をはじめ、子どもに身につけてもらいたい、当たり前だけれど、とても大切なルールを県民の方々から募集して選定しました。



早寝早起きをしよう



朝食をしっかりとう

取組3

効果的な授業や指導の推進

○ 現状

基礎・基本の確実な習得と基本的な学習習慣の定着のため、児童生徒の学習への理解度を高める指導の充実と教員配置の工夫・改善を進めています。

1 学習指導の充実

すべての児童生徒がわかる授業の実践を目指して、学習指導の充実に取り組んでいます。

(1) 授業改善の推進

教育事務所等による教員への指導・助言や、国や県教育委員会が指定した研究指定校・授業改善拠点校等の授業公開、研究成果の発表などを通して、児童生徒の実態に応じたきめ細やかな指導の充実に努めるなど、授業改善を支援しています。



(2) 指導に役立つ情報や資料の提供

ベテランの教員が培ってきた指導技術や優れた教材を、総合教育センターの中にあるカリキュラムセンターに集積し、すべての教員がインターネットを通じてデータを利用できるようにしています。

(3) 全国学力学習状況調査の結果の分析・活用の支援

実施年度ごとの結果分析・活用資料を配付するとともに、総合教育センターにおいて、各学校や個々の児童生徒の学力や学習習慣等にかかわる的確な課題把握ができるシステムを整備しています。

(4) 教員研修の充実

現職教員の大学院への派遣や総合教育センターでの研修、各学校の校内研修などを通して、教員の指導力の向上を図っています。

2 教員配置の工夫・改善

入学・進学時の環境の変化・学習システムの違いによる戸惑いや不安から起こる「小1プロブレム(※1)」や「中1ギャップ(※2)」に対応するため少人数学級編制や少人数指導できめ細かな学習指導を行っています。

(1) さくらプラン（小学校少人数学習支援）

- ・小学校1、2年生は、教員を配置して30人以下学級を編制
- ・小学校3年生は、非常勤講師を配置して実質30人以下学級を実現

(2) わかばプラン（中学校第1学年生活充実支援）

- 中学校第1学年が4学級以上の学校に非常勤講師を配置  
(4学級校1人、5～6学級校2人、7学級以上校3人)

(3) 算数・数学の少人数指導

小学校4年生から中学校3年生までの算数・数学の授業を少人数指導やティーム・ティーチングで指導できるように教員や非常勤講師を配置



※1 小1プロブレム 小学校に入学した1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの落ち着いて授業ができない状態のこと

※2 中1ギャップ 中1プロブレムとも言われ、中学1年生に不登校やいじめが急増する現象のこと

○ 課題

- ・児童生徒が授業の中で自分の考えを発表する機会を増やすなど、効果的な授業や指導の推進により、児童生徒に基礎・基本の確実な習得を図ること
- ・「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等に見られる児童生徒の発達段階の課題に対応した教員の配置をすること

## ○ 取組の方向

- ・効果的な授業の推進に向けた取組を支援し、各学校への成果の普及や情報提供の充実を図ります。
- ・授業充実に向けた相談・支援を行うカリキュラムセンターを充実します。
- ・児童生徒の状況に応じた少人数学級編制や少人数指導できめ細かな指導を行います。
- ・さくらプラン非常勤講師やわかばプラン非常勤講師の常勤化などにより、小学校及び中学校におけるきめ細かな指導をさらに推進します。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>指導主事の学校訪問</b> 教育事務所等の指導主事が学校を訪問し、学校運営や授業展開等の課題に対する助言を行い、学校の教育活動を支援します。</li> </ul>	各教育事務所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>研究指定校・授業改善拠点校指導</b> 義務教育課や教育事務所等の指導主事が実践研究や授業改善に向けた取組に対する助言を行うとともに、公開授業研究会等の開催を支援します。</li> </ul>	義務教育課 各教育事務所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>カリキュラムセンター運営</b> 魅力ある学校づくりと授業の充実のための相談・支援業務を行うため、カリキュラムセンターを整備し、学校の教育活動を支援します。</li> </ul>	総合教育センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>研修支援隊事業運営</b> 総合教育センターの指導主事が学校へ出向いて教員向けの研修を実施するほか、授業に必要な教材や資料の提供等を行い、総合的に学校の教育活動を支援します。</li> </ul>	総合教育センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ぐんま少人数クラスプロジェクト</b> さくらプラン・わかばプランを含めて多様な人材を学校の実情を勘案して配置し、小中学校における少人数学級編制及び少人数指導を推進します。</li> </ul>	学校人事課

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「授業がわかる」と考えている小中学生の割合</li> </ul>	(小6) 82% (中3) 64%	すべての児童生徒が「授業がわかる」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普段の授業で自分の考えを発表する機会が与えられていると思う児童生徒の割合 (当てはまる+どちらかといえば当てはまる) ※全国学力・学習状況調査(文部科学省)</li> </ul>	(小6) 79.7% (中3) 78.9%	90%以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員配置の工夫・改善</li> </ul>	小1、小2で非常勤講師を常勤化し30人以下学級を編制	小中学校におけるきめ細やかな指導をさらに推進

取組 4	教員の資質向上
------	---------

現 状

学校教育は、直接児童生徒の教育に携わる教員の人間性や社会性、指導力に負うところが極めて大きい。本県では、高い専門性だけでなく様々な教育課題に対応できる人材を幅広く採用しています。採用後は、教育者としての使命感、児童生徒への教育的愛情、専門的知識、豊かな教養、実践的指導力などを身に付けた質の高い教員を養成するため、経験年数等に応じた研修を総合教育センターで実施しています。

(公立学校の教員数等の状況)

平成20年学校基本調査

区 分	本務教員数	教員1人当たりの児童生徒数
小学校	6,887人	17.0人
中学校	3,992	14.4
高等学校	3,310	13.3
特別支援学校	1,039	1.6
中等教育学校	49	12.9
計	15,277	14.5

(公立学校教員採用選考の状況)

平成20年度採用選考結果

区 分	志願者数	合格者数	合格 率
小学校	633人	101人	16.0%
中学校	1,016	164	16.1
高 校	714	69	9.7
養護教員	115	12	10.4
計	2,478	346	14.0

(教員採用の工夫)

- ・個人面接を2回行うほか、集団討論を実施する等、人物重視の採用選考を実施するとともに、ボランティア活動、社会体験などを評価し、選考尺度の多元化を図っています。
- ・社会人特別選考、英語科教員特別選考、身体障害者特別選考、現職教員特別選考を実施するなど、募集区分の多様化を図るとともに、社会人特別選考の出願資格を緩和する等、募集対象を広げています。

(教員の資質向上に向けた取組)

- ・教員の研修「ぐんま教職員ステージアップシステム」

研修講座

教員の経験年数に応じた研修や要望に応じた研修等を実施し、本県教員の資質・能力の向上、実践的指導力の向上を図っています。

平成19年度実績

区 分	開催日数	延べ受講者	
初任者・経験者研修	初任者研修等 23講座	230日	14,095人
指 定 研 修	管理職研修等 37講座	128	6,874
希 望 研 修	各教科研修等 35講座	110	2,944
オ ー プ ン 研 修	各教科・領域研修等 9講座	9	1,206
サポ-トセミナー	各教科・領域研修等 3講座	6	314
県 民 教 室	県民天体教室等 2講座	4	141
計	(109講座)	487	25,574

教育研修員研修

学校での指導的役割を担う教員を育成するため、本県における教育課題解決のための研修や企業への長期派遣などを実施しています。

- ・カリキュラムセンター（総合教育センター内）による支援
  - 研修支援隊
  - 要望に応じて、総合教育センター指導主事が学校等に出向いて研修を支援します。
  - 教育関係資料の収集と提供
  - 教材・教具や県内外の研究報告書等の教育関係資料を収集し、県内教育関係者へ貸出・提供を行います。
  - 若手教員のための相談コーナー
  - 若手教員の生活・学習指導上の悩み等の解決を支援します。

### 課題

- ・すべての教員が、十分な指導力を身に付け、児童生徒にとってわかる授業が行えるようにすること
- ・各学校等の教育課題の解決に役に立つ研修を行うこと
- ・教育研修員の研修成果等を活用し、学校や教員が教育活動の改善を図ること
- ・教員の資質向上につながる教育関係資料の収集と提供を図ること

### 取組の方向

- ・教員採用の選考方法や募集方法の改善を一層進め、本県が求める資質を有する教員を確保します。
- ・学校等の要望に応じて講師派遣を行い、学校現場の必要性に応じた研修を実施します。
- ・授業づくりに役立つ学習指導案や本県の教育研修員の研究成果等を蓄積し、すべての教員が児童生徒にわかる授業を行えるようにします。

### 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員採用選考の実施</li> </ul> 高い専門性だけでなく、様々な教育課題に対応できる人材を幅広く採用します。	学校人事課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐんま教職員ステージアップシステム</li> </ul> 教職員の経験年数に即した体系的な研修を実施し、教職員のより一層の資質の向上を図ります。	総合教育センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修支援隊事業運営</li> </ul> 総合教育センターの指導主事が学校へ出向いて教員向けの研修を実施するほか、授業に必要な教材や資料の提供等を行い、総合的に学校の教育活動を支援します。	総合教育センター

### 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「授業がわかる」と考えている小中学生の割合</li> </ul>	(小6) 82% (中3) 64%	すべての児童生徒が「授業がわかる」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修講座における受講者の満足度</li> </ul>	(H19) 90%	95%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校への講師派遣の回数(研修支援隊)</li> </ul>	(H19) 243回	300回

取組 5	小中学校現場の事務負担軽減
------	---------------

**現状**

小中学校の教員が事務的な業務に多くの時間を取られて、授業についていけない児童生徒に対する個別指導や教材研究の時間の確保などが困難であったり、不登校や問題行動に十分な対応ができなくなっているという指摘がされています。

本県では、平成 17 年度に小中学校教員の勤務実態や多忙感の要因を把握するための調査を実施しました。調査結果では、教員の 93% が勤務時間外の業務を、81% が持ち帰り業務をしていることが判明しました。なお、「現在の職務が忙しい」と回答した教員は 97% とほぼ全員でした。

時間外の業務と持ち帰り業務の状況  
(1 週間、1 人当たり)

小学校教員	13 時間 15 分
中学校教員	19 時間 36 分

『教員のゆとり確保』のための調査研究

平成 18 年度からは、小中学校教員の授業準備や児童生徒と触れ合う時間を確保するため、県教育委員会と市町村教育委員会が連携して、学校現場の事務負担軽減に取り組んでいます。

(取組の概要)

- ・ 県と市町村教育委員会が連携した取組 (改善重点 5 項目)

項目	取組状況等
校務の効率化・IT 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の指導要録・出席簿をパソコンで作成することを解禁</li> <li>・ 同一の校務支援ソフトウェアをより多くの市町村で導入することを決定</li> </ul>
会議、研修、調査照会の見直し	<p>平成 19 年度の整理統合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村：会議 29.5%、研修 18.3%、調査照会等 39.6%</li> <li>・ 県：会議 27.3%、研修 36.9%、調査照会等 22.4%</li> </ul>
部活動の適正化	<p>中学校長会と中学校体育連盟の申合せ事項 (平日の活動は原則 2 時間、日没を踏まえて下校、土日の 1 日は原則休み、科学的トレーニングの実施等) の周知徹底を確認</p>
集金事務の改善 (学校給食費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計・徴収事務マニュアル (学校給食費事務マニュアル) を作成</li> <li>・ 教員から教育委員会事務局等への事務移管を推進することを決定</li> </ul>
教材研究の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合教育センター内のカリキュラムセンターを充実させ、教員が教材研究や授業準備するために必要な教材・資料等を提供</li> </ul>

・ 学校における業務改善

モデル校の改善グループの教員が自主的に改善したい事項を選定し、現状把握・目標設定・業務改善 (PDCA を回す) を行う小集団活動に取り組んでいます。また、モデル校の成果は、業務改善事例集やリーフレットとして小中学校へ配付し、各学校での業務改善の取組を支援しています。

平成 20 年度モデル校での実践研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 打ち合わせ・会議の効率化について (中学校 3 校)</li> <li>・ 机上の書類と教材・教具等の整理・整頓について (小学校 1 校、中学校 1 校)</li> </ul>
--------------------	--

### 課題

- ・小中学校の教育課題は複雑化・多様化しており、教員の会議、研修、調査照会などの事務負担は増大する傾向にあること

### 取組の方向

- ・県と各市町村教育委員会は、自らが実施する会議、研修、調査照会等を定期的に見直します。
- ・教職員の情報共有を図る校務支援ソフトウェア（群馬県版校務支援標準システム）をより多くの小中学校に導入します。
- ・運動部活動（中学校）が、群馬県中学校校長会と同中学校体育連盟の「申合せ事項」に基づき実施されるよう周知徹底するとともに、技術的指導を行う外部指導者の活用を推進します。
- ・学校給食費事務マニュアル等を活用した事務の効率化・標準化を推進します。
- ・総合教育センター内のカリキュラムセンターを充実させ、教員の利用を促進します。
- ・学校における業務改善活動を分析し、教員が自主的に改善活動を進める仕組みづくりを行います。

### 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県市町村教育長協議会での年度別実施方針の決定 毎年度、協議会で教育現場の事務負担軽減を図る取組を決定し、県と市町村の教育委員会が連携して推進します。</li> </ul>	(教)総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校における業務改善 教員の学校での自主的な改善活動を促進し、事務業務の効率化を図ります。</li> </ul>	学校人事課

### 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校務支援ソフトウェアの導入市町村数</li> </ul>	3市町	12市町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議、研修、調査照会等の見直し</li> </ul>	(市町村) 会議 29.5% 研修 18.3% 調査照会等 39.6% (県) 会議 27.3% 研修 36.9% 調査照会等 22.4%	(市町村) 会議 30% 研修 20% 調査照会等 40% (県) 会議 30% 研修 40% 調査照会等 25%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カリキュラムセンターの利用者数</li> </ul>	6,412人	インターネットですべての教員が利用できる環境づくりの推進





## 第2 健康な体と豊かな心を育てる

学校体育と運動部活動を振興することにより、健康な体をつくり、体力・運動能力の向上を図るとともに、集団の中でのコミュニケーション能力を育てます。

また、命を大切にする教育、道徳教育及び人権教育等を通して、マナーやルールを守る意識を持ち、自分や他人を大切にすることができる豊かな心を育てます。

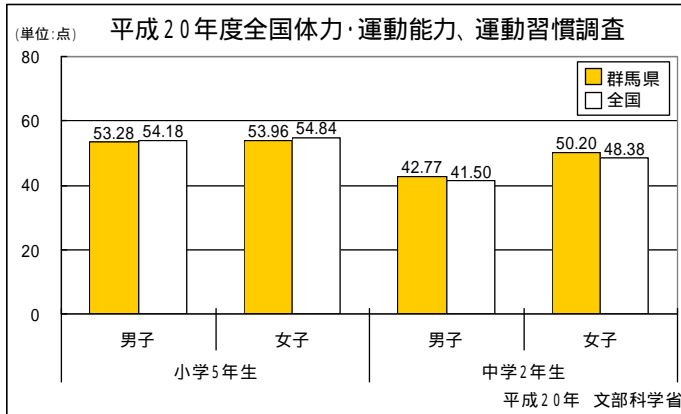
取組 6 児童生徒の体力の向上

現状

運動する機会・場所の減少や集団の中でコミュニケーション能力を培う場所が少なくなっており、本県の児童生徒の体力・運動能力は、全国と同様に低下傾向にあります。

なお、平成19年度学力・学習調査によると、約80%の児童生徒が外遊びや運動を行っています。

(児童生徒の体力の状況)



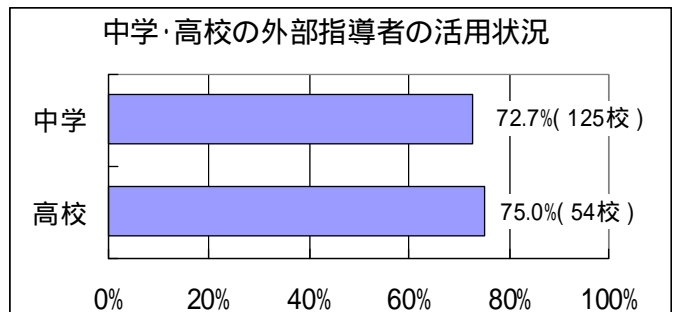
(体育の授業時数・体力の向上のポイント・運動に親しむ態度)

学年	時数	体力向上のポイント	運動に親しむ態度
小	1	巧みに動ける体づくり	運動が好きになる
	2		
	3・4		運動の楽しさや喜びが味わえる
	5・6		
	中		
1			
2			
高	3	力強さとスピードのある動きのできる体づくり	運動が得意になる
	1		
	2		
3	88		

体育の授業時数は現行( )内は新学習指導要領による年間授業時数

(運動部活動)

- ・運動部活動の加入率は、中学校78.7%、高校44.9%です。
- ・本県では、部活動の充実を図るため、外部指導者を積極的に活用しています。
- ・水球やソフトボールなど、一部の種目では、毎年全国優勝や優秀な結果を残しています。



課題

- ・小学校においては、体育指導が苦手な教員の授業を支援すること
- ・生徒の健康や学校生活とのバランスに配慮した運動部活動を実施すること
- ・運動部活動の顧問教員の指導力を向上すること

## 取組の方向

- ・ 体育指導の苦手な教員でも質の高い体育授業が行えるよう、体育授業の指導資料を作成し、学校への普及を図ります。
- ・ 専門的な実技指導力を備えた地域の人材等を活用した体育授業を推進し、体育授業の質の向上を図ります。
- ・ 各学校、地域の状況に応じて、運動部活動の加入率の向上と活性化を図ります。
- ・ 外部指導者の活用を推進します。
- ・ 学校・家庭・地域の代表による連絡協議会等子どもの体力向上を検討する機会を設けます。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・ 児童生徒新体力テスト・体力優良賞授与 小中高校生の体力・運動能力を調査し、現状を把握します。 体力・運動能力が一定の基準に達した児童生徒に対して体力優良証を授与します。	スポーツ健康課
・ 体育授業モデル構築事業 小中学校の体育・保健体育の授業モデルの構築します。	スポーツ健康課
・ 学校体育実技指導協力者派遣事業 体育授業等に民間人を派遣します。	スポーツ健康課
・ スポーツエキスパート活用事業 運動部活動に外部指導者を派遣します。	スポーツ健康課
・ スポーツ健康元気アップ事業(実践推進地区を含む) 実践推進地区を指定し、地域との連携による児童生徒の健康や体力向上を図ります。	スポーツ健康課

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・ 「運動することが好き」と回答した児童生徒数 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文科省調査)	(小5) 男子 69.1% 女子 54% (中2) 男子 60.4% 女子 47.5%	(小5) 75% (中2) 65%
・ 新体力テストの測定結果 (全国平均を上回る検査項目数の率) 率 = 全国平均を上回る検査項目数 / 検査項目総数	(H19) 35.3% (72/204 項目)	50% (102/204 項目)
・ 児童生徒への体力優良証の交付率 交付率 = 小中高の交付者総数 / 小中高の児童生徒数	(H19) 10.5%	12.5%

取組7 健康教育の推進

現状

近年の社会環境や生活環境の変化は、生活が便利になった反面、児童生徒への心身の健康にも大きな影響を与えており、夜型生活や朝食欠食の増大、メンタルヘルスのほか、アレルギー疾患、薬物乱用、感染症等の健康問題が生じています。

各学校では、健康教育を行い、児童生徒が自ら進んで自己管理を行う力を育成しています。

(主な発育・健康の状況 ( ))

- ・身長・体重・座高の平均値は、全国平均とほぼ同じ水準です。
- ・「むし歯」がある者の割合(処置完了者を含む)を年齢別に見ると、17歳が67.5%と最も高く、5歳を除いた年齢で50%以上になっています。
- ・一般的に眼鏡等が必要となる裸眼視力が0.3未満の者の割合は年齢とともに上昇し、17歳で50.5%になります。
- ・肥満傾向児の出現率( )は、ほぼ全ての年齢で全国平均を上回っています。

肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者です。

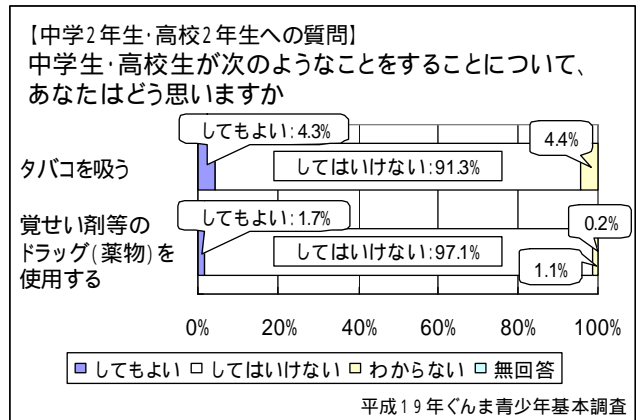
(肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100(%))

(薬物乱用防止)

学校では、児童生徒が薬物に関する正しい知識を身に付け、適切な判断や行動ができるよう、薬物乱用防止教室などを開催しています。

(平成19年度薬物乱用防止教室の開催状況)

公立小学校	16.6% (57 / 343校)
公立中学校	53.4% (93 / 175校)
県立高校(全日制)	65.7% (44 / 67校)

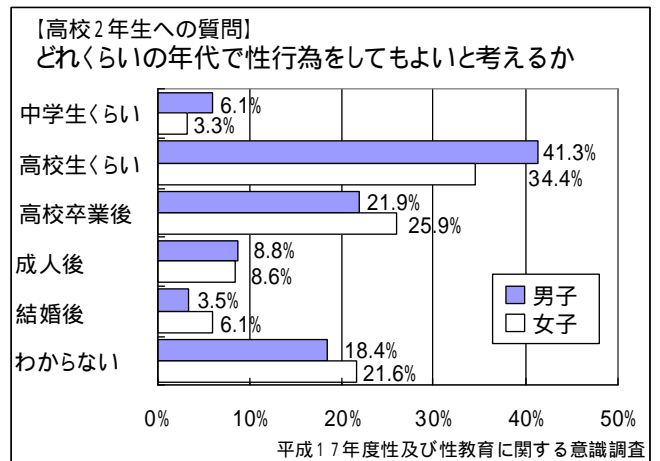


(感染症予防)

学校では、児童生徒が性情報の氾濫や性感染症、望まない妊娠などの健康問題に対応できる能力や態度を育成するとともに、性教育(エイズ教育)講演会などを発達段階に応じて開催しています。

(平成19年度性教育(エイズ教育)講演会の開催状況)

公立小学校	37.9% (137 / 343校)
公立中学校	42.5% (74 / 175校)
県立高校(全日制)	89.6% (60 / 67校)



## 課題

- ・健康診断や毎日の健康観察等により児童生徒の健康状態を的確に把握すること
- ・生活習慣病予防や薬物乱用防止、感染症予防などについて、児童生徒が正しい知識と判断力を身に付け、実践できること
- ・家庭や地域の関係機関、専門機関と一層の連携を図ること

## 取組の方向

- ・毎年定期的に健康診断を実施し、児童生徒の健康の保持増進を図ります。
- ・生活習慣病や薬物乱用防止、感染症予防などについて児童生徒が正しい意思決定と行動選択ができる力を身に付けるための啓発活動、教職員対象の研修会、保護者対象の講演会等を行います。
- ・飲酒・喫煙・薬物乱用に関する正しい知識理解を深め、望ましい行動選択ができる児童生徒の育成をめざし、関係機関等と連携して喫煙防止講習会や薬物乱用防止教室を開催します。
- ・発達段階に応じた効果的な性教育を実施するため、関係機関等と連携して性教育（エイズ教育）講演会を開催します。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・健康診断事業 毎年定期的に健康診断を実施し、児童生徒の健康の保持増進を図ります。	スポーツ健康課
・健康教育総合推進事業及び子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業 地域ぐるみで子どもの健康課題解決のため、包括的な取組を推進します。	スポーツ健康課
・薬物乱用防止指導者研修会、薬物乱用防止教室推進事業 児童生徒を対象に薬物の危険性を啓発する薬物乱用防止教室を開催します。 薬物乱用防止の指導者育成のための講習会を開催します。	薬務課 スポーツ健康課
・喫煙防止講習会の開催 児童生徒や保護者を対象にタバコの健康影響についての講習会を開催します。	保健予防課
・性教育及びエイズ教育の推進 適切な性に関する教育が実施されるよう地域指定を行い、実践研究を行います。 公立小中学校や県立高校へ性教育（エイズ教育）講演会の講師を派遣します。	スポーツ健康課

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
・薬物乱用防止教室を開催している学校の割合 (公立小中学校、県立高校(全日制))	(小) 16.6% (中) 53.4% (高) 65.7%	(小) 30% (中) 60% (高) 70%
・性教育(エイズ教育)講演会を開催している学校の割合 (公立小中学校、県立高校(全日制))	(小) 37.9% (中) 42.5% (高) 89.6%	(小) 45% (中) 50% (高) 95%

**取組 8 食育の推進**

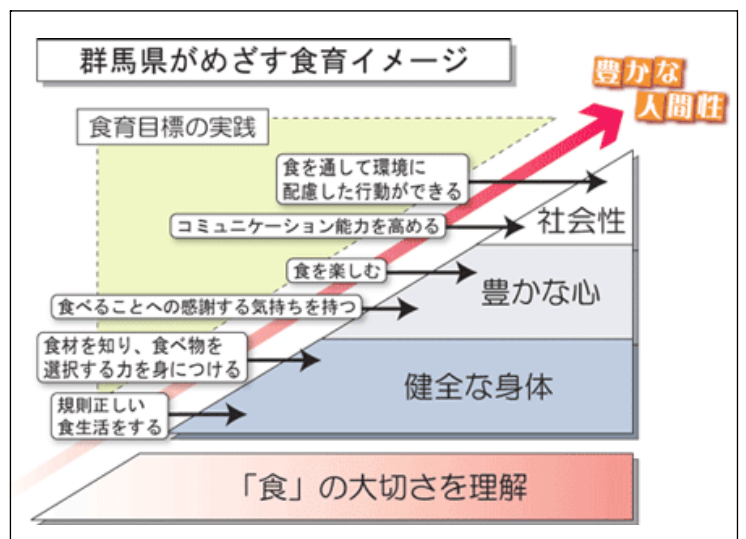
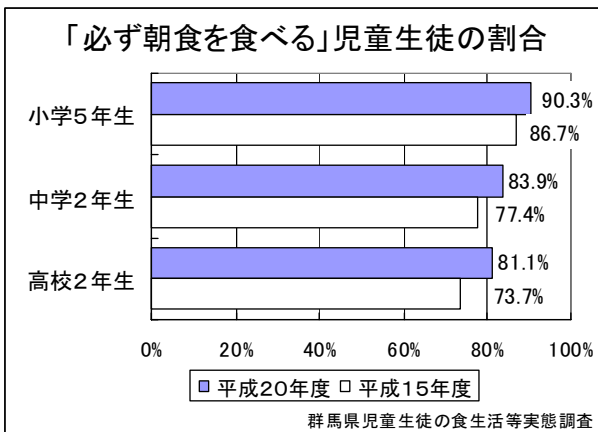
○ 現状

近年、子どもたちに見られる偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れや肥満傾向の増大などの食に関する問題は、生活習慣病を引き起こす一因となることが懸念されています。

本県においては「群馬県食育推進計画（愛称：ぐんま食育こころプラン）」に基づき食育推進のための取組がなされており、各学校では学校給食を通じた食育を推進するとともに、学級活動の時間を活用した「朝食欠食の改善」「野菜嫌いの解消」等の指導を行っています。また、安全・安心な給食のため、衛生管理の徹底と地場産物等安全な食材の利用を推進しています。

（朝食摂取状況）

平成20年度の調査では、「必ず朝食を食べる」児童生徒の割合は増加しています。



群馬県食育推進計画

（学校給食における県産食材利用割合）

県産食材の利用割合は、増加傾向にあります。（国の目標値は30%以上）

	食品数ベース
平成18年度	27.68%
平成19年度	28.14%

（栄養教諭の配置）

平成19年度に6名、平成20年度に8名を新たに配置し、学校給食を活用した食に関する指導を行っています。

（食育教材の作成）

- ・食に関する指導の手引き  
学級活動における計画的・系統的な指導の展開例を記載し、県内教職員に配布
- ・食育カルタ  
幼児への食育を目的に大型判カルタを作成



## ○ 課題

- ・食に関する指導体制の充実や教職員の指導力の向上を図り、教育活動全体を通じて食育を推進すること
- ・学校・家庭・地域が連携し、体験活動等を通じた食育を推進すること
- ・地場産物等の安全な食材の利用促進を図ること
- ・安全・安心な学校給食を提供すること

## ○ 取組の方向

- ・教職員等を対象とした各種研修会において、食に関する意識の啓発を図ります。
- ・指導計画の作成や指導の参考となる手引きを作成・配布します。
- ・学校・家庭・地域が連携し、望ましい食習慣の育成を図ります。
- ・学校給食で地場産物の利用を増やすとともに、農業体験などの体験学習を取り入れ、食への感謝の念と郷土への愛着を深めます。
- ・給食関係者の衛生意識の向上を図り、調理施設の衛生管理を徹底します。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・ <b>学校における食育推進事業</b> 各種研修会を実施し、食に関する指導の充実を図ります。 栄養教諭の資格を有する職員を配置し、食育を推進します。	スポーツ健康課
・ <b>学校給食安全衛生管理巡回指導</b> 県立特別支援学校・市町村立学校・共同調理場を対象に巡回指導を行い、学校給食の充実改善を図ります。	スポーツ健康課
・ <b>学校給食ぐんまの日（10月24日）</b> 地場産物を積極的に利用した学校給食を実施します。児童生徒が地域について理解を深め、生産者に対する感謝の気持ちををはぐくみます。	スポーツ健康課
・ <b>食農教育実践活動推進</b> 小学校を対象に食農教育モデル校を募集し、栽培から収穫、加工までの一貫した農業体験学習を行います。また、その優良事例等を発表する食農教育フォーラムを開催します。	蚕糸園芸課

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H 2 0)	目標年度の状況 (H 2 5)
・「必ず朝食を食べる」児童生徒の割合 ※群馬県児童生徒の食生活実態調査(小中学生の平均)	87.1 %	100%
・学校給食における県産食材の利用割合 (食品数ベース)	(H 1 9) 28.1 %	30 %以上

取組 9

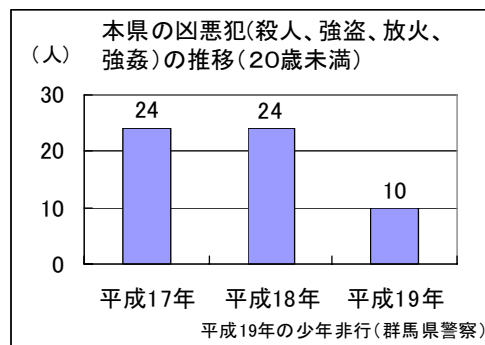
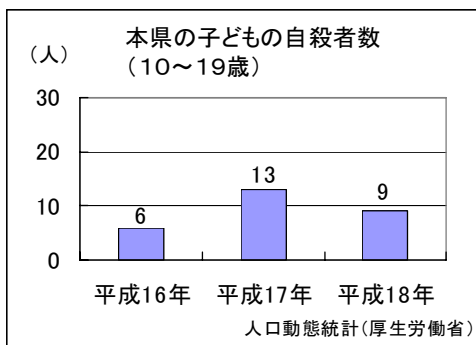
命を大切にする教育の推進

○ 現状

少子化や核家族化により、出産や身近な親族の死などを通して、子どもが命を実感する機会が少なくなっています。

また、様々なゲーム機器やゲームができるパソコン・携帯電話が世の中にあふれて、1日2時間以上ゲームをしている子どもも少なくありません。ゲームの中で仮想の死に頻繁に接する中、空想と現実との区別がつかなくなり、命の重みに対する現実感覚が麻痺してしまう子どもも少なくないと指摘されています。また、対面での人間関係を持てなくなることから、友達関係や社会とのつながりが持てなくなるとの指摘もされています。

本県でも、子どもの自殺、子どもが加害者になった暴行、傷害などの命に関わる事件が発生しています。



学校では、命を大切にし、他人への思いやりを持ち、たくましく生きていけるよう、総合的な学習の時間や特別活動等の時間を活用した様々な体験活動、社会奉仕活動、草花や小動物を育てる活動を行っています。

また、教員が子どもの変化やサインを早期にしっかりと察知できるよう、初任者研修や経験者研修などで、生徒理解力の向上を図っているほか、教職員や保護者を対象とした精神科医による子どもの心と体を理解するための実践講座も行っています。

さらには、教育相談や生徒指導の担当教員を対象とした研修会、研究協議会を開催しています。

このほか、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導担当嘱託員などを配置して、子どもの悩みの早期発見、早期解決に取り組んでいます。

社会教育施設では、家事の手伝いなどの生活体験のある子どもほど、道徳観・正義感が充実するとの調査結果(平成11年生涯学習審議会答申)を踏まえて、子どもたちに宿泊体験活動の機会を提供しています。

○ 課題

- ・児童生徒が、生きるよろこびや命のかけがえのなさを実感すること
- ・児童生徒の悩みの早期発見・早期解決への支援を充実すること
- ・心の悩みを抱えている児童生徒に適切に対応できる教員を育成すること
- ・児童生徒の変化を早期に発見できる校内体制の整備や外部の専門家との連携を充実すること

○ 取組の方向

- ・教職員が児童生徒の良いところをほめるなど、児童生徒自身が自分の存在を価値あるものとして実感できる教育を推進します。
- ・教職員を対象に、子どもの変化を早期に察知できるよう研修を充実するとともに、自殺予防の中心的役割を果たす人材を養成します。
- ・心の悩みをもつ児童生徒に対し、保健室やカウンセラールームをより開かれた場として、学校における心の健康づくり推進体制を整備します。
- ・児童生徒及び保護者に対し、心の悩み等に対応する専門的な相談機関を周知します。



## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>教育活動全体での体験学習等</b> 児童生徒の発達段階に応じ、尾瀬学校、群馬交響楽団の音楽教室、インターンシップ、ボランティア等の体験学習や体験活動を行い、児童生徒の命に関する感性や想像力を育成します。</li> </ul>	義務教育課 高校教育課 生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>児童生徒の心のケアのための教員研修</b> 初任者研修、経験者研修、指定研修及び希望研修等、多くの研修のカリキュラムに児童生徒の心のケアに関する内容を取り入れます。</li> </ul>	総合教育センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>教育関係者等研修会</b> 子どもからのSOSの理解と早期発見のための研修を教育関係者を対象に行います。</li> </ul>	こころの健康センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>広報媒体を活用した専門的な相談機関の周知</b> 県教育委員会ホームページや広報紙「教育ぐんま」を活用し、保護者や児童生徒へ相談機関を周知します。</li> </ul>	(教) 総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>心の問題についての相談</b> 心の悩みについて、本人や家族からの相談に応じ支援します。</li> </ul>	こころの健康センター 県警少年課少年育成センター

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分には、よいところがありますか。 (当てはまる+どちらかといえば、当てはまる) ※全国学力・学習状況調査(文部科学省)</li> </ul>	(小6) 78.7 % (中3) 65.6 %	すべての児童生徒が自分を愛し、他人を思いやることができる
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。 (当てはまる+どちらかといえば、当てはまる) ※全国学力・学習状況調査(文部科学省)</li> </ul>	(小6) 93.6 % (中3) 93.7 %	

### トピックス

#### ・ 命の大切さを実感する体験学習等

児童がより現実的に命の大切さを実感できるよう、関係機関と連携した体験学習を推進しています。また、生きることの大切さを伝える研修を実施するなど、県民に命の大切さを伝えています。



- ・ **動物ふれあい教室**  
子どもたちが直接、動物と触れ合い、命の大切さを実感します。



- ・ **総合教育センターでの研修の様子**  
教員や県民を対象とした研修を実施し、生きることの大切さを伝えます。

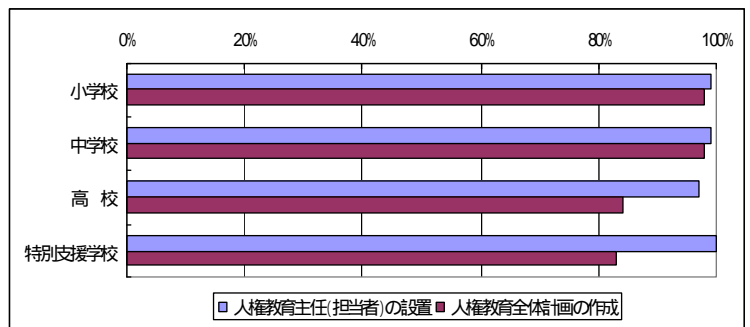
**取組 10 人権教育の推進**

**現状**

人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方を理念とし、人権という普遍的文化を構築するため、平成14年1月に「群馬県人権教育の基本方針」を決定し、人権教育を計画的かつ総合的に推進しています。

平成19年3月には、「群馬県人権教育充実指針」を策定し、学校教育や社会教育、家庭教育における取組の方向性を示すとともに、人権に関する重要課題を、女性、子どもたち、高齢者、障害のある人々、同和問題、外国籍の人々、HIV感染者等の人々、ハンセン病元患者の人々、犯罪被害者等、インターネット等による人権侵害、その他の人権問題（北朝鮮による拉致問題、アイヌの人々など）の11項目とし、その解決に向けた取組を進めています。

各学校では、人権教育主任（担当者）を設置し、人権教育に計画的に取り組むことにより、児童生徒等の発達段階に応じて人権教育を行い、互いに人権を尊重する態度を身に付けられるようにしています。



人権教育推進状況調査（平成20年2月・公立学校）

各市町村では、人権教育市町村協議会等の人権教育推進体制を整備し、人権教育に取り組んでいます。

- ・人権教育に関する学習機会を提供している市町村の割合： 92.1% (平成19年度)
- ・指導者養成を目的とした講座を実施している市町村の割合： 44.7% (平成19年度)

**課題**

- ・児童生徒が、様々な人権問題の解決を自分自身の課題としてとらえるために、各学校での人権学習を家庭や地域に広げていくこと
- ・多様化する人権問題に対して、各学校がどのように取り組んでいくか、適切な対応方法について情報を共有すること
- ・地域社会において、多くの人々が参加できるように様々な人権学習の機会を提供すること
- ・地域で多くの人権教育指導者を養成し、社会全体の人権意識を高めること

**取組の方向**

- ・すべての県民が人権を尊重した考え、行動を取ることができる社会の実現をめざします。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権同和施策推進 人権・同和問題に対する県民の理解と認識を深め、この問題の早期解決を図るため、人権啓発活動の市町村への委託、新聞・ラジオによる広報啓発、関係機関との連携強化等を推進します。</li> </ul>	人権男女共同参画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権感覚育成実技研修会の開催 教職員を対象に、人権感覚育成に有効な手法である参加体験型学習についての実技研修を行います。</li> </ul>	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育推進協議会の開催 各学校の人権教育推進上の諸課題について協議を行います。</li> </ul>	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者対象啓発資料の作成・配布 啓発資料の作成・配布を通して、家庭と連携した人権教育を推進します。</li> </ul>	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育指導者養成講座委託 人権教育の指導者養成のための講座を市町村に委託して開設します。</li> </ul>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育指導者研修（各教育事務所単位） 社会教育における人権教育推進の中核となる指導者の資質向上研修を実施します。</li> </ul>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集会所等における人権教育推進 地域の集会所等を拠点として実施する人権教育を支援します。</li> </ul>	生涯学習課

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権感覚育成実技研修会の受講者数（累計）</li> </ul>	800人	2,000人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育指導者研修の受講者数（各年度）</li> </ul>	831人	900人

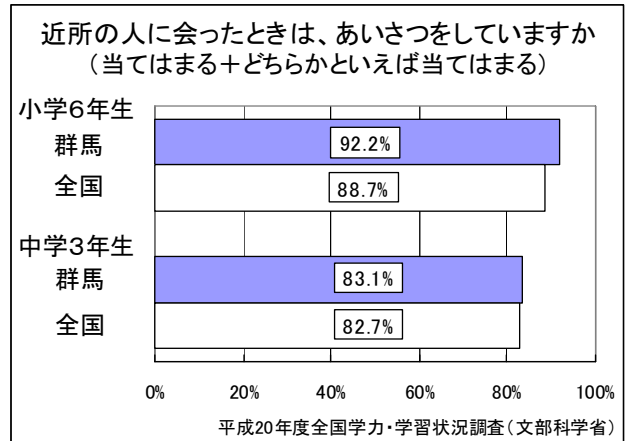
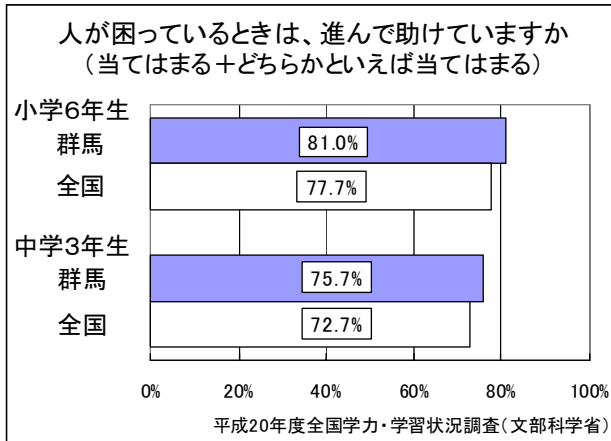
**取組 1 1 道徳教育の推進**

○ 現状

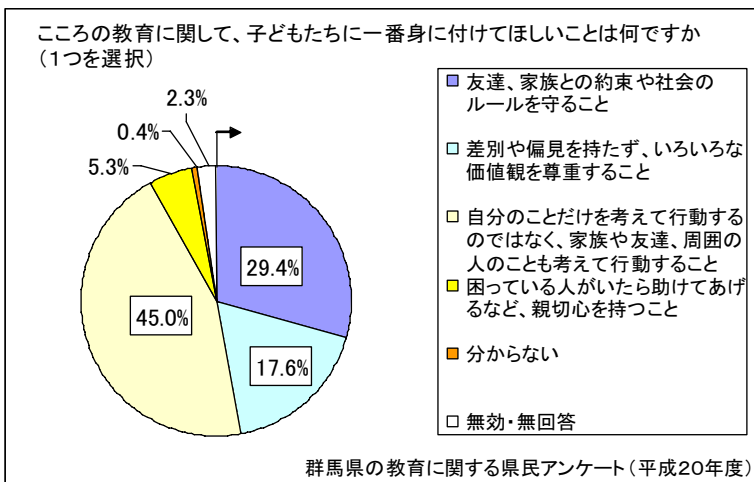
道徳教育は、基本的な生活習慣や社会生活を送る上で、ルールやマナー、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりなど、児童生徒がよりよく生きていくための基盤である道徳性を育成する教育活動です。

学校では、道徳の時間を中心として、教育活動全体で道徳教育を推進しています。

(児童生徒の主な道徳性の状況)



(県民の意識)



○ 課題

- ・学校が組織的・計画的に道徳教育を推進すること
- ・家庭や地域と連携し、道徳教育を推進すること

○ 取組の方向

- ・学校の教育活動全体で児童生徒の道徳性の育成を推進します。  
(主に取組2、取組9、取組10、取組12、取組26参照)
- ・小中学校の道徳教育を担当する教員の設置など、学校での道徳教育の指導体制づくりを推進します。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会・学校への情報提供 道徳教育実践事例集の配付など通して、学校での効果的な取組や指導体制づくりの情報を市町村教育委員会や各学校へ提供します。</li> </ul>	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・地域社会と連携した道徳教育の推進 「道徳教育啓発リーフレット」を活用し、保護者等の道徳教育を支援します。</li> </ul>	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育の推進を主に担当する教員の資質向上 「道徳主任研修」を実施し、道徳教育の推進を担当する教員の資質向上を図ります。</li> </ul>	総合教育センター

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合 ※ 全国学力・学習状況調査（文部科学省）</li> </ul>	(小6) 81% (中3) 75.7%	(小6) 85% (中3) 80%

## トピックス



・道徳教育リーフレット「家族の力は心のエネルギー」について

このリーフレットは、学校・家庭・地域社会が連携した道徳教育についての協議を参考に、群馬県道徳教育推進協議会で作成し、県内公立小学校全児童へ配付したものです。

道徳教育は、学校・家庭・地域社会が連携して取り組むことが重要であり、その連携を深めるために、道徳教育の基本を担う各家庭への呼びかけとしてリーフレットを作成し、取組を促しています。

取組12 マナーやルールを守る意識を育てる

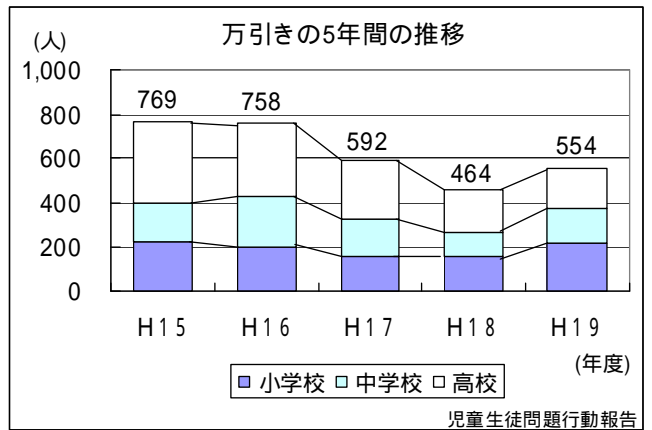
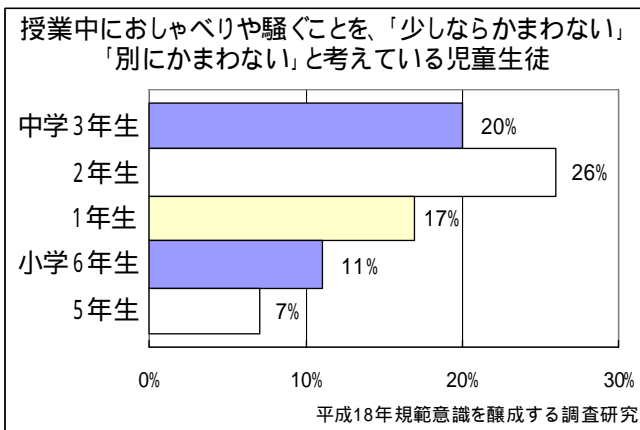
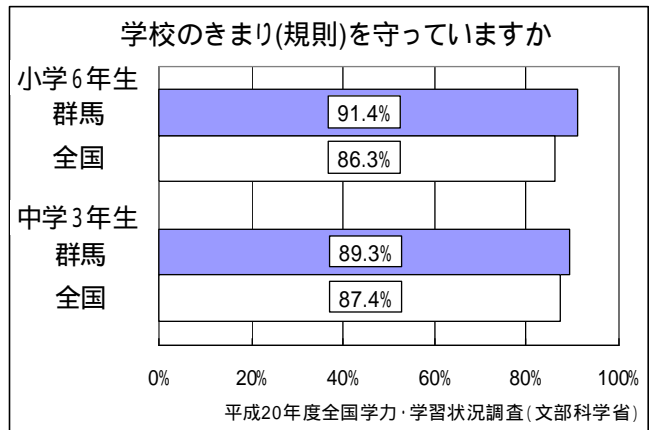
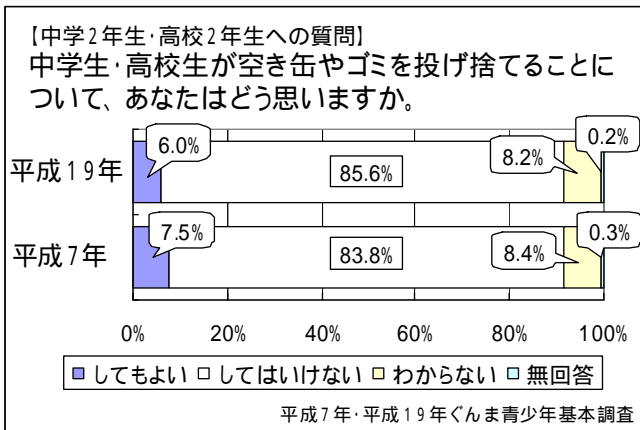
現状

マナーやルールを守る意識が低下していると思われる迷惑行為が社会問題化しています。この背景には、地域社会の人間関係が希薄になっていること、行き過ぎた個人主義、過度な競争原理などの価値観の偏り、子どもの発達の段階に応じたしつけが不十分であることなどが指摘されています。このような中、学校教育では、集団生活を通してマナーやルールを守る意識を育てるとともに、人間関係力などをはぐくむことに取り組んでいます。

・マナーやルールを守る意識

本県の子どものマナーやルールを守る意識は概ね高く、平成7年と平成19年を比較すると、平成19年の方がやや高くなっています。集団生活の中で、マナーやルールを守る意識も、全国平均と比べてやや高くなっています。

しかし、青年期に入ると、それまで他律的に形成されてきたマナーやルールを守る意識が揺らぐ傾向があることから、一方的にマナーやルールを守らせるだけでなく、意味や意義を考えさせる指導を行っています。



・万引きの防止と早期発見

社会的なルールを逸脱した行為の一つに万引きがあります。万引きの発生率(\*)は小学校で0.2%、中学校で0.3%ですが、万引きは初発型非行と言われ、深刻な問題行動へ発展することがあります。自律的にルールを守る意識をはぐくむとともに、未然防止教育の徹底と早期発見が必要です。

平成15年度から5年間の万引き(高校は窃盗を含む)に関わった児童生徒数の推移を見ると、人数は減少していますが、低年齢化の傾向が見られます。小学校低中学年から遊び感覚で集団で行う万引きが目立っており、こうした問題にかかわる子どもたちの、ルールを守る意識の弱さがうかがえます。

(\*)万引きの発生率：全児童生徒数に占める万引きに関わった人数の割合

## 課題

- ・学校と家庭・地域が連携し、子どもたちのマナーやルールを守る意識を育てること
- ・社会におけるマナーやルールを学ぶ機会を拡充すること
- ・万引き等、社会のルールを逸脱した行為の未然防止と早期発見・早期対応を行うこと

## 取組の方向

- ・「ぐんまの子どものための50のルール」を学校や家庭で活用します。
- ・社会におけるマナーやルールを学ぶ場として、規律ある学校づくりを推進します。
- ・マナーやルールを実感できるよう、社会体験活動を拡充します。
- ・万引き等の防止を図るため、学校と警察など関係機関や関係団体との連携をさらに推進します。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体験活動の実施 地域社会でボランティア活動や職場体験活動を実施します。</li> </ul>	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導担当嘱託員の配置 学校生活に不適應を起こしている子どもたちへの適応指導や支援を行います。</li> </ul>	義務教育課 高校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型非行防止教室（万引き防止教室）の実施 県警察本部と県教育委員会との連携等により小学校で実施します。</li> </ul>	義務教育課 県警少年課少年 育成センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導資料「群馬県非行防止プログラム」等の活用 県警察本部と県教育委員会が共同で作成した非行防止プログラム等を活用し、中学校の学級活動等で、万引きや暴力行為などの問題行動の未然防止に関する指導を実施します。</li> </ul>	義務教育課 県警少年課少年 育成センター

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き缶やゴミを投げ捨てることについて、「しないほうがよい」または「してはいけない」と答える児童生徒の割合 ぐんま青少年基本調査</li> </ul>	(H19) (小5) 95.9% (中2) 87.2% (高2) 83.8%	すべての子どもがマナーやルールを守れる
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校のきまり（規則）を「守っている」または「どちらかといえば、守っている」と答える児童生徒の割合 全国学力・学習状況調査（文部科学省）</li> </ul>	(小6) 91.4% (中3) 89.3%	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型非行防止教室（万引き防止教室）実施校 （県警少年育成センターとの連携を含む）</li> </ul>	小学校110校	小学校全校

取組 1 3 ふるさとを学び環境を考える尾瀬学校

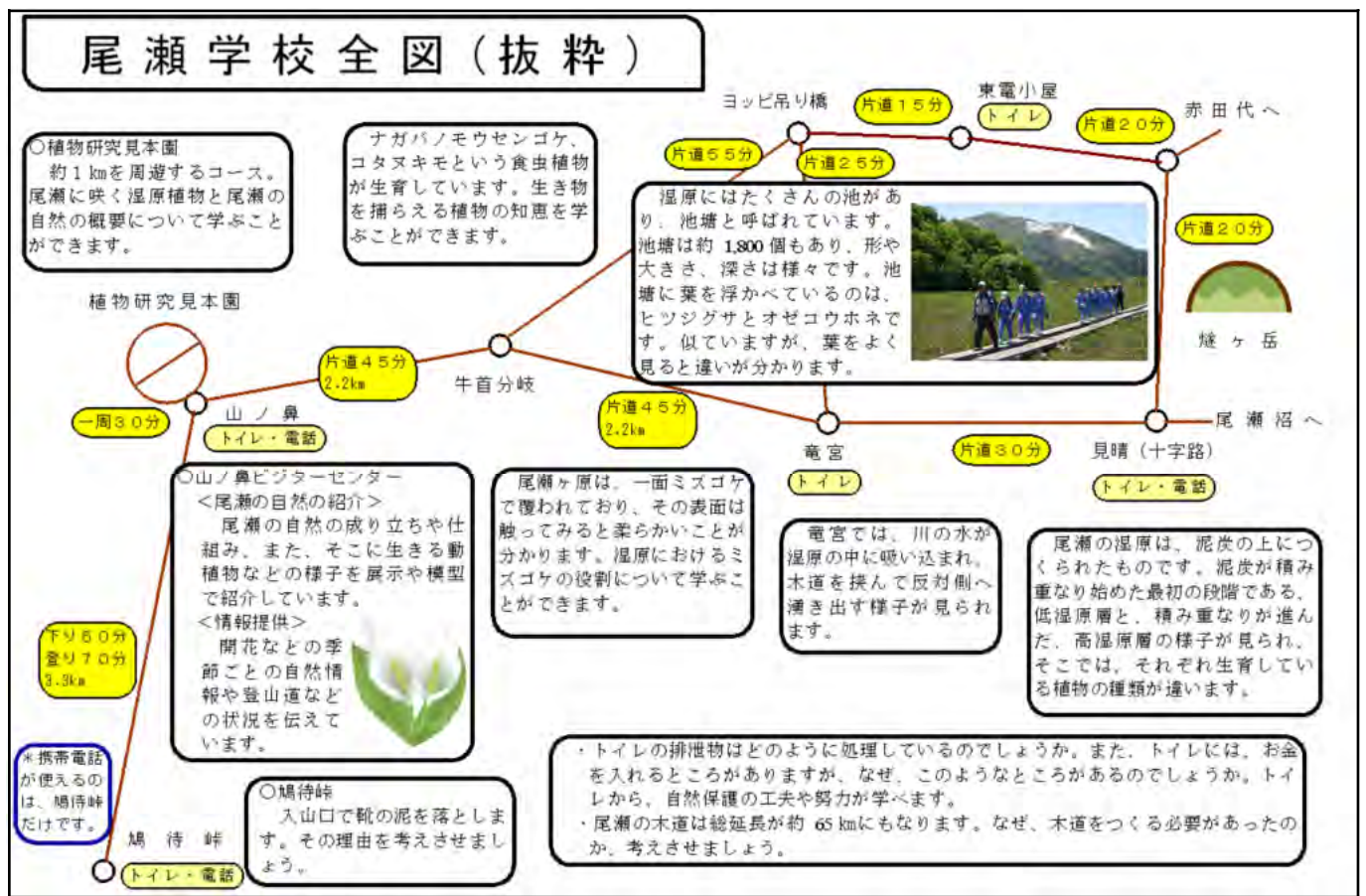
現状

本県には、優れた景観と貴重な生態系に恵まれ、我が国の自然保護の原点ともいえる尾瀬があります。このかけがえのない尾瀬を、子どもたちがふるさとについて学び、自然や地球環境を考える場として小中学生を対象に尾瀬学校を実施しています。

尾瀬学校は、平成19年8月に「尾瀬国立公園」が誕生したことに伴い、尾瀬を子どもたちの環境学習の場として考え、尾瀬の優れた景観と貴重な生態系に触れながら自然保護の学習に役立てるために、平成20年度に創設しました。

環境学習のコースは、鳩待峠から尾瀬ヶ原に下り、山ノ鼻ビジターセンターや植物研究見本園などを巡って戻る往復4時間程度のコースや、竜宮まで足を伸ばす往復6時間程度のコースなどがあります。尾瀬学習プログラムを各学校に配布するとともに、児童生徒8人に対し1人のガイドを配置して、児童生徒が尾瀬の自然を正しく理解し、自然環境を守ることの重要性を認識できるようにしています。

なお、平成20年度の参加校は108校、参加者は8,145人でした。



課題

- ・各学校の実情に応じた多様な形で尾瀬学校が実施できるようにすること
- ・学校とガイドの連携を強化すること
- ・天候に応じた学習プログラムの在り方を工夫すること

取組の方向

- ・本県の子どもたちが一度は尾瀬を訪れ、その素晴らしい自然に触れることで、自然を守る大切さや、ふるさとを愛する心をはぐくむ場となるよう、尾瀬学校を充実していきます。
- ・児童生徒が尾瀬で学んだことを全国に発信することで、自然の大切さ、かけがえのなさをアピールします。



## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>尾瀬学校 本県の小中学生が一度は尾瀬を訪れることで、貴重な尾瀬の自然に直接触れ、かけがえのない環境の大切さを体感できるようにします。</li> </ul>	自然環境課

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>尾瀬学校に参加して、尾瀬にまた行ってみたいと回答する児童生徒の割合(尾瀬学校アンケート)</li> </ul>	70%	80%以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>尾瀬学校に参加して、自然を守ることや環境問題に興味をもったと回答する児童生徒の割合(尾瀬学校アンケート)</li> </ul>	70%	80%以上

## トピックス

### ・県立尾瀬高校の取組

尾瀬高校自然環境科では、全国から生徒を募集し、尾瀬国立公園を中心とした豊かな自然の中で、自然観察や環境調査などの体験的な活動を通して様々な課題を発見し解決する力を高めています。

そして卒業後も、ライフワークの一部として「自然とのふれあい」を啓発する活動を続け、自然環境の姿を多くの人に正しく伝えられる人材を育成しています。

#### < 県立尾瀬高等学校自然環境科の活動内容 >

学年	活動内容
1年	体験的に自然を学びます。(ガイドの話聞き、気づき、発見し、記録する。)
2年	テーマを持った課題追求をします。(調査し、考え、発表し、批評し合う。)
3年	自然について学んだこと、分かったことを伝えます。(自然解説、研究発表など)

### ・尾瀬高校の自然環境棟の一角にある尾瀬情報センター( )を充実させます。

尾瀬高校の自然環境棟の一角にあり、尾瀬やそれを取り巻く自然環境のデータやその保護に関する情報を収集し、分析・処理することにより、地元住民をはじめ多くの方々の尾瀬や自然環境に対する愛し方と保護意識を高めるとともに、尾瀬高校の充実と発展に役立てる目的で設置

- ・SPP(サイエンスパートナーシッププログラム)などにより、大学・研究所等との連携した活動を強化し、自然環境科の体験的な活動を充実させます。
- ・ホームステイ制度(ハートフルホームシステム)によって、全国から生徒を受け入れ、環境教育の拠点校として充実を図ります。

**取組 1 4**      **ふるさとの歴史や先人の歩み、文化、自然を学ぶ**

**○ 現状**

本県には、先人の営みが脈々と連なる歴史、後世に伝えたいすばらしい伝統や文化、そして美しい自然があります。子どもたちにふるさとの歴史と文化、自然を伝え、ふるさとへの愛情と誇りをはぐくむ取組を推進しています。

・学校教育におけるふるさと学習

地域の歴史や産業、生活の様子、また地域発展に尽くした先人の働き等を教えることで、地域社会の一員としての自覚を持ち、同時に地域への誇りと愛情をはぐくみます。

また、自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動等を積極的に取り入れることで、学校ごとに特色のあるふるさと学習を行っています。

**(ぼくたちわたしたち学校自慢)**

児童生徒が創意工夫を生かした「特色ある教育活動」を実践している小中学校に対し、「ぼくたちわたしたち学校自慢」として表彰しています。平成20年度は、小学校29校、中学校13校が表彰されました。

・「そろばん学習」 藤岡市立平井小学校

「和算の大家・関孝和」の出身地である藤岡市の平井小学校では、2～6年生を対象にそろばんを使った学習を行っています。

そろばんは、くり上がりやくり下がりの計算の仕組みが目に見え、子どもたちが数を理解する上での大きな助けとなっています。



・「シラネアオイの植栽」 六合村立六合中学校

六合中学校では、「郷土の自然に触れる体験学習」として、野反湖に面した八間山でシラネアオイの植栽を行い、貴重な高山植物の復元をめざしています。

植栽活動には、地域住民を始め、県内外のボランティア、関係機関等が協力し、今までに数万本にも及ぶ苗を植栽しています。



・社会教育におけるふるさと学習

本県には上毛かるたや群馬交響楽団など、全国に誇る文化的な宝があり、これらを通して、県民はふるさとの歴史や文化、自然に親しんでいます。

**(上毛かるた)**

上毛かるたは、一般公募した題材から群馬の歴史や偉人、名所、名産等を詠み込んだもので、浦野匡彦氏（財団法人群馬文化協会初代理事長）を中心に考案、編集委員会で検討され昭和22年12月に発行されました。

県内の小学生を中心に競技大会等が開催されるなど、現在に至るまで広く県民に親しまれており、群馬県出身者にとっては同郷人の「しるし標」ともいふべき存在です。



### (群馬交響楽団)

昭和20年、戦後の荒廃の中で文化を通じた復興を目指して「高崎市民オーケストラ」が創設され、のちに「財団法人群馬交響楽団」と改称して現在に至ります。

児童生徒を対象とした移動音楽教室では、延べ590万人以上の子どもたちが鑑賞しているのをはじめ、県内各地での演奏活動により、群馬県の文化の象徴として県民から幅広く支持されています。



## ○ 課題

- ・総合的な学習の時間が削減されることで、子どもたちがふるさと学習に取り組む時間の確保が難しくなること
- ・教員が地域文化について十分に理解すること

## ○ 取組の方向

- ・地域にある学習素材を生かし、地域ごとに特色のあるふるさと学習を実施します。また、教室での学習と体験を通じた学習をバランス良く実施します。
- ・地域人材の一層の活用を促し、地域の伝統や文化を体験できる学習を推進します。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・「ふるさとの学び」実践事業 各校がふるさとのよさを生かした特色ある教育活動を実施できるように支援します。	義務教育課
・「ぼくたちわたしたち学校自慢」奨励 特色ある教育活動に取り組んでいる小中学校を「ぼくたちわたしたち学校自慢」として表彰し、各学校の特色ある教育活動を推進します。	義務教育課
・地域人材活用事業（地域の先生） 地域の歴史、伝統や文化について造けいの深い人材（地域の歴史研究者や高齢者など）の発掘及び活用等について支援します。	義務教育課

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある」児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査（文部科学省）	(小6) 50.4% (中3) 24.5%	(小6) 60% (中3) 40%
・「ふるさとの学び」の実践学校数の割合	——	50%
・「地域の先生」活用学校数の割合	20%	50%



### 第3 個性や能力を伸ばし、一人ひとりの夢をはぐくむ

キャリア教育や魅力ある高校づくりを通して、児童生徒の夢をはぐくみ、一人ひとりの夢の実現を支援します。

また、少子化に伴い入学者の大幅な減少が見込まれる県立高校について、入学希望者の進路希望に合わせた再編を進めます。

さらに、特別支援教育を充実して、すべての児童生徒の自立に必要な支援を行います。

取組 1 5 キャリア教育と進路指導の充実

現状

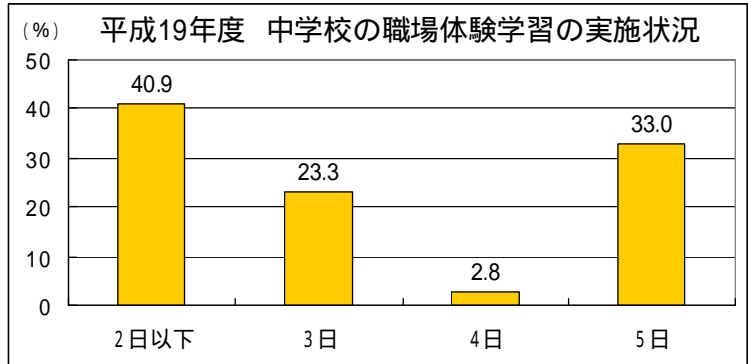
産業・経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化等が進む中、生徒の進路（進学・就職）をめぐる環境は大きく変化しています。

また、精神的・社会的自立が遅れる傾向や目的意識が希薄なまま、進学・就職する者が増加していることなどが指摘されています。

このような中、児童生徒が変化の激しい社会に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるキャリア教育が重要になっています。

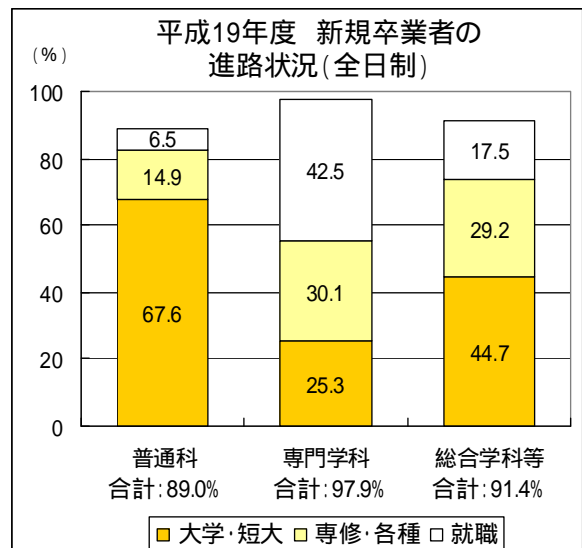
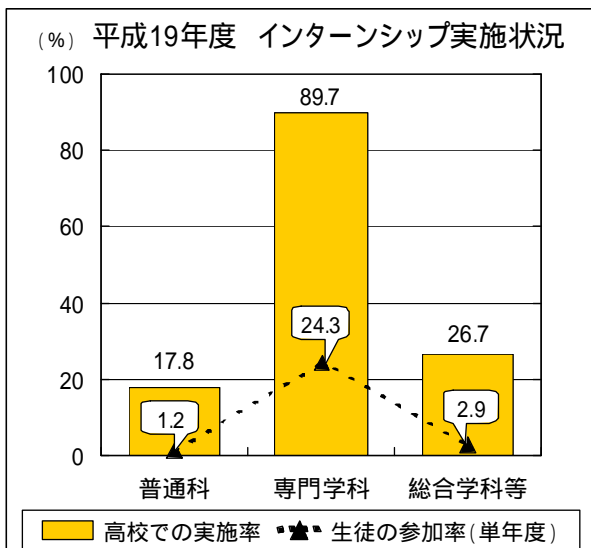
（小中学校）

- ・小学校では、学級活動や総合的な学習の時間等において、「大きくなったら何になりたいか」や「将来どのような道にすすみたいか」など、将来の生き方や職業への夢や希望をふくらませていくための学習活動を行っています。
- ・中学校では、職場体験学習を中心に生徒の自己理解や職業理解を促し、「夢や希望を生徒自身がどのように達成するのか」等、肯定的に実現可能性を考える学習活動を行っています。



（公立高校）

- ・学校から社会への移行を生徒自身が現実的問題として考え、計画的に夢や希望の具体的実現が図れるよう、インターンシップや大学等の訪問見学など、体験的活動を中心に生徒の社会的自立・職業的自立に向けた学習活動を推進しています。
- ・生徒一人ひとりの能力・適性・興味・関心等に対応した進路相談や進路情報の提供を行い、進学や就職等、進路希望が達成できるよう、きめ細やかな進路指導を行っています。



## 課題

(小中学校)

- ・小中学校が連携し、児童生徒の夢や希望（進路希望）を一貫して育成すること

(公立高校)

- ・卒業時だけでなく、卒業後の離職傾向等を踏まえた進路指導等を行うこと
- ・地域の企業等と連携し、体験学習（職場体験、インターンシップ）等を推進すること

## 取組の方向

- ・キャリア教育実践校の組織的・計画的取組事例の紹介や学習プログラムの提供などにより、各学校の取組を支援します。

(小中学校)

- ・一人ひとりの児童生徒の進路希望（夢や希望）を把握し、勤労観・職業観を養います。

(公立高校)

- ・進学者及び就職者の動向を調査・分析し、キャリア教育及び進路指導の改善を行い、進路のミスマッチを減らします。
- ・インターンシップの参加率向上を図るため、単位認定（学校外の学修による単位認定）を推進します。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・ぐんまキャリアスタートウィーク 取組事例の紹介や学習プログラムの提供などにより、中学校での5日間以上の職場体験学習の取組を支援します。	義務教育課
・キャリア教育研修会 教員を対象とした外部講師による講演、事例発表、ワークショップなどの研修を行い、教員の指導力の向上を図ります。	義務教育課
・保育所・幼稚園・小学校・中学校間連携事業 一人ひとりの子どもの学習・活動履歴の継続的な記録を活用した指導の実践的研究を行う。	義務教育課
・夢実現・進路プラン 高校でのキャリア教育を組織的・体系的に行うため、キャリア教育担当教員の情報交換や生徒の卒業後の進路調査・分析などを行う。	高校教育課
・ぐんまトライワーク推進（高校生長期インターンシップ） 2週間程度の長期就業体験を実施し、生徒の専門分野に対する実践的な知識・技術の体得や、望ましい職業観や勤労観を育成します。	高校教育課

## 達成目標

	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・将来の夢や目標を持っていますか（小中学校）	(小6) 86.3% (中3) 73.6%	(小6) 90% (中3) 80%
・進路希望達成率（公立高校の新規卒業者）	(H19) 90.8%	92%
・インターンシップの生徒の参加率(公立高校(全日制、専門学科))	(H19) 24.3%	30%

取組 1 6	新しいタイプの高校づくり
--------	--------------

**現状**

- ・ 本県の高校進学率は昭和50年前後に90%に達し、現在では、中学校卒業生の約98%が高校へ進学しています。
- ・ このような現状を踏まえ、生徒一人ひとりの能力・適性、興味・関心、進路希望などに対応するため、新しいタイプの高校への改編や特色ある教育課程の編成等を推進しています。

新しいタイプの高校への改編：県立高校（中等教育学校含む）64校中16校（25%）

総合学科高校 (6校)	総合学科とは、普通科、専門学科と並ぶ「第3の学科」として新しくつくられた学科。普通科と専門学科の科目が幅広く開設され、自分の進路についての考えを深めながら、適性や興味・関心等に応じて科目を選択し、学習を進めることができる単位制高校 < 新田暁高校、渋川青翠高校、吉井高校、前橋東高校、伊勢崎興陽高校、安中総合学園高校 >
全日制単位制高校 (4校)	多くの開設科目の中から、自分の興味・関心や進路希望などに応じて授業を選択して学ぶことができるなど、柔軟な学習システムを持ち、多様な学習ニーズや進学希望に対応できる普通科の単位制高校 < 大間々高校、高崎北高校、伊勢崎清明高校、太田東高校 >
フレックススクール (2校)	単位制の昼間定時制を設置する高校に対する本県独自の呼称。昼間部、夜間部などの定時制課程の他に、通信制課程を併せ持っており、生徒の興味・関心や生活ペースに合わせて学ぶことができる高校 < 前橋清陵高校、太田フレックス高校 >
連携型中高一貫 教育校(3校)	中学校との間で生徒・教員間の交流等の連携を深めながら教育を行う高校< 万場高校、孺恋高校、尾瀬高校 >
中等教育学校 (1校)	中学校、高校に当たる6年間一体的に教育を行う学校 < 中央中等教育学校 >

単位制：生徒一人一人がそれぞれの履修計画に従い履修した教科・科目ごとに単位を認定し、単位数の合計が卒業要件に達した場合に卒業を認定する

**特色ある学科・コースの設置**

特色ある学科・ コース	自然環境科（尾瀬高校）、福祉科（吾妻高校）、スポーツ科（西邑楽高校）、芸術科（西邑楽高校）、水産コース（万場高校）などを設置 農業、工業、商業の各分野で社会や生徒のニーズに応える学科やコースを設置
----------------	---

**主な特色ある教育課程の編成**

ぐんまチャレンジ・ ハイスクール(2校)	体験学習等を行う学校設定教科・科目を導入したり、基礎基本が着実に身につくような学習時間を設定したりするなど、生徒の実態に合わせた先進的な取組を行う高校< 板倉高校、玉村高校（平成21年度～） >
ぐんまコミュニティー・ ハイスクール(1校)	学校の人的資源や施設を有効に活用し、地域の文化・スポーツの交流拠点としての役割を担えるよう、様々な取組を行う高校< 長野原高校 >



### 課題

- ・生徒や保護者、社会からの多様なニーズを的確に把握すること
- ・卒業後を見据えた教育課程等で生徒の進路希望がかなうように支援すること

### 取組の方向

- ・生徒、保護者の進路希望や社会状況の変化に対応できる教育課程を編成します。
- ・各学校のホームページでの教育内容の公開や学校説明会の実施等、学校の情報を中学生やその保護者に発信します。

### 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・教育課程、生徒定員等の見直し 生徒や保護者、地域社会からの多様なニーズに応えるため、県立高校の教育課程や生徒定員等の見直しを行います。	高校教育課
・ホームページの充実 各学校のホームページにおいて、特色ある教育活動や卒業者の進路情報等を充実します。	各県立高校

### 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・自分の学校が好きだと感じている生徒の割合 (公立高校)	-	80%

### トピックス

#### 入学者選抜制度の見直し

- 平成12年度 前期試験・後期試験(2段階選抜)の導入
- 平成19年度 県立高等学校の通学区域を全県一区へ  
フレックス・スクールに秋季選抜試験を導入

取組 17 県立高校の再編

現状

今日の高校は、義務教育を修了した者の97.8%（平成20年5月、全国平均）が進学する教育機関として定着しています。本県の高校進学率は97.9%で、今後もこの程度の水準で推移するものと見込まれます。

本県の平成20年3月の中学校卒業生数（中等教育学校を含む）は19,860人であり、県内の公立高校等（全日制及びフレックススクール）の入学者数は13,938人です。なお、通学区域については、平成19年度からすべての県立高校で全県一区になっています。また、県立高校の募集定員については、中学校卒業生数、県立高校への進路希望状況、通学時間等の地域の実情を踏まえて定めています。

（県立高校の配置）

平成20年4月現在普通科を主とする高校（中等教育学校、理数科、英語科等を含む（以下「普通科系高校」という））が38校、職業学科を主とする高校（以下「専門高校」という）が15校、総合学科や普通科と専門学科の併設校（以下「総合系高校」という）が11校設置されています。平成20年度の募集定員は次表のとおりです。

（中学校卒業生の見込み）

中学校の卒業生数は、平成25年までは増減を繰り返していますが、平成26年以降は太田館林地区（旧東部第1学区）を除くどの地区も中学校卒業生数が減少し、平成30年度までに県全体で20学級程度の減が見込まれます。

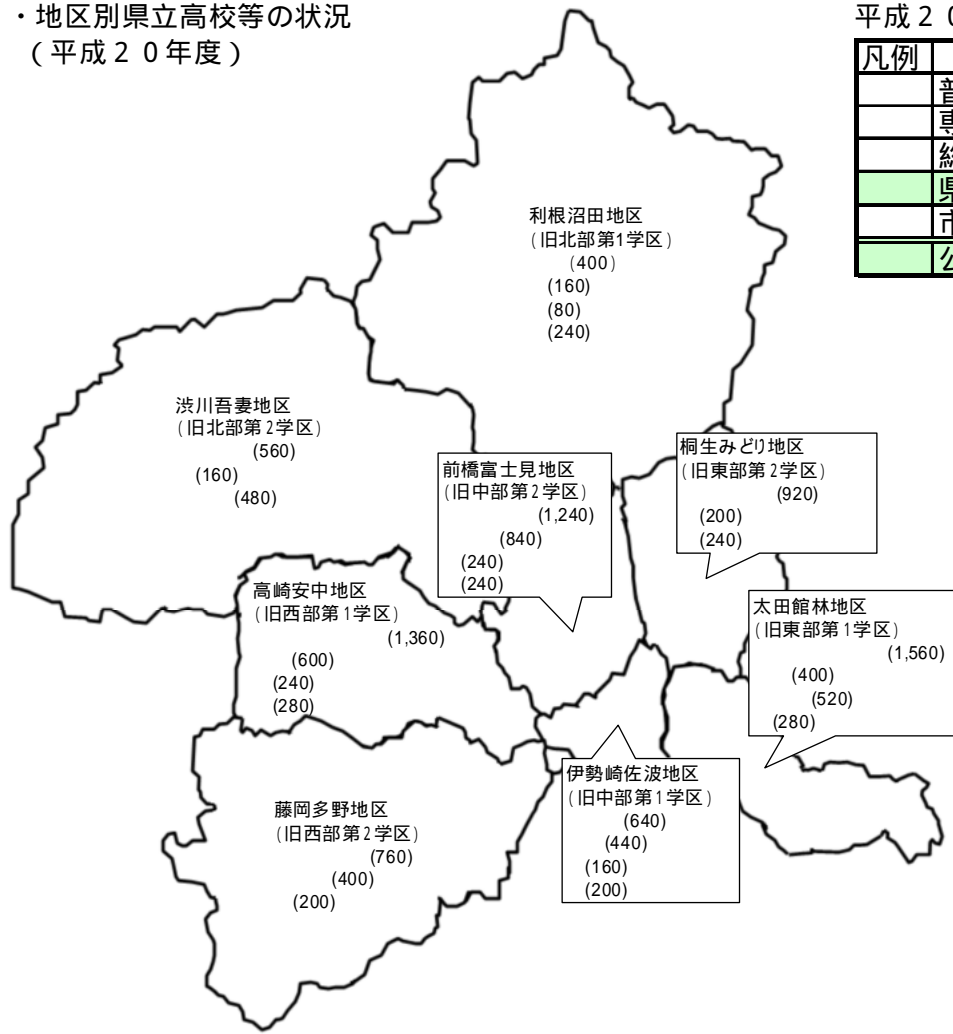
（男女別学の状況）

県立高校64校のうち16校が男女別学になっています。

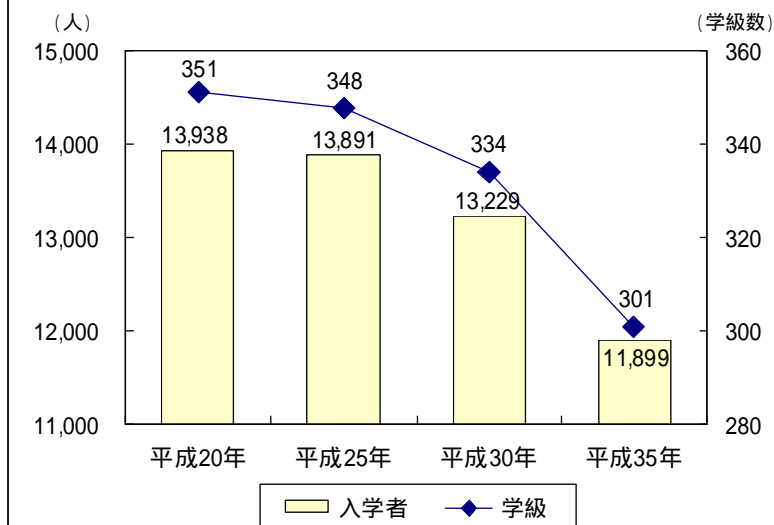
・地区別県立高校等の状況  
（平成20年度）

平成20年度の定員

凡例	校種	校数	定員
	普通科系高校	38	7,440
	専門高校	15	3,200
	総合系高校	11	1,920
	県立計	64	12,560
	市・組合立高校	6	1,480
	公立計	70	14,040



### 公立高校等の入学者数及び学級数の見込み



・公立高校等とは、県立、市・組合立高校及び中等教育学校のことです。

・平成25年、平成30年、平成35年の入学者及び学級数の見込みは、平成20年の数値から推計しています。

### 課題

- ・入学者数の減少に伴い学校規模が小さくなると、生徒の多様な希望に対応する教育課程の編成、学校行事や部活動などの活力、多様な個性のふれあいや生徒が切磋琢磨できる環境などに影響がでること

### 取組の方向

- ・中学校卒業生数や進路希望の状況、通学事情等を踏まえて、社会の変化や生徒のニーズに対応した活力ある教育活動が展開できるよう県立高校を再編整備します。
- ・社会的ニーズに対応した高校教育を推進できるよう学科等を再編します。
- ・県立高校の再編整備に併せて男女共学を推進します。

### 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋商業高校施設整備 前橋商業高校と前橋東商業高校の統合に対応して校舎を改築し特色ある商業教育を推進します。</li> </ul>	管理課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐんまチャレンジ・ハイスクールの指定 生徒が自信を持ち自分のキャリアを高められるよう効果的な教育課程を編成します。</li> </ul>	高校教育課

### 達成目標

平成22年度までに県立高校再編整備基本計画を策定

**取組 1 8 高校と大学の連携**

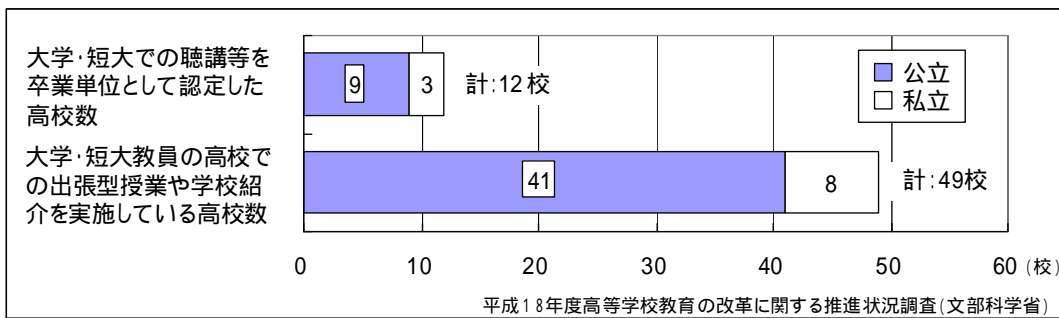
**現状**

学校教育法では、小学校から高校までは連続した教育と位置付けていますが、高校教育と大学教育との接続については規定されていません。

一方で、県内高校の卒業生の大学・短大への現役進学率は52.9%(H20)と過半数を超えており、明確な進学意思を持たないままに自分の適性に合っていない大学・短大や学部・学科を選択して進学する生徒もいます。このため、自分が興味を持っている事柄が大学・短大ではどの分野の学問に属し、どのような教育が行われているかを正しく理解して進路を決めることは、生徒一人ひとりにとっても高校教育にとっても、ますます重要になっています。

また、専門高校から大学・短大への進学者数が増加していることから、専門高校での教育が大学・短大での教育につながるようにしていくことが一層求められています。

(本県における高校と大学の連携の状況)



**課題**

- ・過去に取り組まれた高校と大学の連携の実績が、高校教育に十分に生かされていないこと

**取組の方向**

- ・県内の高校と県内の高校からの進学実績が多い大学・短大、産業界等で構成する協議会を設置し、大学・短大の教育の現状と課題、学部・学科等の専門教育に必要な資質等について話し合い、相互の理解を深めます。

**主な事業の概要**

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立高校と大学との連携の取組支援 教育委員会と2大学(国立大学法人群馬大学・県立女子大学)とが公開授業の協定を締結し、県立高校と大学との連携の取組を支援しています。</li> </ul>	高校教育課 県立女子大学
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出前授業等の開催 県立大学の教員が県内高校に出張し、専門分野の授業や学校紹介などを行います。</li> </ul>	県立女子大学 県立県民健康科学大学

**達成目標**

- ・ 県内高校と県内高校からの進学実績が多い大学・短大等で構成する協議会を平成21年度中に設置して連携強化

第3 - 児童生徒の夢の実現に向け魅力ある学校をつくる

取組19 私立学校への支援

現状

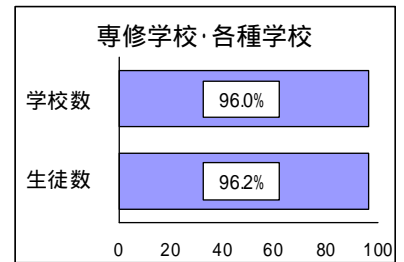
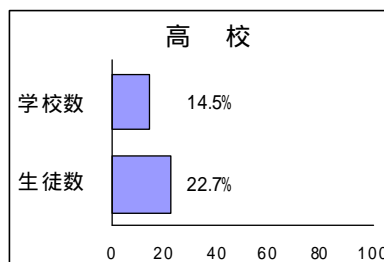
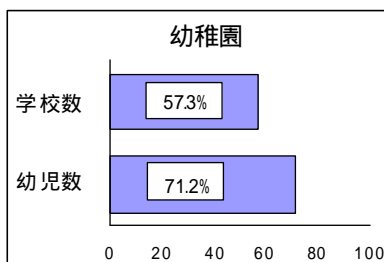
本県には、小学校1校、中学校5校、中等教育学校1校、高校（全日制）12校、高校（通信制）1校、特別支援学校1校の計21校の私立学校があり、14,897人の児童生徒が学んでいます。また、私立幼稚園は126園あり、17,271人の幼児が通っています。

さらに、専修学校61校、各種学校34校の私立学校が職業教育や生涯学習など幅広い教育を提供しているほか、大学11校、短期大学11校の私立学校が高等教育を提供しています。

幼児数及び生徒数では、幼稚園は全体の約70%、高校（全日制）は約20%、専修学校・各種学校は約95%を私立学校が占めており、本県の教育に重要な役割を果たしています。

（学校数は休校中のものを除く。生徒数は平成20年5月1日現在の学校基本調査）

【本県の学校教育における私立学校の割合】



課題

- ・近年、少子化などの影響により、私立学校の幼児数及び生徒数は減少傾向にあり、幼稚園、高校ともに在籍者が定員に達しないところが80%を超えていること

取組の方向

- ・教育条件の維持向上や保護者負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性が高まるよう私立学校への助成を公平・公正に行います。
- ・経済的理由により修学が困難とならないよう保護者への支援を行います。

主な事業の概要

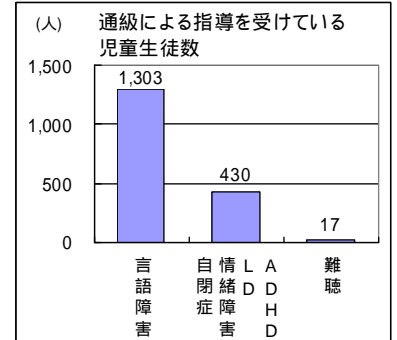
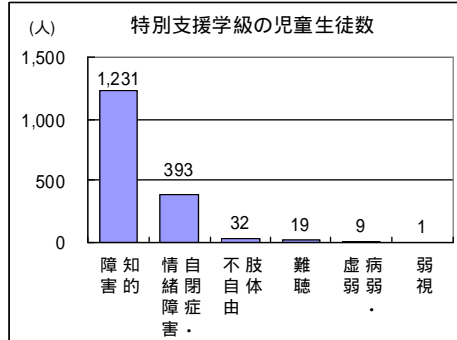
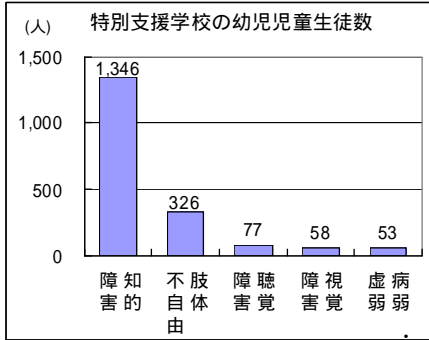
事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興費補助 私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減等のため、教員人件費などの経常的経費に対して支援します。</li> </ul>	学事法制課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校等授業料減免事業費補助 経済的理由により修学が困難である生徒等の授業料の減免を行う学校法人に対して減免に要する経費の全部または一部を支援します。</li> </ul>	学事法制課

取組 2 0 特別支援教育の推進

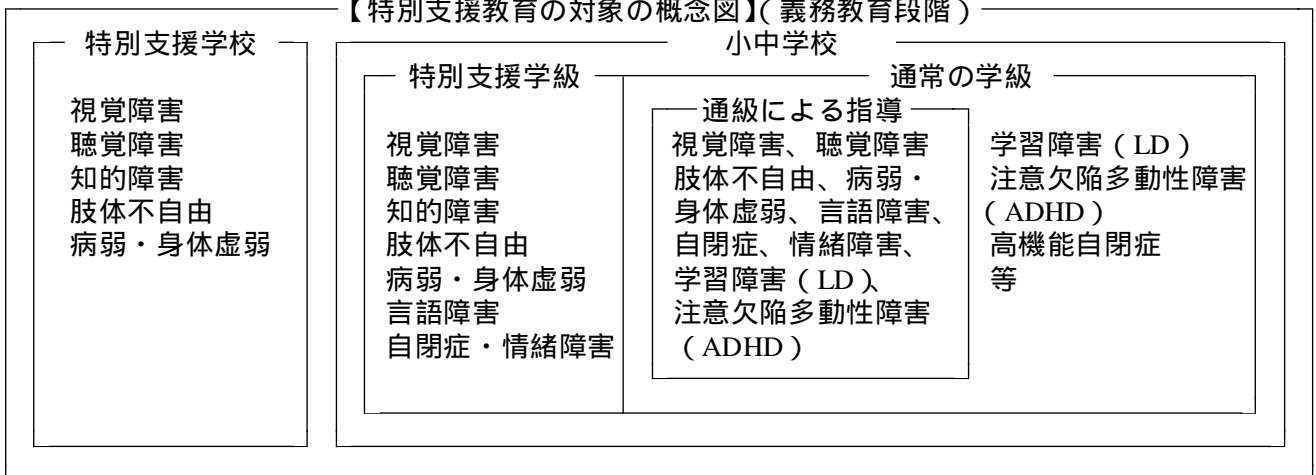
現状

特別支援学校に加えて幼稚園から高校までの各学校において、障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという理念のもとに、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるための特別支援教育を推進しています。

特別支援学校等幼児児童生徒数（平成20年5月現在）



【特別支援教育の対象の概念図】(義務教育段階)



- ・通級による指導 ……通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間、通級指導教室で行う。
- ・学習障害(LD) ……知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算するなどの能力のうち、特定の分野に極端に苦手な側面が見受けられる。
- ・注意欠陥多動性障害(ADHD) ……注意力や衝動性、多動性などが年齢や発達に不釣り合いで、社会的な活動や学業に支障をきたすことがある。
- ・高機能自閉症 ……相手の気持ちを察することや周りの状況に合わせたりする行動が苦手であったり、特定のものにこだわる傾向が見られる。

課題

- ・知的障害特別支援学校高等部(高等養護学校を含む)の生徒数が増加していること
- ・特別支援学校や小中学校等で特別な支援を必要とする児童生徒に対する適切な指導及び支援を一層充実すること
- ・特別支援教育を担当する教員の専門性を向上させること
- ・障害のある子どもと障害のない子どもとの交流を促進すること
- ・特別支援学校高等部卒業生の就労を支援すること

## 取組の方向

- ・ 障害の状態、通学の負担及び知的障害特別支援学校高等部への入学志願者の動向などを踏まえ、全県的な視野に立った特別支援学校の整備を推進します。
- ・ すべての学校において特別支援教育を行うための体制を整備します。
- ・ 研修を充実し、専門性の高い教員を養成します。
- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を推進します。
- ・ 特別支援学校高等部生徒の就業体験先や新たな職域を開拓し、卒業生の就労を支援します。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育総合サポート事業 各教育事務所に特別支援教育専門相談員を配置し、小中学校等への巡回相談の充実を図るとともに、県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが小中学校等からの要請に応じて障害のある幼児児童生徒の教育に関する助言や援助等を行い、幼稚園、小中学校、高校等における特別支援教育を総合的に推進します。</li> </ul>	特別支援教育室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校医療的ケア支援事業 特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒が健康で安全な学校生活を営むことができるよう、教育・福祉・保健・医療等の連携のもと、安全・適正な医療的ケア実施体制の整備を推進し、障害の重い児童生徒の教育の充実を図ります。</li> </ul>	特別支援教育室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校職業自立推進事業 特別支援学校の高等部生徒の就労を支援するため、職業自立研究会を開催するとともに、知的障害特別支援学校6校に就労支援員を配置し、職場や就業体験先の開拓、企業に対する理解促進等を行います。</li> </ul>	特別支援教育室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校施設整備 榛名養護学校改修、みやま養護学校体育館改修等の整備を行います。</li> </ul>	管理課

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
・ 公立学校における教員の特別支援教育研修受講割合	32.6 %	70 %
・ 障害のある幼児児童生徒が在籍する公立学校における個別の教育支援計画の策定割合	29.0 %	60 %
・ 特別支援教育に関する組織的な支援体制をとる公立高校の割合（校内委員会の設置割合）	70.3 %	100 %
・ 特別支援学校高等部卒業生の一般就労割合	32.6 %	職業的自立に向けて一般就労を推進
・ 障害のある子どもが地域で教育を受けられる環境の整備	-	通学の負担等を考慮し環境整備を推進

取組 2 1	障害のある子どもの教育相談
--------	---------------

**現状**

障害のある子どもの教育相談は、障害のある子どもを育てる保護者が子どもの状態を的確に受け止められるようにすること、成長に応じた支援を行うこと、子どもの障害に関する情報を提供することなどを目的に実施しています。本県では総合教育センターや教育事務所、県立特別支援学校が中心となり障害のある子どもの保護者等からの教育相談に迅速に対応しています。

・教育相談の窓口

名称	相談内容	対象	実績(H19)
総合教育センター 「子どもの発達相談」	子どもの障害や発達について、家庭での養育の問題、学校等での保育・教育の問題等について相談を行います。	保護者 教員等	2,346 件
教育事務所の特別支援教育専門相談員による相談	教育事務所に特別支援教育専門相談員を配置し、小中学校等への巡回相談を行います。	保護者 教員等	2,918 件
県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる相談	県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、小中学校等からの要請に応じて障害のある幼児児童生徒の教育に関する助言や援助を行います。	保護者 教員等	4,410 件

なお、障害のある子どもの療育などについての相談は住所地の市町村役場（保健センター）や県の機関で受け付けています。

・県機関の相談窓口

名称	相談内容
発達障害者支援センター	発達障害のある子どもとその保護者に対し、障害に関する専門的な相談に応じるとともに必要な支援を行います。
各児童相談所	18歳未満の子どもに関して、障害、養護、非行、しつけなど何でも相談を受け付けます。

**課題**

- ・障害のあるすべての子どもが適切な教育を受けられるように助言を行うこと
- ・発達が気になる子どもの保護者に対する相談・支援を行うこと

**取組の方向**

- ・障害のある子どもや保護者のニーズに合った教育が受けられるように相談業務を通じて支援します。
- ・保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高校と相談機関との連携を強化します。

**達成目標**

障害のある子どもの状態や発達等に応じた相談支援を推進



## 第4 社会の変化に対応し、社会に貢献する人材を育てる

国際化・グローバル化、情報化、環境問題の深刻化に対応した教育と社会や地域が求める職業教育を推進して、社会に貢献する人材を育てます。

第4 - 国際化や情報化に対応する教育を推進する

取組 2 2

英語教育の推進

現状

経済・社会の国際化・グローバル化の進展により、国際社会において、相手の立場を尊重しつつ自分の考えや意見を表現できるなど、幅広いコミュニケーション能力が求められています。

このような状況の中、英語は世界の人々をつなぐ国際共通語として、最も中心的な役割を果たしており、子どもたちが21世紀を生きていくためには、「英語」によるコミュニケーション能力などを身に付けることが重要となっています。

本県の学校教育では、ALT (Assistant Language Teacher = 外国語指導助手) とのTT (ティーム・ティーチング) やコミュニケーション活動を積極的に導入するなど、体験的・実践的な英語教育を推進しています。

(小学校)

すべての小学校で、楽しみながら英語を体験的に学ぶことができる音声(「話す」、「聞く」)中心の英語活動を行っています。

英語活動の年間実施時数(第5・6学年の平均)  
(うちALTとのTT)

19.2時間  
(75.7%)

(中学校)

中学校では、英語を「話す」、「聞く」、「読む」、「書く」ことに慣れ、あいさつや応対、身近な話題などの簡単なコミュニケーションができるよう、体験的・実践的な授業を推進しています。

授業中の教員の英語の使用率が50%以上( )

41%

全授業におけるALTとのTTの実施率

40%

(県立高校)

県立高校では、言語や文化の理解を深める授業や海外での体験学習などにより、実践的なコミュニケーション能力の育成を推進しています。

授業中の教員の英語の使用率が50%以上( )

16%

海外研修(英語圏)

15校/72校

- ・ 英語教育改善実施状況調査結果(文部科学省)
- ・ 県立高校は、「英語」での使用率

課題

(小中学校)

- ・ 小学校の英語活動の必修化(平成23年度全面実施)や中学校の英語授業の増(平成24年度全面実施)をふまえて、英語のコミュニケーション能力を向上すること
- ・ 小学校の英語活動が中学校の英語教育につながるよう、小中学校の英語教育を連携すること

(県立高校)

- ・ 義務教育の成果を発展させて、英語を母語とする外国人と会話ができるコミュニケーション能力を育成すること
- ・ 英語で書かれたことを読んで理解し、自分の考えを伝える能力を育成すること

取組の方向

(小中学校)

- ・ 小学校の英語活動の必修化に備え、英語の指導資料やALTとのTT等、モデル校での実践的研究を行い、その成果をすべての小学校に普及します。
- ・ 小学校教員の英語活動の指導方法等を工夫・改善する研修を行います。
- ・ 中学校では、生徒の「話す」、「聞く」、「読む」、「書く」の4技能のバランスを図りながら、コミュニケーション能力を養います。

(県立高校)

- ・ A L T との T T の授業などにより、実際のコミュニケーションで英語を活用できる能力を育成します。
- ・ 聞いたことや読んだことを理解し、情報や考えなどを英語で話したり書いたりして伝える能力を育成します。

### 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・ 授業改善拠点校（小学校英語活動） 小学校英語活動の指導方法等の確立に係る実践研究を行い、小学校英語活動の改善・充実を図ります。	義務教育課
・ 小中学校教員への英語研修 小学校教員を対象とした英会話講座や各校の中核となる教員を対象にした英語活動の研修を実施し、小学校教員の指導力の向上を図ります。 A L T と合同の研修を実施し、チーム・ティーチングの改善や指導力の向上を図ります。	総合教育センター 県立女子大学 義務教育課
・ 小中連携英語教育改善事業 同一中学校区内の小学校英語活動の実践を生かした中学校英語教育の改善・充実を図ります。	義務教育課
・ A L T の配置 児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を支援するとともに、英語担当教員の指導力の向上に役立てます。	義務教育課 高校教育課

### 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 ( H 2 0 )	目標年度の状況 ( H 2 5 )
・ 英語活動の時間が楽しいと感じる児童の割合	-	80%
・ 授業中の教員の英語の使用率が 5 0 % 以上 ( 県立高校は、「英語」を対象 )	( 中学校 ) 41% ( 県立高校 ) 16%	( 中学校 ) 60% ( 県立高校 ) 50%

### トピックス

#### ・群馬発の英語教育改善の取組

県立女子大学外国語教育研究所では、グローバル時代に対応できる人材の育成を目指し、県内の英語教育関係者などの協力を得ながら群馬発の英語教育改善の方向性を提言してきました。小学校教員への英語活動についての研修や、英語指導助手（A L T）の活用など、提言に基づいた取組が行われています。

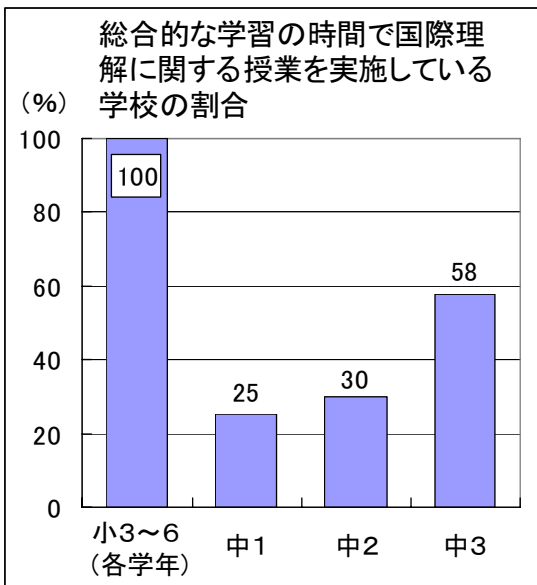
**取組 2 3 国際理解教育の推進**

○ 現状

経済のグローバル化等の進展による国際的な人や物の交流が増す中、21世紀に生きる子どもたちは、国際社会への理解を身につけることが重要です。

世界は多様な文化や価値観を持った人々で成り立っており、その多様な文化や価値観を持った他者を理解し、協力・共存できる態度や資質を育むことは、学校教育の果たす大きな役割の一つです。

本県では、伊勢崎市、太田市、大泉町を中心に日系ブラジル人が多く居住しており、公立小中学校では社会科などの各教科、特別活動や総合的な学習の時間などを通して、積極的に国際理解教育の推進に取り組んでいます。我が国の文化・伝統とともに、ブラジル等の歴史や文化、伝統等の理解を深める教育が展開されています。



【授業での事例：国際理解講座】

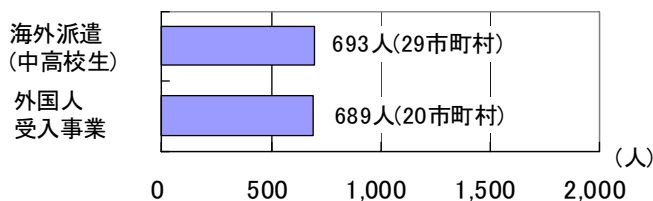
本県では、平成9年度から本県出身の青年海外協力隊員や県内在住の留学生を小中学校へ派遣し、海外の文化や生活を紹介しています。

(平成19年度：小学校48校、中学校10校)

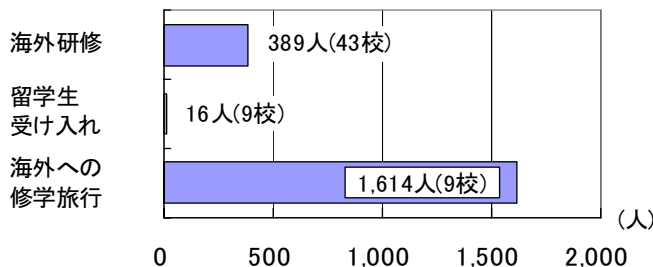


また、中学校・公立高校では、お互いの文化、習慣、価値観等を理解し合い、異なる文化や生活習慣を持つ人々と協調していく態度を育成するため、姉妹都市や姉妹校等との児童生徒の交流活動や海外への修学旅行など、体験的な学習を行っています。

市町村での交流活動(平成19年度)



公立高校での交流活動(平成19年度)



【交流活動の事例：アジア農業高校留学生受入】

アジア諸国から農業を学ぶ高校生を農業系高校へ受け入れています。

(平成20年度：5カ国、15人)



## ○ 課題

- ・児童生徒の外国人とのコミュニケーションを図る能力の育成につながる体験的な学習活動を行うこと
- ・地域に住む外国人との共生・相互理解（多文化共生への理解）を深めること
- ・我が国や郷土の伝統、文化などへの理解を深めること

## ○ 取組の方向

- ・児童生徒と外国人留学生や外国生活経験者等との交流などの体験的な学習活動を推進します。
- ・地域に住む外国人児童生徒の文化を取り入れた学習を推進します。
- ・地域の伝統や文化を学ぶふるさと学習を推進します。（取組13参照）

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・ <b>国際理解講座（小中学校）</b> 本県関係者の海外生活体験等を県内の小中学校に広く紹介することにより、児童生徒の国際協力活動への意識啓発や異文化への理解促進を図ります。	国際課
・ <b>多文化共生の視点を取り入れた体験学習（小中学校）</b> 地域に住む外国人の文化を取り入れた体験学習を推進します。	国際課 義務教育課
・ <b>農業系高等学校のアジア農業高校留学生受入</b> アジア諸国から農業高校生を留学生として受け入れ、本県高校生とアジアの高校生の相互理解を促進します。	国際課 高校教育課
・ <b>群馬県警察国際少年柔道教室（GPIキッズJUDOスクール）の開催</b> 外国人の児童生徒を対象に、柔道を通して社会のルールや日本の文化を紹介するなど、少年の健全育成や多文化共生への理解を図ります。	県警警務課国際 対策室

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・ 国際理解講座参加校数（小中学校）	(H19) 59校	増加
・ 外国人留学生等との交流を実施している公立高校	29校	35校

## トピックス

### 明石塾

県立女子大学外国語教育研究所の明石康所長（元国連事務次長）を塾長に迎え、平成14年度から「国際舞台で活躍できる、高い志と行動力に富んだ若者を育てる」ことを目的に県内高校から選考された高校生10名を対象として約8ヶ月間の実践的な研修を実施しています。

（主な研修内容）

- ・ ネイティブスピーカーによる実践的な英会話研修
- ・ 国際理解や日本文化に関する講義
- ・ 海外での国際協力現場見学や学校訪問



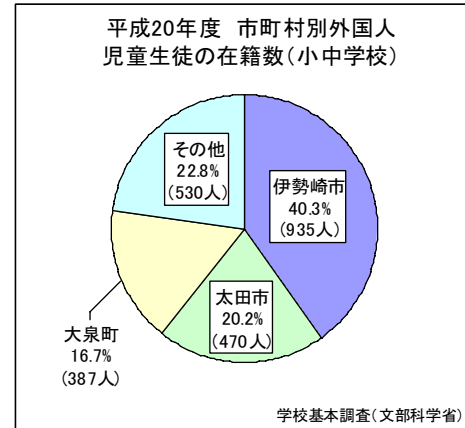
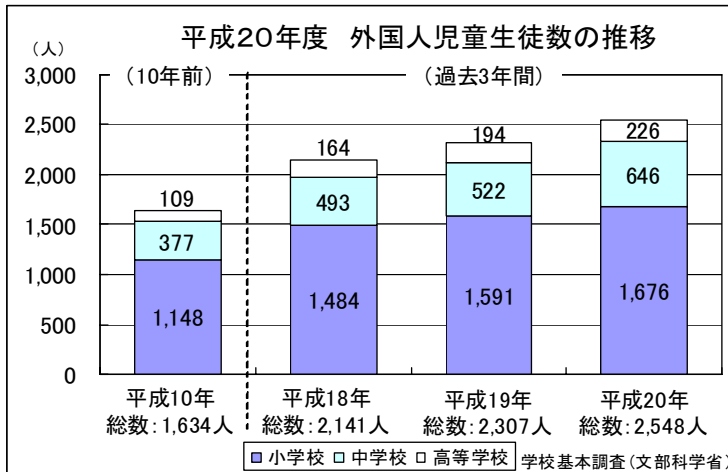
**取組 2 4 外国人児童生徒への教育**

○ 現状

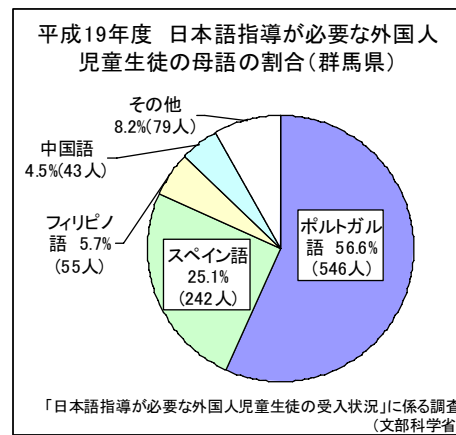
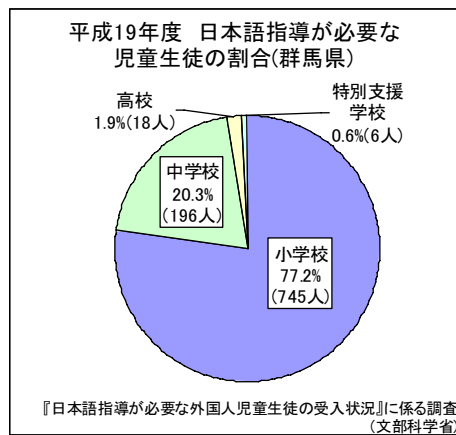
平成2年に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正され、日本国籍を持たない日系人が「定住者」の資格で制限のない就労をおこなうことが可能になったことに伴い、本県では第二次産業が盛んな伊勢崎市、太田市、大泉町を中心に日系ブラジル人が多数居住するようになってきました。

（平成19年12月現在：47,196人、県の人口比約2.3%）

そのような状況の中、本県の外国人児童生徒の公立小中学校の在籍者は、平成20年度で2,548人になり、10年前（平成10年度）と比べると約1.6倍になっています。



外国人児童生徒は、伊勢崎市、太田市、大泉町などに集中し、国籍（母語）も様々です。また、小中学校に在籍している外国人児童生徒の約4割は、日本語指導が必要な状況にあります。外国籍の保護者は、子どもに義務教育を受けさせる義務がないため、小中学校や外国人学校に入学する者のほか、不就学の子どもがいます。



○ 課題

- ・外国人児童生徒が文化の異なる日本の小中学校での生活に適応できるようにすること
- ・外国人児童生徒が学校での学習活動に支障なく参加できる日本語能力を育成すること
- ・教員の外国人児童生徒への日本語指導能力等を向上させること

○ 取組の方向

- ・就学を希望する外国人の子どもを対象にプレスクール（就学前指導）等、入学・編入学時期の初期指導の実践的な研究を行います。
- ・外国人児童生徒が日本の文化や生活習慣を理解し、日本社会の中で自立して生きていく力を育成します。
- ・外国人児童生徒を対象とした外国語による教育相談を市町村や関係団体と連携して行います。
- ・教員の日本語指導力の向上や多文化共生理解の促進を図る研修を行います。
- ・小中学校への就学について、市町村や関係団体と連携して県内の外国人居住者へ周知します。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・ 外国人児童生徒教育推進研究委託事業 外国人児童生徒への教育や不就学の外国人の子どもたちの就学促進に関して実践的な研究を行います。	義務教育課
・ 外国人相談窓口ネットワーク化促進事業 外国人児童生徒を対象とした外国語による相談業務を実施するとともに相談窓口のネットワーク化を図ります。	国際課
・ 外国籍児童日本語教育担当者研修会の開催 小中学校の日本語教室等担当者を対象に外国人児童生徒への日本語指導法や多文化共生理解のための研修を行います。	国際課
・ 外国人児童生徒理解促進事業 教員の外国人児童生徒の理解を促進するため、外国人児童生徒が抱える問題やその対処方法等、協議会や研修会を開催します。	義務教育課
・ 公立小中学校へ日本語教室専任教員を配置	学校人事課

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・ 中学校を卒業した外国人生徒のうち、就職又は進学した者の割合	—	96%

## トピックス

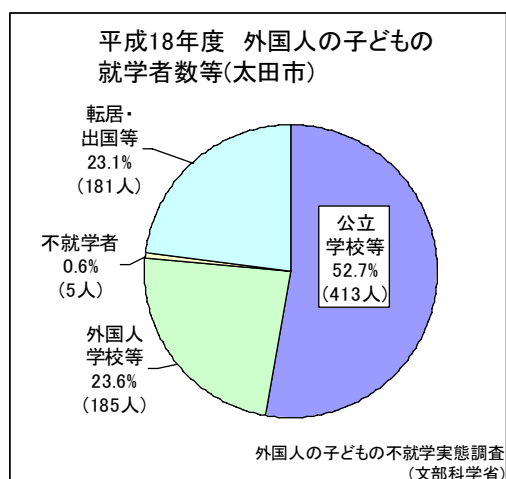
### 太田市の取組

平成20年8月現在で市立小中学校に498人の外国人児童生徒が在籍しています。

市内の小中学校区を8ブロックに分け、ブロック別の集中校に初期の日本語指導や教科指導のための担当教員（日本人）とバイリンガル教員（市採用）、日本語指導助手を配置して児童生徒の実態に応じた支援を行っています。日本語指導助手は主に日本語や教科指導における通訳、指導支援、翻訳等、バイリンガル教員は、主に母語による学習支援や教科指導、保護者との連絡等に当たっています。

また、外国人児童生徒を対象に土曜日に補習授業（サタデースクール）、就学前の子どもや保護者を対象にプレスクールやアダルトスクールを実施しています。

こうした取組の結果、中学校に在籍する外国籍生徒の高校進学率は83%（H19年）まで上昇しました。

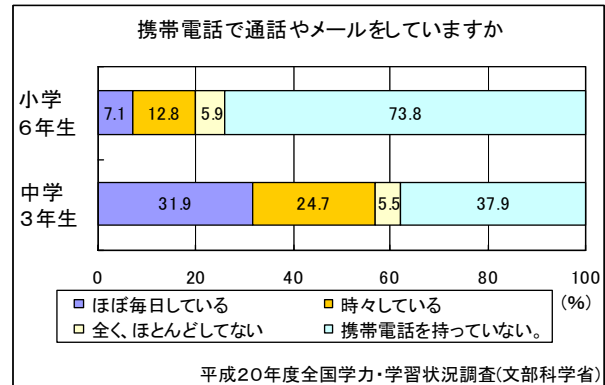
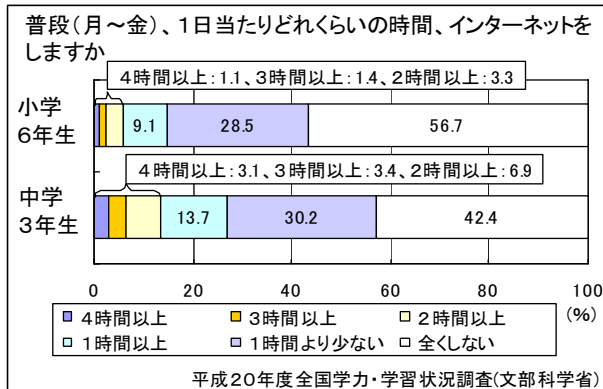


**取組 25 ICT（情報通信技術）活用能力の育成**

○ 現状 ※ ICT:Information and Communication Technology

高度情報通信社会の進展は、個人のレベルでの情報収集や情報発信の可能性を飛躍させるとともに、ICT機器の発達による生活の利便性も一層促進されています。一方で、インターネット上での個人情報流出・匿名性を利用した犯罪行為や迷惑行為などが社会問題化しています。

このような社会を生きる子どもたちは、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できる能力（ICT活用能力）とともに、正しく利用しようとする倫理観・危険回避能力（情報モラル）を身につけていくことが必要です。



(ICT活用能力の育成)

各学校では、児童生徒の発達段階に応じ、すべての授業でICT活用能力の育成を計画的・系統的に行っています。

校種	主な教科等	主な学習
小学校	総合的な学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>調べ学習の手段として、インターネットを利用した情報収集等</li> <li>ワープロソフト等を利用した調べ学習のまとめ</li> </ul>
中学校	技術・家庭科	<ul style="list-style-type: none"> <li>実験データの分析で表計算ソフトを活用した考察やまとめ</li> <li>プレゼンテーションソフトを利用した研究発表</li> </ul>
高校	情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題や目的に応じて情報手段を適切に活用すること</li> <li>情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解</li> </ul>

(情報モラルの育成)

児童生徒の携帯電話の所持率が高くなる中で、携帯インターネットでのいじめや犯罪被害が発生しています。

各学校では、日常の指導に加え外部講師による「情報モラル講習会」などを開催し、児童生徒が携帯電話の正しい利用方法を身に付け、被害者や加害者にならないよう、特別活動の時間等で指導しています。





(教員の指導力・学校での情報環境)

教員のICTを活用した指導力	・児童生徒のICT活用を指導できる教員 ・授業中にICTを活用して指導できる教員	57.3% 51.5%
学校における情報機器等の整備状況	・コンピュータ1台当たりの児童生徒数(小中学校) (県立学校)	6.0人/台 4.7人/台

※・学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成19年度文部科学省調査)

○ 課題

- ・高度情報通信社会に対応した児童生徒のICT活用能力や情報モラルを育成すること
- ・教員の授業でのICT活用指導力を向上させること
- ・高度情報通信社会に対応した学校の情報化を推進すること。

○ 取組の方向

- ・児童生徒のICT活用能力等を育成するための実践的研究を行います。
- ・保護者や関係団体等と連携し、児童生徒の情報モラルを育成します。
- ・教員のICTを活用した指導力の向上のための研修を充実します。
- ・授業で使用するデジタル教材等をネットワーク環境で提供します。
- ・教育用コンピュータ等、学校の情報環境整備を計画的に推進します。

○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・ICT教育の総合的推進 ICT活用能力等を育成するための実践的研究を実施します。 情報環境整備及び教師のICT活用指導力の実態把握を行います。	義務教育課 高校教育課 総合教育センター
・児童生徒の情報モラル向上 児童生徒や保護者を対象とした情報モラル講習会等を実施します。 学校裏サイト等、児童生徒の現状を把握するためのネットパトロールを行います。	義務教育課
・教員のICTを活用した指導力の向上 教員のICT活用指導力を向上するための研修講座を実施します。 デジタル教材を集積し、ネットワーク環境で教員へ提供します。	総合教育センター
・教育用コンピュータ等の整備 普通科高校における教育用コンピュータの整備等を行います。	管理課 高校教育課

○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を身に付ける。(小6) ・情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにする。(中3)	—	概ね100%
・児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合 (小中高特別支援の教員すべての平均)	(H19) 57.3%	概ね100%

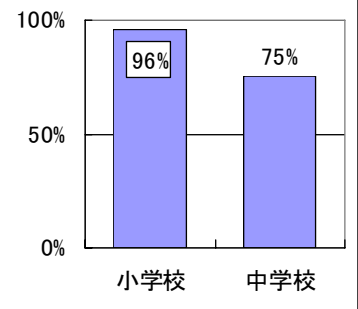
**取組 2 6 社会を学ぶ体験活動・ボランティア活動**

**○ 現状**

近年、地域社会の人間関係の希薄化や生活様式の変化に伴い、子どもが多様な年代の人々と接し、社会を学ぶ機会が少なくなっています。

体験活動として、小学校では自然の中での集団宿泊活動等を、中学校では職場体験活動等を推進しています。また、小中学校の総合的な学習の時間を中心に、児童生徒が地域の福祉施設を訪問しボランティア体験や交流活動を行ったり、障害者等を講師とする授業や講演会などを通して、すべての人が共に生きる社会を学んでいます。

総合的な学習の時間で「福祉」を課題として取り上げている学校



**集団宿泊活動**

児童が自然や文化に親しむとともに、数日間、学校を離れて宿泊を伴った生活をする中で、自律性や協調性、社会性等をはぐくみます。



**職場体験活動**

生徒が直接働く人と接し、知識や技術に触れることで、学ぶことや働くことの意義を理解し、主体的に進路を選択する意欲等を培います。

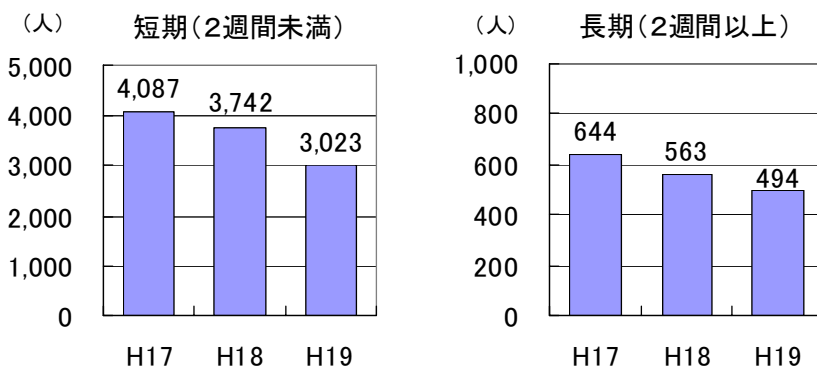


老人ホームの清掃ボランティア  
(高崎市立片岡中学校 JRC 委員会)

県立高校では、学校から離れた産業現場等で就業体験（インターンシップ）を実施し、実際的な知識・技術にふれることを通して、望ましい職業観や勤労観を育成しています。

また、福祉施設や放課後児童クラブ、図書館等の公共施設などでボランティア活動を行っており、活動の成果を単位認定（35時間で1単位）しています。平成19年度は、県立高校2校で、28名が単位を取得しています。

**就業体験(インターンシップ)参加生徒数の推移**



就業体験 (インターンシップ)

県立青少年教育施設において、子どもたちに自然体験を中心とした社会体験、環境学習体験、親子での体験活動の機会を提供しています。



県立青少年教育施設での自然体験

### ○ 課題

- ・子どもたちが、日常生活の中で体験活動を行う機会が減少していること
- ・就業体験（インターンシップ）やボランティア活動に参加する児童生徒を増やすこと

### ○ 取組の方向

- ・小学生の自律性や協調性、社会性等の育成を促すため、集団宿泊活動を推進します。
- ・中学生が学ぶことや働くことの意義を理解し、主体的に進路を選択できるように、職場体験活動を推進します。
- ・高校生が産業や雇用等の社会の現状を理解できるように、就業体験（インターンシップ）を推進します。
- ・高校生がボランティア活動に参加しやすい環境を整備します。
- ・青少年教育施設において、自然体験や社会体験等の機会を提供します。

### ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>豊かな体験活動推進</b> 農山漁村におけるふるさと生活体験等をモデル校で実施し、その成果の共有化と普及を図ります。</li> </ul>	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ぐんまトライワーク推進（高校生長期インターンシップ）</b> 2週間程度の長期就業体験を実施し、生徒の専門分野に対する実践的な知識 ・ 技術の体得や、望ましい職業観・勤労観を育成します。</li> </ul>	高校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>青少年自然体験・自立支援</b> 自然体験を中心に、社会体験、親子での体験活動等を行います。また、不登校等の悩みを抱える青少年を対象に、様々な体験活動の場を提供します。</li> </ul>	生涯学習課

### ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校での宿泊体験活動の実施校の割合（4日以上）</li> </ul>	5%	30%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校での職場体験活動の実施校の割合（5日間）</li> </ul>	33%	50%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門高校における長期インターンシップの実施校の割合</li> </ul>	91%	100%

**取組 27 環境教育の推進**

**○ 現状**

今日、地球上では環境破壊につながる様々な問題が生じており、環境問題に対して緊急に対処しなければならないという認識が高まっています。このような状況のもと、環境問題や環境保全に主体的にかかわる能力や態度を育成するためには、環境教育がますます重要になってきています。

**(小中学校における環境教育)**

- ・すべての学校で、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等で環境教育にかかわる内容を実施しています。特に、総合的な学習の時間での実施率は、県内の公立小学校で94%、中学校で75%です。(平成19年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査)
- ・本県では、平成20年3月に各学校で行われている環境教育を見直すポイントや各教科等における指導事例を記載した冊子「見直しましょう環境教育」を作成・配布し、環境教育の一層の推進や充実を図っています。

**(県立高校での環境教育)**

- ・すべての学校で、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等で環境教育にかかわる内容を実施するなど、学校の教育活動全体を通して、環境問題の解決に必要な能力を育成しています。特に、工業系・農業系の専門高校では、自然や環境に配慮した持続可能な循環型社会の形成者として必要な資質を育成しています。
- ・前橋工業高校では、環境マネジメントシステム (ISO14001) の構築と運用及び継続的な改善とその登録認証を通して、教育活動や学校生活の諸活動において、環境負荷低減、循環型社会の構築など、地球環境保全に主体的に取り組んでいます。
- ・尾瀬高校では、「自然との共生」を図ることのできる人づくりをめざして、平成8年に自然環境科を新設し、自然を知り、環境を保護する実践的な能力や態度を育成しています。



(尾瀬高校・自然環境科の授業の様子)

**【群馬県環境教育賞】(平成20年度から群馬銀行環境財団教育賞として実施)**

平成5年度から優れた環境教育を実践している学校を表彰するとともに、最近の最優秀賞を受賞した学校の事例は、総合教育センターのホームページに掲載し、他の学校への成果の普及を図っています。



「地域の自然から学ぶ環境学習」の様子  
伊勢崎市立境剛志小学校  
(H19小学校最優秀賞)



「紙リサイクルプロジェクト」の様子  
藤岡市立北中学校  
(H19中学校最優秀賞)



「世界遺産への道～地域に広がる活性化～」運動の様子  
県立富岡実業高校  
(H19高校最優秀賞)

## ○ 課題

- ・各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間に学校の創意工夫による環境学習が行われるようにすること
- ・環境教育の優れた実践事例を蓄積し、広く紹介すること
- ・環境問題に関する専門的な知識と児童生徒への指導力を備えた教員を養成すること

## ○ 取組の方向

- ・各教科や総合的な学習の時間等における環境教育を総合的に推進します。
- ・環境教育の優れた実践事例を蓄積し、授業を改善・充実します。
- ・工業系・農業系の専門高校においては、自然や環境に配慮した持続可能な循環型社会の形成者として必要な資質を育成します。
- ・尾瀬高校自然環境科における先進的な環境教育の成果及びその手法を広く県内外に紹介します。
- ・環境教育に係る研修等を実施し、環境教育を担う教員を養成します。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>環境学習の充実・普及</b> 各学校における環境教育を推進します。 環境教育に係る教科・科目等における優れた実践事例の蓄積により、授業の改善・充実を図ります。 県内各学校における環境学習に関する特色ある取組を紹介します。 環境学習を支援できる関係機関や外部人材を紹介します。</li></ul>	義務教育課 高校教育課
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>環境教育研修講座</b> 各学校で環境教育を効果的に推進できる教員を養成します。</li></ul>	総合教育センター

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境に関する体験活動等を実施している小中学校の割合</li></ul>	—	100%
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 節水や節電、ゴミの分別を意識できる生徒の割合</li></ul>	—	90%
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 尾瀬学校に参加して、自然を守ることや環境問題に興味をもったと回答する児童生徒の割合 (尾瀬学校アンケート)</li></ul>	70%	80%以上

取組 2 8

県立高校における職業教育

○ 現状

高校における職業教育は、農業、工業、商業、福祉、情報などの職業教育を主とする専門学科を設置する高校（以下「専門高校」という。）を中心に行われており、将来のスペシャリストとして必要な基礎的・基本的な知識や技術・技能を習得させるとともに、望ましい職業観、勤労観を養うことによって、企業等における技術者など、本県の産業経済の発展を担う人材を育成しています。

平成20年度の県内の全日制専門高校（公立）は21校、生徒数は12,473人であり、全日制高校（公立）の生徒数全体の31.4%を占めています。

また、全日制専門高校（公立）を平成20年3月に卒業した生徒の進路状況を見ると、就職は45.2%、専門学校などへの進学は29.4%、大学・短大への進学は25.3%となっており、卒業生の進路は多様化しています。

農業高校では、生命を愛し、育て、生命の基盤である食料や地域環境等を守るための学習を基本に、「植物の栽培や動物の飼育、バイオテクノロジーについて学習したい」、「食品を科学し、食品加工の仕事がしたい」、「自然環境を整備し、地域の開発を進めたい」等の生徒一人ひとりの学習ニーズに積極的に応えながら、農業の各分野の将来のスペシャリストを育てています。



組織培養による優良個体の増殖に取り組む農業科生徒



先端技術の習得に取り組む工業科生徒

工業高校では、「ものづくり」教育を中心とした実験・実習などの実際の・体験的な学習を通して、基礎的・基本的な知識や技術・技能、先端技術を習得し、発展する工業の各分野において活躍できる人材の育成をめざしています。

商業高校では、卸・小売や金融、サービス、情報通信などの第3次産業や、製造業の事務関係に従事する人材の育成をめざしており、ビジネス活動の流通、事務、経営、情報などに関する知識や技術を身に付けます。



専門的な技能定着に取り組む商業科生徒



口腔ケア実習に取り組む福祉科生徒

福祉科を設置する高校では、福祉の知識と技術の基礎・基本の習得とともに、福祉施設や在宅福祉サービスを支える中核的な役割を担う介護福祉士等の資格取得をめざしています。

## ○ 課題

- ・産業構造や雇用の多様化に伴い、専門高校に学ぶ生徒の適性、興味・関心、職業意識が変化していること
- ・大学・短大、専修学校等への進学を希望する専門高校の生徒が多くなるなど、進路選択の多様化が見られること
- ・産業社会の変化や技術の高度化に対応できる、即戦力の人材育成が求められていること
- ・職場体験を通して、雇用のミスマッチの防止や職業観・勤労観の育成、社会人として基本的なマナー等を身に付けさせること

## ○取組の方向

- ・望ましい勤労観、職業観の育成とともに、進学も含めた主体的な進路選択能力を育成します。
- ・地域社会や産業界と密接な連携を図る中で開かれた学校づくりを実践し、継続教育を視野に入れた大学専修学校等との連携を検討します。
- ・職業に関する専門的な知識や技術・技能の確実な定着のため、専門学科の教員の研修や講習会を通して実践的な指導力を高めます。
- ・企業の第一線で活躍している技術者などを招へいし、生徒に実践的な職業教育を行います。
- ・小中学校の段階からの職場見学や職場体験、インターンシップなどを通して、職業意識の醸成を行います。(取組15参照)

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>社会人講師受入事業</b> 職業教育推進のため、地元企業・研究機関等から豊かな経験と知識を持つ人材を講師として招へいします。</li> </ul>	高校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ぐんまトライワーク推進</b> 学校から離れた産業現場等で2週間以上の長期インターンシップを実施し、生徒の専門分野に対する実際的な知識・技術の体得や、望ましい職業観・勤労観を育成します。</li> </ul>	高校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>産業教育フェア</b> 高等学校及び特別支援学校高等部の生徒に、職業教育に関する学習成果等の発表の場を提供し、生徒の自発性や創造性を高めるとともに、小中学生等の適切な進路学習の機会として役立てます。</li> </ul>	高校教育課 特別支援教育室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>福祉資格取得推進事業</b> 福祉系高校では、良き福祉の担い手の育成を目的に、介護福祉士受験資格取得課程や介護員（ホームヘルパー）養成研修を導入しています。社会福祉協議会等と連携しながら、施設実習の委託と社会人講師の招へいを行います。</li> </ul>	高校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>地域産業の担い手育成プロジェクト</b> 工業高校の建築科と地域の建設業界が連携して、実践的な知識、技術、技能や伝統・環境・耐震等の知識・技術を身に付けた人材を育成します。</li> </ul>	高校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>熟練技能者活用事業</b> 工業高校の授業及び放課後における生徒・教員への技術・技能に関する指導を行うため、熟練技能者を配置します。</li> </ul>	高校教育課

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
・「ジュニアマイスター（ゴールド＋シルバー）」取得生徒数 (工業高校1校当たり)	20.0人	25人
・簿記等の検定において3種目以上1級を取得した生徒数 (商業高校1校当たり)	43.1人	50人

取組 29

県立の大学等における職業教育

○ 現状

県民健康科学大学では、未来の社会を支え、よりよいものにしていくため、豊かな人間性と専門的な知識・技術を持ち、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる看護師、保健師、診療放射線技師を養成しています。

また、平成21年4月に、医療機関等における院内教育の実践的指導者や最新の医療機器に対応できる高度の知識・技術を持つ人材等を養成する大学院を開設しました。



農林大学校では、本県の次代を担う優れた農林業経営者や農林業関連産業従事者等を育成しています。

さらに、農業への新規参入や団塊の世代等の幅広い就農希望に対応した農業の実践研修等を通して、多様な担い手の育成を行っています。



産業技術専門校では、本県の基幹産業である製造業を担う人材を育成するとともに、高校生の職業意識の涵養とものづくりに対する関心の向上を図る「高校生スキルチャレンジ」等を実施しています。

また、在職者及び求職者を対象に新しい知識や基礎的な技術の習得及び資格習得を目標とした短期間の「在職者訓練」を実施しています。





## ○ 課題

- ・社会の変化や技術の高度化・専門化に対応し、社会の発展を支えることのできる、より高い専門的知識や技術・技能を持った人材を育成すること

## ○ 取組の方向

- ・企業の第一線で活躍している技術者などと連携し、学生等に実践的な職業教育を行います。
- ・県民健康科学大学では、「何を教えるか」よりも「何ができるようになるか」を重視した教育を行い、専門的知識・技術及び高い倫理的判断力を身に付けた職業人や高度専門分野を担う人材を育成します。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・徹底した少人数での専門教育 豊富な臨床経験と高い研究能力を兼ね備えた教員が、少人数を単位とした実習や実技指導に重点を置いた教育を展開します。</li> </ul>	県民健康科学大学
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業担い手育成教育 次代の本県農林業を担う農林業経営者、農林業団体・関連産業従事者等を育成します。</li> </ul>	農林大学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生のための農業チャレンジセミナー 将来の農業を担う人材の育成・確保を図るため、農業に興味・関心を抱いている高校生を対象に、先進農家の見学や農林大学校生との座談会を開催します。</li> </ul>	農林大学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐんま農業実践学校の運営 新たに農業を始める人の円滑な就農を支援するため、農業知識・技術に関する基礎コースから専門課程まで3課程・7コースを開講します。</li> </ul>	農林大学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生スキルチャレンジ ものづくり産業への入職の動機付けとするため、県教育委員会と連携し高校の授業科目として「ものづくり」に関する実習型講座を実施します。</li> </ul>	産業技術専門校 高校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スキルカレッジ 県内の専門高校との連携を強化し技能の高度化推進のため、高校教諭及び生徒を対象に機械加工等の実技を中心とした講座を実施します。</li> </ul>	産業技術専門校

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
・農林大学校農林部修了生が就農又は農林業関連産業に就職する割合	50%	60%
・県立産業技術専門校修了生の正規雇用就職率	95%	98%

取組30

若者の就職支援

○ 現状

1 中学校や高校卒業者のほとんどが進学や就職をしている一方で、進路が明確に定まらないまま卒業する生徒もいます。

① 平成20年3月公立中学校卒業者の進路状況（学校基本調査）によると、進学も就職もしない者は198人、卒業生数（19,222人）に占める割合は1.0%となっています。

② 平成20年3月公立高校卒業者の進路状況（県教育委員会高校教育課調べ）によると、進学（進学努力継続者を含む）も就職もしない者は469人、卒業生数（13,947人）に占める割合は3.4%となっています。

2 各学校では、生徒の希望がかなえられるよう、進路指導を担当する教員を中心にきめ細かいキャリア教育を実施し、進学や就職支援に努めていますが、在学中に就職内定が得られない就職希望者に対しては、県および群馬労働局が連携して、就職面接会を開催するなど、卒業後に進学も就職もしない状態やアルバイト等の不安定な雇用状況にならないよう支援しています。



就職面接会の様子

3 県内の事業所に就職した者の3年以内の離職率は、中学校卒が53.8%、高校卒が45.4%、大学卒が33.6%となっており（平成17年3月卒業生、群馬労働局調べ）、一般に言われる7・5・3現象にやや好転の傾向が見られるものの、依然として改善すべき状況にあります。

4 学校卒業後に進学も就職もしない状態やアルバイト等の不安定な雇用状況にある若者に対しては、県内3か所の若者就職支援センター（通称ジョブカフェ）で、カウンセリングから職業紹介・定着までの一貫したきめ細かい支援を行っています。



ジョブカフェの様子

## ○ 課題

- ・キャリア教育を通して職業意識を醸成し、短期離職の防止や学校卒業後に進学も就職もしない状況が生じないようにすること
- ・進学も就職もしなかったり、アルバイト等不安定な雇用状況にある若者に対しては、正規雇用に向けた就職支援をすること

## ○ 取組の方向

- ・小中学校の段階からの職場見学や職場体験、高校段階でのセミナーやインターンシップ等への参加を通して、職業意識の醸成を行います（取組15参照）。
- ・就職希望者に対しては、本人の意向を踏まえた就職が可能となるよう支援します。  
また、就職内定が得られない高校生等に対しては、県および群馬労働局が連携して、就職面接会の開催などを継続して行います。
- ・無職でいる者やアルバイト等不安定な雇用状況にある者に対しては、職業の紹介や正規雇用に向けた支援を行います。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・ <b>大学生等県内就職促進</b> 新規学校卒業者や既卒者の県内就職を促進するため、群馬労働局および雇用関係機関との連携により、各種就職面接会を開催します。	労働政策課
・ <b>若者就職支援</b> 職に就いていない若者の就職とアルバイト等不安定な雇用形態の若者の正規雇用化を図るため、県内3か所の若者就職支援センター（通称ジョブカフェ）において、カウンセリングから職業紹介・定着まで一貫したきめ細かい支援を行います。	労働政策課
・ <b>Uターン就職の支援</b> ぐんま総合情報センターから県内企業情報や求人情報を発信するとともに、Uターン等希望者に対する相談業務を実施します。	労働政策課
・ <b>夢実現・進路プラン</b> 生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育て、将来の生き方を考える態度や主体的に適切な進路選択を行う態度を養うため、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。	高校教育課

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・ 公立高校新規学卒者の就職率	(H20新卒者) 96.5%	(H25新卒者) 100%
・ ジョブカフェにおける就職決定者数	(H19) 1,029人	増加
・ ジョブカフェにおける就職決定者数のうち正規雇用率	(H19) 69.7%	70%



## 第5 安全で充実した学習環境を整備する

県立学校施設の耐震化や実習設備等を整備して学習環境の維持向上を図るとともに、いじめや不登校等に適切に対応できる安全で安心な学校をつくります。

また、経済的な理由で修学が困難な児童生徒を支援します。

取組3 1 県立学校の施設設備の整備

現状

社会の変化に対応した教育内容の展開に対応するとともに、児童生徒の安全を確保するため、学校施設の増改築や耐震補強工事、産業教育に必要な実習設備の整備充実等を図っています。

1 県立学校施設の状況

耐震改修状況（H20.7.1現在）

全棟数	耐震性有り	耐震化率
952	801	84.1%

対象建物：非木造で2階建て以上または非木造の延べ床面積200㎡超の建物

なお、県立高校における耐震化率は、82.7%となっており、全国平均である64.4%と比較して、高水準にあります。

高校再編や校舎の老朽化に伴い必要となる増改築や産業教育施設の整備にも取り組んでいます。

2 県立学校の主な設備の状況

教育用コンピュータ

・総台数：8,449台 ・1台当たりの児童生徒数：4.9人（全国平均：7.0人）  
（H20.3.1現在）

・ただし、約3割が、Windows Vista及びXP以外の基本ソフトを使用

教員の校務用コンピュータ整備率：91.6%（全国平均：57.8%）（H20.3.1現在）

産業教育設備の状況：国が定める基準<sup>\*1</sup>に対する充足割合25.5%（H20.3.31現在）

AED（自動体外式除細動器）の設置状況：100%（H20.3.31現在）

課題

- ・県立学校については、安全で充実した学習環境づくりを進めるための施設増改築への対応や昭和50年代の生徒急増期に建設された校舎などが一斉に改修時期を迎えていることを踏まえ、計画的に整備を進めていくこと
- ・児童生徒等の安全確保や、地域住民の応急避難場所（地域の防災拠点）の確保のため、早急に学校施設の耐震性能を向上すること
- ・教員の校務の効率化及び児童生徒の学習履歴の蓄積、また、ICT教育や職業教育など社会の変化に対応した授業展開を図るため、コンピュータ設備や産業教育設備整備等を計画的に進めていくこと

市町村立小中学校施設の耐震改修状況（H20.4.1現在）

全棟数	耐震性有り	耐震化率
1,979	1,149	58.1%

対象建物：非木造で2階建て以上または非木造の延べ床面積200㎡超の建物

市町村立小中学校については、設置者である市町村が耐震化を推進することになりますので、県は市町村に対して、人的・技術的支援を行っています。

また、国に対して財政支援の充実などについて積極的に働きかけを行っています。

\*1：産業教育振興法、同法施行令及び施行規則などに基づき、各高等学校における産業教育設備の整備の目安となる基準金額。履修する科目により必要となる基準額が変わるほか、生徒数、単位数によっても金額が異なる。

## 取組の方向

- ・安全で充実した学習環境づくりを進めるための校舎の増改築、老朽化した施設の改修、体験的・実践的な学習を充実するための産業教育施設整備などを計画的に実施します。
- ・学校施設の耐震改修については、 $I_s$ 値<sup>2</sup>が0.3未満の建物を最優先とし、市町村の避難場所に指定されている校舎等（地域防災拠点施設）及び特定建築物<sup>3</sup>を優先して耐震化します。
- ・情報教育の充実や校務の効率化のためのコンピュータ機器、産業教育等の教育課程を実施する上で必要な実習用設備及び理科教育設備を整備します。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・地域防災拠点校耐震化推進 市町村の避難場所に指定されている学校施設の耐震改修工事を行います。	管理課
・高等学校施設整備 上記以外の学校施設の耐震改修工事、緊急危険外壁改修、大規模改修工事等を行います。	管理課
・前橋商業高校施設整備 前橋商業高校と前橋東商業高校が平成19年4月に統合されたことに伴い、特色ある商業教育を行うために必要な施設整備を行います。	管理課
・産業教育施設整備 産業教育の履修を円滑かつ効果的に行うため、実験実習用施設を整備します。	管理課
・産業教育・理科教育設備整備 専門高校等における、専門教科の実験実習に必要な設備等を整備します。 高等学校の普通教科「理科」履修に必要な各種実験用機械・器具等を整備します。	管理課
・コンピュータ設備等整備 普通高校における教育用コンピュータ等を整備します。 教員用の校務用コンピュータ等を整備します。	管理課 高校教育課

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
・県立学校の耐震化率（棟数比）	83.8%	93%
・県立学校の教育用 <sup>4</sup> コンピュータ1台当たりの児童生徒数	4.9人	(H22) 3.6人
・県立学校の校務用 <sup>5</sup> コンピュータの整備率	91.6%	(H22) 100%

\*2：耐震改修促進法で定められた、耐震診断の判断基準となる値。

一般的な $I_s$ 値の目安としては（国土交通省の平成18年1月25日告示）

$I_s$ 値0.3未満 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

$I_s$ 値0.3以上0.6未満 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

$I_s$ 値が0.6以上 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

という定義がなされている。

\*3：1,000㎡以上かつ3階以上（特別支援学校は2階以上）

\*4：授業で生徒が使用するためのコンピュータ

\*5：成績処理等の校務処理に使用するための教職員向けコンピュータ

第5 - 学習環境を整備する

取組32	修学の支援
------	-------

現状

幼児・児童・生徒・学生の修学を支援するため、幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校・大学等の各段階で各種施策を実施しています。

名 称		概 要	平成19年度実績		
			対象(人)	金額(千円)	
幼稚園	幼稚園就園奨励費補助(国庫補助事業)	幼稚園教育の振興と保護者の経済的負担を軽減するため、その家庭の所得状況に応じて保育料等の一部を補助する。	14,304	278,789	
小中学校	要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助(国庫補助事業ほか)	義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により修学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等、学校給食費及び医療費などの援助を行う。	学用品費等	9,908	284,569
			学校給食費	9,611	415,978
			医療費	421	3,864
	へき地児童生徒援助費等補助(国庫補助事業)	へき地等における義務教育の円滑な実施に資するため、児童生徒の通学条件の緩和のためのスクールバス購入、遠距離通学費及び保健管理費(健康診断)等の援助を行う。	4町村	9,282	
へき地学校等通学費補助	へき地学校及び過疎地域の小中学校の遠距離通学児童生徒に対して通学費を負担する財政力の低い町村に補助金を交付する。	3町村 261	4,003		
高 校	私立高等学校等授業料減免事業費補助	経済的理由により修学が困難である生徒等の授業料の減免を行う学校法人に対して、減免に要する経費の全部又は一部を支援する。	215	33,732	
	県立高等学校授業料免除	県立学校に在学する者で、非常災害、経済的困窮及び交通遺児等で授業料の納付が困難と認められる場合には授業料の全部又は一部を免除する。	2,317	223,220	
	高等学校等奨学金貸与((財)群馬県教育文化事業団実施事業)	学力等に優れた生徒で経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に奨学金を貸与する。	270	72,888	
	群馬県高等学校等奨学金貸与	勉学意欲がありながら経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に奨学金を貸与する。	19	5,520	
	定時制通信制高等学校教科書学習書給与費補助	定時制・通信制高校の生徒で、授業料減免に該当する有職者に対して、教科書等購入に要する経費を補助する。	113	644	
	高等学校定時制課程修学奨励	勤労青少年の定時制高等学校への就学を促進し、教育の機会均等を保障するため、高等学校定時制課程に在学する生徒を対象に修学奨励金を貸与する。	7	1,162	
特別支援学校等	特別支援教育就学奨励費	特別支援学校や特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、就学に要する経費の一部を支給する。	2,756	249,909	



名 称		概 要	平成19年度実績	
			対象(人)	金額(千円)
大学・短大 専修・各種 学校等	看護師等修学資金貸付	看護職員の県内定着を図るため、県内の看護師等養成所に在学し、卒業後県内の医療機関等に勤務しようとする学生に対して、修学資金の貸与を行う。	178	62,124
	介護福祉士修学資金貸付	介護職員の県内定着を図るため、介護福祉士養成施設に在学し、卒業後県内で介護等の業務に従事しようとする学生に対して、修学資金の貸与を行う。	47	20,088
	母子寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び寡婦の自立促進とその扶養する生徒の修学・就業支援を推進するため、福祉資金の貸与を行う。	476件	207,341

#### 課題

- ・ 修学支援が必要な児童・生徒・学生等全てが、何らかの支援を受けられるようにすること
- ・ 高校においては、授業料免除や奨学金制度等を周知すること

#### 取組の方向

- ・ 各種支援施策を周知し、授業料免除や奨学金制度等の修学支援制度が有効に活用されるようにします。

#### 達成目標

勉学の意欲のある者が、経済的理由で修学が困難とならないよう支援を継続

**取組33 学校の安全確保と安全教育**

**○ 現状**

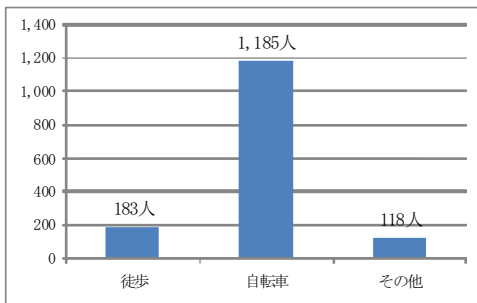
学校管理下における子どもの安全確保については、これまで登下校時の交通事故や校内に設置されている遊具・施設等の安全な利用、児童生徒の学校生活全般における安全の確保を中心に取り組んできたが、近年では登下校時の連れ去り・声かけ事案、学校への不審者の侵入等が発生していることや自然災害への対応の充実も求められています。

各学校では、交通安全教室やマナーアップ運動の実施、学校安全計画\*や危機管理マニュアルの作成、避難訓練・防犯訓練の実施、遊具や通学路の安全点検、通学安全マップの作成、地域の警察との連携や電子メールの活用による不審者情報の収集等を行い、児童生徒等の安全確保に努めています。

※学校安全計画とは、施設設備の安全点検、児童生徒に対する安全指導、教職員に対する研修など、年間を通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画です。

**平成19年度公立学校の交通事故及びその他の事故の発生件数**

・交通事故



・その他の事故（事故報告件数）

授業中	15件
部活動中	15件
遊具	2件
その他	14件

通学安全マップ



※中学生及び高校生の交通事故の約9割は自転車事故となっています。

**平成19年度幼稚園・小学校・中学校・高校における安全管理の取組状況**

学校独自の危機管理マニュアルの作成	教職員を対象とした防犯教室の実施	児童生徒を対象とした防犯教室の実施	通学路の安全点検の実施	通学安全マップの作成(小学校)	避難訓練の実施
94.2%	84.6%	84.4%	98.0%	87.7%	100.0%

**○ 課題**

- ・危険情報の収集と発信を的確に行うこと
- ・安全計画の立案や事件・事故の即応体制などの確立を図ること
- ・教職員の危機管理意識をさらに高め、資質の向上を図ること
- ・保護者、地域の警察・団体等と連携し、地域ぐるみでの安全・安心な学校づくりを推進すること
- ・児童生徒等が自らを守るために必要な資質や能力を養う安全教育を充実すること

**○ 取組の方向**

- ・学校安全計画の作成や内容の充実、地震等の自然災害及び不審者の侵入に備えた学校の実情に即した危機管理マニュアルの作成を促進します。
- ・各学校の安全担当の教職員を対象とした各種研修会の内容を充実します。
- ・学校、家庭、警察、地域社会等との連携を強化します。
- ・児童生徒等に交通安全や防犯について指導します。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理の徹底 各学校の実情に合った危機管理マニュアル等を作成し、定期的な見直しを行うことにより実効性の高いものとしします。</li> </ul>	スポーツ健康課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の安全管理の取組状況に関する調査 学校の安全管理全般に関する調査を実施し、安全管理の徹底を図ります。</li> </ul>	スポーツ健康課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校安全研究協議会 各校種の安全担当教員を対象とした学校安全全般に係る協議会などを実施します。</li> </ul>	スポーツ健康課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全指導対策協議会 高校の交通安全指導担当教員を対象に協議会や情報交換などを実施します。</li> </ul>	スポーツ健康課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールセーフティネットワーク推進事業 学校、家庭、警察、地域等との連携協力のもと、学校安全について各教育事務所単位で研修会や協議会を実施します。</li> </ul>	スポーツ健康課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 スクールガードリーダーを配置し、学校や学校安全ボランティアに対する指導・助言などを行います。</li> </ul>	スポーツ健康課

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
・学校安全計画策定率	86.9%	100%
・学校独自の危機管理マニュアル作成率	94.2%	100%
・教職員を対象とした研修・防犯教室などの実施率	84.6%	90%
・児童生徒等を対象とした防犯教室などの実施率	84.4%	90%
・学校、家庭や地域関係機関等との情報交換や協力要請のための会議の開催	81.5%	90%

### トピックス

#### ・上州くん安全・安心メール

群馬県警察では、声かけ事案、不審者情報等の防犯情報や交通安全情報などを電子メールにより登録者に配信し、児童生徒等の安全確保に努めています(平成20年12月末現在の登録件数：11,439件)。登録・配信を希望される方は以下を御覧ください。

- ①県警ホームページ(パソコン用) <http://www.police.pref.gunma.jp/>
- ②県警モバイルサイト(携帯電話用) <http://www.police.pref.gunma.jp/k>
- ③登録用専用アドレス [https://mcs.biglobe.ne.jp/wrp/gpmail\\_kanri/ma.cgi?a=r&g=000001](https://mcs.biglobe.ne.jp/wrp/gpmail_kanri/ma.cgi?a=r&g=000001)

また、市町村・市町村教育委員会独自で電子メールを配信しているところもあります。

#### ・スクールサポーターの活動

群馬県警察では少年の非行防止や学校等における児童生徒の安全確保を図るため、県内の主要な警察署にスクールサポーターを配置しています(平成20年度は、8警察署に配置)。

取組 3 4 いじめ・不登校対策の推進

現状

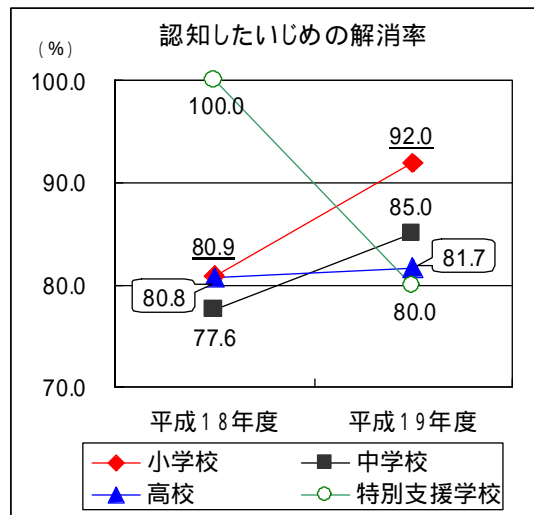
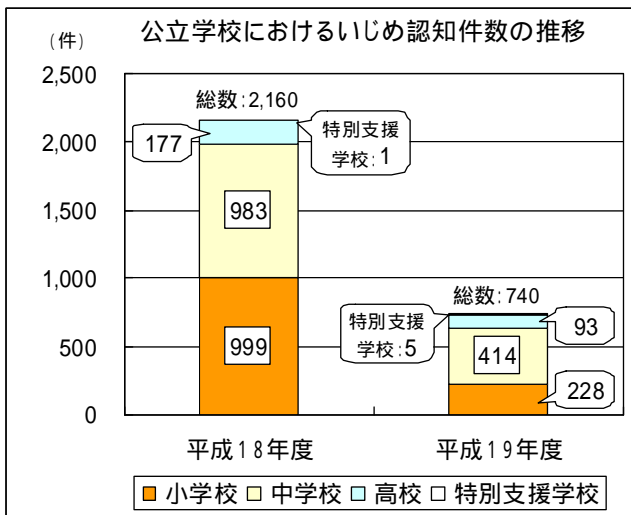
1 いじめ

平成19年度にいじめを認知した本県の公立学校の割合は37.9%であり、いじめ認知件数は740件でした。

平成19年度にいじめ認知件数は、前年度と比べて減少したものの、決して沈静化したとは言えず、依然として憂慮すべき状況となっています。

いじめの態様で多いのは「冷やかしゃやかいかい等」、次いで「軽微な暴力」「仲間はずれ等」で、携帯インターネットを使ったいじめが増加しています。

なお、いじめ認知件数の86.8%は学校の指導の結果解消しています。



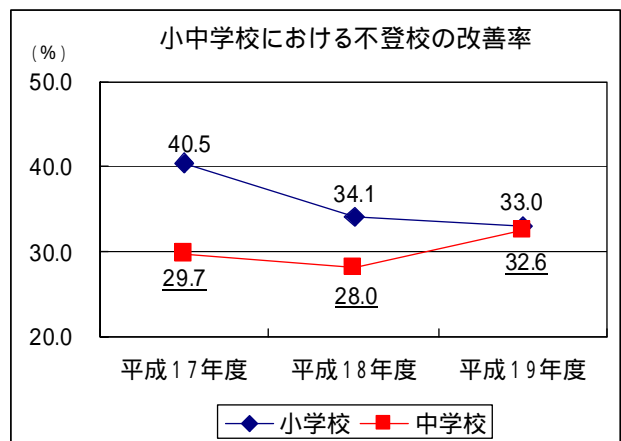
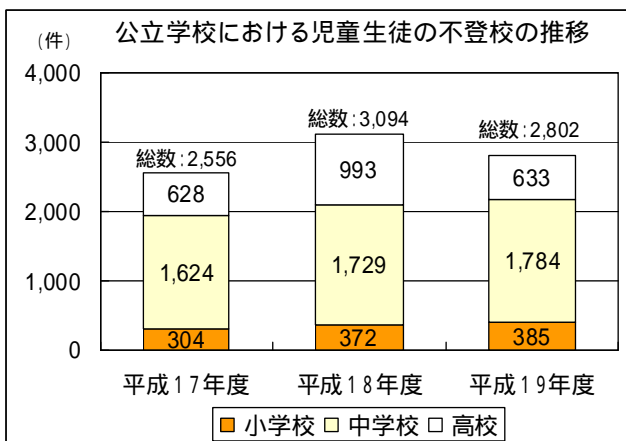
2 不登校

平成19年度の本県の公立学校における不登校児童生徒数は、小学生385人、中学生1,784人、高校生633人であり、前年度と比べて、小中学生で増加し、高校生で減少しました。

特に小学6年生が中学1年生になると、不登校は113人から432人と4倍近くに増加し、「中1ギャップ」と言われる現象が本県でも出現しています。

不登校になるきっかけとしては、不安や無気力などの本人の問題、親子関係や友人関係をめぐる問題が多いですが、不登校の原因・背景は複雑で、特定できない場合も多くあります。

また、公立小中学校の不登校児童生徒のうち、約3割が年度内に登校できるようになっています。効果があった対応として、学校がスクールカウンセラーや福祉機関等と連携して組織的に支援したことや、家庭訪問で家庭状況の把握や指導・援助を行ったり、電話などによる声かけをしたりしたことが挙げられます。



## 課題

- ・いじめ・不登校の未然防止と、早期発見に向けた学校における指導を充実すること
- ・児童生徒に対する相談支援を充実すること
- ・学校と保護者、関係機関との連携・協力を密にすること
- ・児童生徒の人間関係力や自己有用感を高めること

## 取組の方向

- ・学校における指導を充実し、他人をいたわる心や、望ましい人間関係をはぐくみます。
- ・小中学校間の連携を推進するとともに、中学校1年生の生活指導を充実します。
- ・スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、生徒指導担当嘱託員及びいじめ対策室（総合教育センター内）等による児童生徒への相談支援を充実します。
- ・教員やSC、SSWなどによる家庭への支援のほか、適応指導教室<sup>(\*)</sup>や福祉関係機関など家庭、地域、関係機関が連携・協力して児童生徒を支援します。  
（ ）適応指導教室：市町村教育委員会等が、公的施設を使って、不登校の小中学生の学校復帰を目指して学習等の援助を行うために開設している教室。17市町村が29箇所、総合教育センターが1箇所開設している。（平成20年度）
- ・人間関係力や自己有用感の醸成に資する自然・社会体験活動を充実します。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・いじめ・不登校対策総合推進事業 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し児童生徒の相談支援などを行います。	義務教育課 高校教育課
・中学校第一学年生活充実支援非常勤講師配置(通称：わかばプラン) 中学校1年生の4学級以上校に非常勤講師を配置し、複数の教員で対応することにより、学習指導や生活指導を充実します。	学校人事課
・いじめ対策室による相談体制の推進 電話、メール・FAX及び来所による相談を通年にわたり行います。	総合教育センター
・豊かな体験活動推進 集団活動を通して、社会性や自立心等をはぐくむため、学校教育活動や少年の家などの社会教育施設で自然体験・生活体験活動を実施します。	義務教育課 高校教育課 生涯学習課
・少年相談の推進 いじめ・不登校等、少年に関するあらゆる相談に対応します。	県警少年課少年育成センター

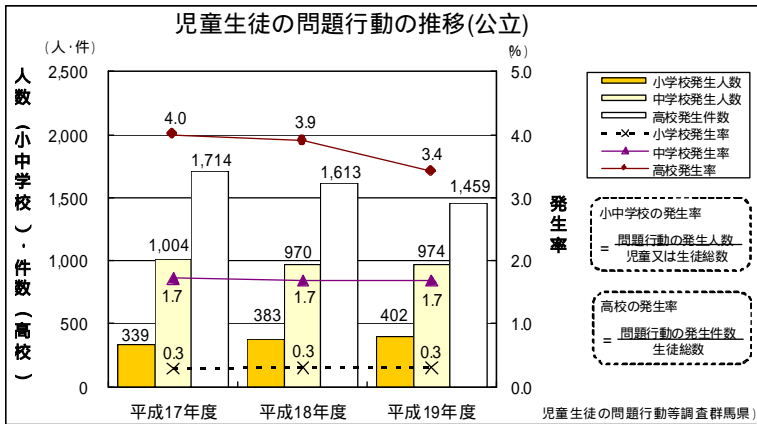
## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
・認知したいじめのうち、指導の結果解消した件数の割合	(小中) 88% (高校) 82%	100%
・小中学校における不登校の改善率 (継続的に登校できるようになった児童生徒の割合)	(小中) 33%	登校ができるようになる割合を向上
・不登校出現率(県立高校)	1.5%	1.0%

取組35 問題行動への対応と中途退学の防止

現状

1 問題行動の発生状況

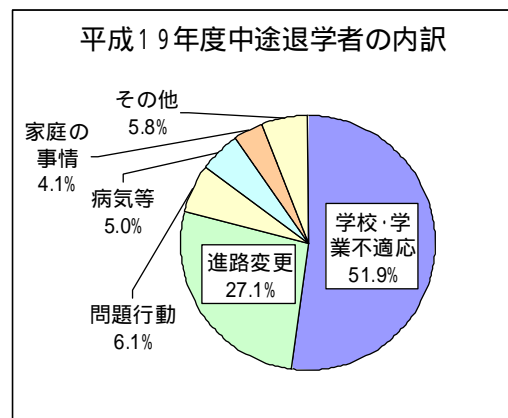
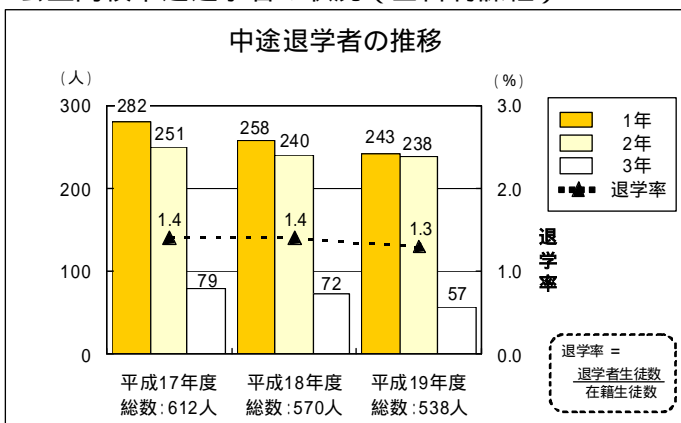


- ・小中学校における問題行動とは、「万引」、「金品の盗み」、「喫煙」、「家出」、「夜遊び」、「金品の強要」、「生徒間暴力」などを指します。
- ・高校における問題行動とは、「校則違反」、「喫煙」、「窃盗万引」、「暴行傷害」、「交通違反」、「飲酒」、「恐喝脅迫」などを指します。

- ・基本的な生活習慣の定着や規律ある学校生活に努めるとともに、児童生徒一人ひとりの自己存在感、有用感の醸成を図っています。
- ・問題や悩みを抱える児童生徒に対して授業や体験活動など学校活動全体を通して組織的に指導や支援を行い、問題行動の未然防止を行っています。
- ・問題行動の背景に深刻な家庭環境等の問題が存在するなど、指導が困難な事案が増えています。
- ・スクールカウンセラーや生徒指導担当嘱託などを配置して、教員（学級担任や生徒指導担当）と連携した専門的な教育相談・支援を行っています。

- ・平成20年度配置校：
  - スクールカウンセラー
    - 公立中学校全校172校、県立高校（中等教育学校含む）7校
    - \*一部スクールカウンセラーは、小学校へも対応しています。
  - 生徒指導担当嘱託 公立中学校26校 県立高校10校
  - スクールソーシャルワーカー 5機関（4中学校、1適応指導教室）

2 公立高校中途退学者の状況（全日制課程）



- ・退学理由で大きな比率を占める「学校生活・学業不適応」への未然防止対策として、1年生を中心として、宿泊ホームルームやオリエンテーションなどによる学校への適応指導を行っています。また、校内で人間関係をつくれなかったり、友人とトラブルを起こしたりする事例が多いため、人間関係力やコミュニケーション能力を伸ばす指導を行っています。
- ・生徒の学習意欲を向上させるため、魅力ある授業を実践し、学校生活を諦めさせない工夫を図っています。
- ・中学生が自分に適した高校選択ができるよう、学校説明会や体験入学を行ったり、各高校のホームページの充実を図ったりして、各校の教育活動内容や特色の広報に努めています。

## 課題

- ・児童生徒の発達段階に応じた基本的な生活習慣が定着すること
- ・規律ある学校生活を通して、マナーや社会的なルール、責任感を習得すること
- ・生徒指導の方針や指導方法等について、学校と保護者との連携・協力を強化すること
- ・問題や悩みを抱える子どもの背景にある環境を改善すること
- ・「学校生活・学業不適応」による中途退学の防止を図ること

## 取組の方向

- ・「ぐんまの子どものための50のルール」の活用するなどして、学校と保護者等が連携しながら、基本的な生活習慣の定着とマナーやルールを守る意識をはぐくみます。
- ・授業や体験活動を充実させることにより、児童生徒一人ひとりの自己存在感や有用感を醸成するとともに、基本的行動規範や人間関係力を育成します。
- ・生徒指導の方針等について学校の全教職員及び保護者で共通理解を図り、ぶれのない指導を推進します。
- ・警察や児童相談所等の関係機関と連携強化を図り、問題や悩みを抱える児童生徒と背景にある家庭環境等に対して、心理、福祉、補導等の側面からの支援を推進します。
- ・中途退学の防止を図るため、わかりやすい授業の推進や学校行事、部活動の活性化による充実した学校づくりを推進します。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・生徒指導担当嘱託員の配置 学校生活への不適応を起こしている子どもへの適応指導や支援を行います。	義務教育課 高校教育課
・スクールカウンセラーの配置 子どもの心理的な不安等の改善や教育相談体制の充実に取り組みます。	義務教育課 高校教育課
・スクールソーシャルワーカーの配置 問題を抱える子どもの置かれた環境の改善に取り組みます。	義務教育課
・指導資料「群馬県非行防止プログラム」等の活用 県警察本部と県教育委員会との共同で作成した非行防止プログラム等を活用し、中学校の学級活動等で、万引きや暴力行為などの問題行動の未然防止に関する指導を実施します。	義務教育課 県警少年課少年 育成センター

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・スクールカウンセラーの配置	(小) 4校 (中) 172校(全校) (高) 6校	配置の充実
・中学校において、学級活動等で「群馬県非行防止プログラム」等を使った問題行動の未然防止に関する指導を実施している割合	51%	100%
・中学生が自分に適した高校を選択するために行われる 県立高校の学校説明会、体験入学の実施率	100%	きめ細かに実施





## 第6 学校・家庭・地域の連携を推進する

幼児教育や子育て支援を通して、家庭の教育力を高めます。  
また、学校・家庭・地域が連携して児童生徒等の健全な成長を支援することで、地域の大人と子どもをつながり強化し、子どもの社会性をはぐくみます。

取組 3 6 幼児教育の推進

現状

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期の子どもたちの健やかな心身の成長を支える幼児教育が果たす役割は極めて重要です。保育所、幼稚園、認定こども園での幼児教育の充実を支援するとともに、小学校との連携を推進しています。

- 1 義務教育就学前幼児数 107,652人(平成20年5月1日現在)
- 2 保育所・幼稚園等の状況(平成20年5月1日現在)  
義務教育就学前の幼児の約6割が、保育所、幼稚園又は認定こども園に在籍しています。

保育所・幼稚園等の状況(福祉行政報告例、学校基本調査)

区 分	園・所数	在籍数
公私立保育所	420	42,550
国公私立幼稚園	222	24,246
認定こども園	(12)	(2,164)
合 計	642	66,796

認定こども園の園数及び在籍数については、保育所及び幼稚園数並びに在籍数と重複する場合がありますため、括弧書きとし、合計には含めていません。

- 3 核家族化と母親の育児不安  
全国の平均世帯人員は、昭和61年には3.22人でしたが、20年後の平成18年には2.65人まで減少しています。また、三世帯世帯の割合も15.3%から9.1%に減少し、ひとり親世帯が5.1%から6.3%に増加しています(平成18年国民生活基礎調査(厚生労働省))。  
核家族化等で子育てが孤立化することにより、その負担感が増大し、とりわけ、家庭での育児が中心となっている3歳未満の子どもを持つ女性の中には、社会からの孤立感や疎外感がある人も少なくない状況です。(平成19年厚生労働白書)
- 4 幼児教育センターの設置  
幼児のいる家庭教育の支援や、保育所、幼稚園及び認定こども園等の幼児教育の充実などを目的に、平成19年4月、総合教育センター内に「幼児教育センター」を設置しました。

幼児教育センターの主な取組

- ・家庭教育の充実のために、子育て中の保護者を応援する事業  
「まちかど子育て会議」「親子で遊ぼう」「保育アドバイザーによる出前セミナー」
- ・幼児教育の充実のために、保育所・幼稚園等の保育士・教諭を応援する事業  
「夕やけ保育研修会」「各種研修会」「保育アドバイザーによる出前研修」
- ・幼児教育にかかわる様々な情報提供  
「幼児教育センターだより」「まちかど子育てつうしん」「夕やけつうしん」「げんきっ子シール」等の配布

課題

- ・家族(親子)関係を深めたり、育児不安等を抱える保護者を支援したりすること
- ・保育士や幼稚園教員等の資質向上のため、参加しやすい研修の機会を増やすこと
- ・保育所・幼稚園と小学校との連携を推進すること

### 取組の方向

- ・ 保育アドバイザーを活用し、幼児のいる家庭の教育や、保育所・幼稚園等の教育を支援します。
- ・ 幼児の保護者が身近なところで子育てについて学べ、保護者同士の情報交換をしたり子育てについて気軽に相談したりできるようにします。
- ・ 保育士や幼稚園教員等が参加しやすい研修会を開催し、幼児教育にかかわる様々な専門性を高めます。
- ・ 保育所、幼稚園及び小学校が、子どもの発達に関する情報を共有し、教育内容等について相互に連携します。

### 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育アドバイザー派遣 幼児教育や子育て等の専門家が、PTAセミナーや保護者会、保育所、幼稚園の研修会等に出向き、家庭教育や幼児教育の充実をめざした支援を行います。</li> </ul>	幼児教育センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちかど子育て会議 幼児の生活を充実させ、心の成長をはぐくむための子育てやしつけについて、保護者が考え話し合う会議を開催します。</li> </ul>	幼児教育センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タヤけ保育研修会 幼児教育の充実のために、保育士や幼稚園教員の資質向上を図る研修会を、市町村や地域等に出向いて開催します。</li> </ul>	幼児教育センター、義務教育課、子育て支援課、学事法制課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保幼小合同研修会 保幼小の関係者が相互理解を図るため、地域の保育所・幼稚園・小学校の教員・保育士が合同で研修や情報交換を行います。</li> </ul>	義務教育課、幼児教育センター、子育て支援課、学事法制課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「就学前のぐんまの子どもはぐくみガイド」の活用 講演会や研修において冊子を活用し、幼児教育の推進を図ります。</li> </ul>	義務教育課、幼児教育センター、子育て支援課、学事法制課

### 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・ 保育アドバイザーによる支援（派遣か所）	64か所	100か所
・ まちかど子育て会議の開催	9市町村	・ 全市町村で開催 ・ 保育所、幼稚園、小学校、企業等での開催
・ タヤけ保育研修会の開催	3会場	全市町村で開催
・ 保幼小合同研修会の開催	1地域	5地域

取組 3 7 家庭教育を支える教育相談

現状

様々な機関が悩みを抱える子どもや保護者、教職員等からの相談窓口を設けて、迅速かつ専門的に対応しています。

相談窓口	内容	方法	対象	件数(H19)
総合教育センター (子ども教育支援センター)	・子どもの教育にかかわる相談 ・子どもの発達や障害にかかわる相談 ・学校の教育にかかわる相談	電話、FAX、 来所	児童生徒、保護者、 教職員等	5,820 件
幼児教育センター	・子育てにかかわる相談 ・保育にかかわる相談	電話、メール、 来所	保護者、教職員 等	687 件
生涯学習センター	・育児、健康、学業、対人関係、いじめ等の相談 (家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」)	電話	児童生徒、保護者、 教職員等	1,992 件
各児童相談所	・18歳未満の子どもに関する相談	電話、メール、 来所	すべての県民	9,201 件
いじめ対策室	・学校における「いじめ問題」の相談	電話、FAX、 メール、来所	児童生徒、保護者、 教職員等	743 件
県警少年課 少年育成センター	・非行問題や学校・家庭問題等、少年に関する あらゆる相談	電話、来所	児童生徒、保護者、 教職員等	792 件

課題

- ・悩みを抱える子どもや保護者、教職員、県民等が早期に専門的アドバイスが受けられるように、相談窓口を広く周知すること
- ・様々な教育相談に対応するため、相談員の専門性などの資質を向上すること

取組の方向

- ・県のホームページや広報紙で相談窓口を広報し県民に周知します。
- ・子どもや保護者、教職員等がどこに相談してよいか迷わないように、各相談機関や市町村、福祉・医療機関等が連携して相談業務を推進します。
- ・相談員の資質向上を図り、高度で専門的な知識が必要な相談では専門家と連携し解決に当たります。
- ・すこやかサポートファイルを活用し、保護者と関係機関が情報共有し、協働的な相談支援を行います。

主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・相談窓口の周知 県ホームページや広報紙での広報を通じて、悩みを抱える子どもや保護者、教職員、県民等に相談窓口の周知を行う。また、いじめ相談については、各家庭に「いじめ相談カード」を配布しています。	総合教育センター
・「すこやかサポートファイル」の活用 保護者と担任や相談・療育担当者などが子どもの実態や目標、支援の方法などを記載した「すこやかサポートファイル」を作成し、協働的な相談・療育支援をめざします。	総合教育センター

達成目標

悩みを抱える子どもや保護者、教職員等に対する迅速かつ適正な相談支援の推進

取組 3 8 企業やNPO等と連携した家庭教育の推進

現状

近年、核家族化やライフスタイルの変化等により、家庭の教育力の低下が指摘されています。家庭は、教育の原点であり、子どもの基本的な生活習慣やマナー・ルール、善悪の判断など基本的倫理観や自制心等をはぐくむ上で重要な役割を担っています。本県では、企業やNPO( )等と連携した家庭教育を推進しています。

・企業と連携した家庭教育の推進

ぐんま家庭教育応援企業登録制度は、家庭教育の充実に向け、従業員の家庭教育を応援する県内の企業等を登録し、その取組を県ホームページで広く県民に紹介することで、企業と連携した「あったか家庭」づくりを進めています。

・NPO等と連携した家庭教育の推進

本県では、多くのNPOやボランティア団体などが教育や福祉等の多様な分野で活躍しています。これらのNPO等と連携して子育てに関する講座や親子が触れ合うイベント等を開催し、家庭教育の推進に取り組んでいます。

ぐんま家庭教育応援企業  
登録企業数 281社  
(H20.12.1現在)



取組例

- ・従業員及びその家族の「早寝早起き朝ごはん運動」を推進します。
- ・子どもが寝る前には、毎晩読み聞かせをするよう従業員に呼びかけます。
- ・従業員が学校行事・地域行事に参加しやすい職場環境づくりに努めます。

NPO ( Non Profit Organization ) は、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

課題

- ・保護者が子どもと過ごす時間を増やすなど、家庭教育に取り組みやすい環境をつくること
- ・子育てや家庭教育に取り組むNPO等との連携を推進すること

取組の方向

- ・ぐんま家庭教育応援企業登録制度や家庭教育応援フォーラムの開催などにより、企業の家庭教育に対する関心を高め、社会全体で子どもを育てる機運を醸成します。
- ・子育てや家庭教育に取り組むNPO等と連携して家庭教育を推進します。

主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐんま家庭教育応援企業の登録促進 従業員の家庭教育支援を行う企業を登録し、県ホームページを通じて各企業の取組を周知します。</li> </ul>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育応援フォーラムの開催 家庭教育の推進に係る企業・NPO・学校等とのより一層の連携を図るために講演やパネルディスカッション等を実施します。</li> </ul>	生涯学習課

達成目標

目標の概要	基準年度の状況	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐんま家庭教育応援企業登録数</li> </ul>	(H20.12.1) 281社	400社

取組 3 9 子育て支援の推進

現状

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、地域共同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大し社会からの孤立感を持つ保護者が少なくありません。また、放課後に小学生が安心して居られる場所を求める声も多くあります。

地域や企業等の協力を得て子育てを支援するとともに、学校施設等を活用した放課後児童クラブと放課後子ども教室を整備し、小学生が安心して様々な活動をする場づくりを進めています。

地域の子育て支援拠点の整備や子育て家庭の経済的負担の軽減等を進めて「安心して子どもを産み育てられる社会づくり」、「子育て家庭を社会全体で応援する地域づくり」を推進しています。

H20.4.1現在

項 目	整備や推進の状況
認定こども園の園児数	( 1 2 園 ) 2,164人 (H20.5.1現在)
保育所の入所児数	( 4 2 0 か所 ) 42,550人 (H20.5.1現在)
幼稚園の園児数	( 2 2 2 園 ) 24,246人 (H20.5.1現在)
地域子育て支援拠点(センター型、ひろば型)	109か所 (H20.9.1現在)
家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」	年間 1,992件 (H19年度実績)
放課後児童クラブ	315クラブ (H20.5.1現在)
放課後子ども教室	83教室
乳幼児医療の自己負担の無料化	入院：中学卒業まで、通院：修学前まで
ぐんまちょい得キッズパスポート協賛店	1,266店舗
ファミリー・サポート・センター	11か所

【ぐんまちょい得キッズパスポート(ぐーちょきパスポート)】

社会全体で子育て家庭を応援するため、企業と県・市町村が連携して、中学生までの子ども、または妊婦がいる家庭を対象に、「ぐーちょきパスポート」を協賛店で提示すると割引、ポイント追加、無料サービスなどが受けられる制度です。

平成19年11月からスタートし、多くの子育て家庭に利用されています。



課題

- ・地域子育て支援拠点(センター型、ひろば型)を全県的に整備すること
- ・電話相談「よい子のダイヤル」等による継続的な家庭教育の支援を行うこと
- ・大規模な放課後児童クラブの解消と開設日数を増やすこと
- ・放課後子ども教室の全県的な整備を促進すること
- ・子育て世帯の経済的負担を軽減すること
- ・子育て家庭を社会全体で応援する機運を醸成すること

取組の方向

- ・どの市町村に居住する保護者も必要な子育て支援が受けられるように、市町村の取組を支援します。
- ・家庭教育に係る相談体制を継続し、家庭教育に悩む保護者等への助言、情報提供を行います。
- ・多様な保育ニーズに対応した支援を推進します。
- ・放課後子どもプランを推進します。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園預かり保育推進事業費補助 正規の保育時間終了後や長期休業期間中に幼児を継続的に預かる私立幼稚園を支援します。</li> </ul>	学事法制課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐんまちょい得キッズパスポート 「ぐんまちょい得キッズパスポート」の普及等を通して、社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。</li> </ul>	少子化対策・青少年課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援環境づくり 地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。</li> </ul>	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成 放課後児童クラブの運営・施設整備を支援します。</li> </ul>	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設支援 認定こども園、私立保育園の運営・施設整備を支援します。</li> </ul>	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療費補助 子どもの医療費の負担軽減を支援します。</li> </ul>	国保援護課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」 電話による子育ての悩みに関する相談を行います。</li> </ul>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども教室推進 学校等を活用した子どもたちの居場所づくりを支援します。</li> </ul>	生涯学習課

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
地域子育て支援拠点(センター型・ひろば型)	109か所	家庭、地域、関係機関等が連携し、多様なニーズに応える取組を推進
放課後子ども教室	83か所	
放課後児童クラブ	315か所	
ファミリー・サポート・センター	11か所	
ぐんまちょい得キッズパスポート協賛店	1,266店	

取組40 地域の人材や学校支援センターの活用

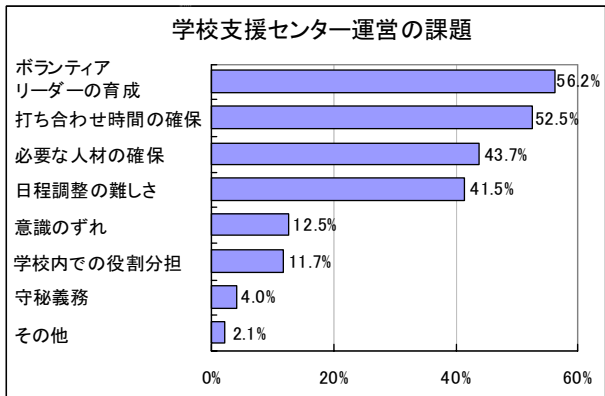
○ 現状

地域の人材（ボランティア）が学校の教育活動を支援する拠点となる学校支援センターはすべての公立小中学校に設置されており、安全パトロールなど多種多様な活動が行われています。

平成19年度の活動延べ人数は、115,697人です。

ボランティアの活動状況

種類	人数	割合
安全パトロール	62,877	54.3%
読み聞かせ・図書館整備	14,442	12.5%
授業内の活用	9,250	8.0%
あいさつ運動	6,816	5.9%
宿題の指導等	6,556	5.7%
部活動指導	3,877	3.3%
昔の遊び等	2,695	2.3%
野菜・花作り	2,506	2.2%
その他	6,678	5.8%
合計	115,697	—



(平成20年度学校支援センター運営推進状況調査)

学校支援センターでは、授業の補助や図書の整理・修復等のほか、地域の郷土料理・伝統芸能を子どもに伝えるなど幅広い活動を行っています。



書写の指導



理科の実験の補助



図書の整理・修復



校庭の樹木の剪定



文化祭でのうどん打ち体験



雅楽の実演指導

○ 課題

- ・地域住民の協力を得るために、学校支援センターの活動を周知すること
- ・主体的に活動する人材を育成し、学校支援センターの活動を充実させること



## ○ 取組の方向

- ・保護者や地域住民に学校支援センターの活動を周知し、学校・家庭・地域が連携した学校づくりを進めます。
- ・ボランティア活動を調整するコーディネーターやボランティア活動の中心となるボランティアリーダーを育成します。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>学校支援センター運営推進事業</b> 学校支援センターの取組を工夫・改善し、学校の教育活動の充実のために、地域の教育力が有効に活用できるよう支援します。</li> </ul>	義務教育課 生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>学校支援センター・コーディネーター等研修</b> 学校支援センター運営の中核となる人材を養成し、センターのより効果的な運用を目指します。</li> </ul>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>放課後子ども教室推進事業</b> 学校等を利用しながら子どもたちの居場所を整備し、総合的な放課後対策を講じます。</li> </ul>	生涯学習課

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーディネーター又はボランティアリーダーがボランティア活動の調整をしている学校の割合</li> </ul>	(小中) 20%	(小中) 50%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業や部活動指導等に地域の人材を活用している学校の割合</li> </ul>	(小中) 90%	(小中) 95%

## トピックス

### 放課後子ども教室

平日の放課後や週末等に小学校や公民館・児童館等を活用し、地域の協力を得ながら、子どもたちが安心・安全に遊べる居場所の整備を行っています。

放課後子ども教室では、子どもたちがさまざまな学年・年齢の子どもや地域住民と交流し、共に昔ながらの伝承遊びや、スポーツ等を行うことで多様な体験をしています。



取組 4 1 学校評価と学校評議員制度の推進

現状

1 学校評価の推進

県教育委員会では、開かれた学校づくりを目指し、平成16年3月に「平成16年度版群馬県学校評価システム」を策定し、各学校は、このシステムにそって、学校評価を推進してきました。

その結果、平成18年度の公立小中学校及び県立学校における自己評価の実施率は100%であり、保護者等への外部アンケートを実施している学校も96%を超えています。この外部アンケートを実施した学校のほとんどは、この結果を公表していますが、自己評価の公表については、県立学校では5割、公立小中学校では6割程度です。

・平成18年度の実施状況

項目	県立学校	公立小中学校
自己評価の実施	100.0% (91/91)	100.0% (520/520)
自己評価の公表	49.5% (45/91)	65.6% (341/520)
保護者や児童生徒へのアンケート等の実施	97.8% (89/91)	96.5% (502/520)

なお、平成19年に学校教育法等が改正され、自己評価の実施と公表等が規定されるとともに学校関係者評価が位置付けられました。学校関係者評価とは、保護者、地域住民等の学校関係者により構成された評価委員会等が、学校の教職員が行う自己評価の結果について評価することを基本として行うものです。

さらに、平成20年1月に文部科学省が学校評価ガイドラインを改訂したことを踏まえ、本県では、「平成20年度版群馬県学校評価システム」を策定し、平成20年4月から、新たな学校評価システムにそって学校評価を行っています。

2 学校評議員制度の推進

学校評議員制度は、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして、平成12年度から導入されています。

学校評議員制度の意義は、校長が学校運営に当たり、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などに関して保護者や地域住民の意見を聞き、その理解や協力を得ながら特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことにあります。

本県の状況については、県立学校及び市立特別支援学校では全校で導入済みであり、幼稚園では8割以上、小中学校では9割以上が導入済みです。

学校評議員制度を導入している学校では、学校と地域との連携が強まる、地域の諸情報及び学校への意見や評価等が把握できる、学校の教育方針や教育活動に対する理解が深まる、地域の方の意見を参考にして、学校経営の改善を図ることができるといった成果が見られます。

・市町村における学校種別の導入状況（平成20年5月現在）

幼稚園	85.9% (79/92)
小学校	97.3% (328/337)
中学校	97.7% (168/172)
特別支援学校	100.0% (6/6)

## 課題

- ・「平成20年度版群馬県学校評価システム」に基づき、新たな学校評価を実施すること
  - 学校関係者評価の導入推進
  - 改善策と併せた評価結果の公表
  - 自己評価に係る評価項目及び具体的数値項目の見直し
- ・学校評議員制度の効果的な活用を図ること
  - 学校評議員として、教育に関する理解及び識見を有する人材の確保
  - 学校評議員の意見等を、一層効果的に学校運営に生かす

## 取組の方向

学校評価システムや学校評議員制度の導入・活用を通して、保護者や地域住民に開かれた学校をつくります。

- ・各学校の取組や地域の実態に応じて、効果的な学校評価が行えるよう支援します。
- ・地域に開かれた信頼される学校づくりをめざし、自己評価及び学校関係者評価の結果を、今後の改善方策と併せて広く保護者や地域住民に公表します。
- ・学校評議員としての教育に関する理解及び識見を有する人材の確保に努めるとともに、学校評価や学校教育活動に対する意見を、一層効果的に学校運営に生かす取組を検討します。
- ・学校評議員へ提供する情報の内容及びその適切な提供方法について検討します。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校評価の充実・改善のための実践研究」 国のガイドラインに基づく新たな「群馬県学校評価システム」を推進します。</li> </ul>	義務教育課 高校教育課 特別支援教育室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員制度推進 県立学校に置かれた学校評議員の意見を学校運営に生かすとともに、開かれた学校づくりを推進します。</li> </ul>	高校教育課 特別支援教育室

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の改善策と併せて自己評価及び学校関係者評価の結果を保護者や地域住民へ公表している割合</li> </ul>	(小中) - (高校) -	(小中) 100% (高校) 100%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価及び学校関係者評価の結果並びに改善方策を次年度へ反映した割合</li> </ul>	(小中) - (高校) -	(小中) 100% (高校) 100%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員の意見等を学校経営の改善・充実に反映した学校の割合</li> </ul>	(小中) - (高校) -	(小中) 100% (高校) 100%

## トピックス

コミュニティスクール(学校運営協議会制度)

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通して、地域に開かれ、信頼される学校づくりを実現するための新しい仕組みです。

学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、学校運営協議会は、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関であるなど、その役割は異なるものです。本県では2つの小学校が、調査研究校の指定を受けています(平成20年度)。



## 第7 多様なニーズに応える生涯学習・社会教育を推進する

県民の多様な学習ニーズに応える生涯学習を推進します。  
また、公共の精神のかん養や公共的な課題について主体的に学ぶ社会教育を推進します。

**取組 4 2 生涯学習活動の推進**

**○ 現状**

生涯学習とは、人間が生涯で行う学習活動の全てを指します。生涯を通して学習することにより、社会の変化に対応するための様々な知識を得ることは、豊かな人生を過ごすことにつながります。

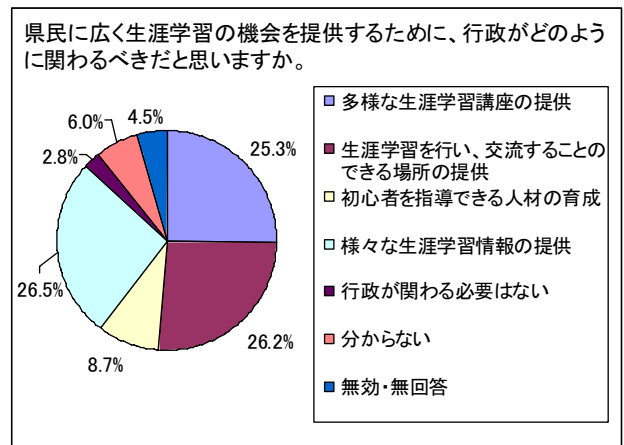
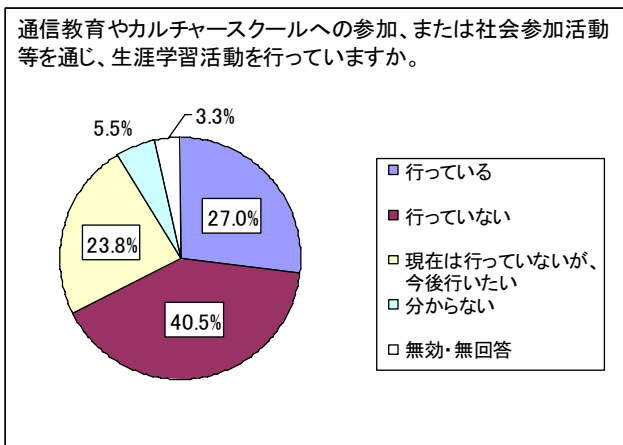
県民がいつでも自由に学ぶことができるように、学習機会を提供しています。

**(生涯学習の実施状況)**

群馬県の教育に関するアンケート（平成20年）の結果では、生涯学習活動を行っている県民の割合は27.0%ですが、今後、生涯学習活動を行いたいという県民も23.8%おり、生涯学習に対する県民の潜在的なニーズは少なくありません。

また、県民は行政に対して、様々な生涯学習情報の提供（26.5%）、生涯学習を行い交流することのできる場所の提供（26.2%）、多様な生涯学習講座の提供（25.3%）などを求めています。

群馬県の教育に関する県民アンケート（平成20年）



**(生涯学習の支援)**

・ぐんま県民カレッジ

県生涯学習センターが中核となり、県・市町村・大学・高校・専修学校・博物館・カルチャーセンター等のさまざまな機関と連携し、多様な学習機会を提供しています。

・まなびねっとぐんま

インターネットを利用し、県民の誰もがいつでも簡単に生涯学習情報を入手できるシステムを運営しています。

ぐんま県民カレッジの実績

	平成19年度
講座数	2,508
累計入学者数	5,640

**(生涯学習施設の状況)**

県では教育・学習施設として、図書館（1館）、生涯学習センター（1館）、ぐんま昆虫の森、ぐんま天文台を設置し、県民の学習ニーズに応えるとともに、本物の魅力を体験する機会を提供しています。

**○ 課題**

- ・県民の幅広い知識・経験や、生涯学習を通して培われた技能等を社会で有効に活用できること
- ・学習した成果が社会で適切に評価され、活用されること
- ・生涯学習支援のため、現代的課題に対応した学習プログラムの提供や、市町村、大学、民間事業者などと連携した学習機会の情報を提供すること
- ・県立の生涯学習施設で、県民の多様なニーズに応じた利用しやすいサービスを効率的、効果的に提供すること

## ○ 取組の方向

- ・生涯学習に取り組む県民の割合を高めるとともに、学習成果の適切な評価と学習成果を生かす取組を推進します。
- ・県民に学習機会を提供する「ぐんま県民カレッジ」を充実します。
- ・県立の生涯学習施設での教育普及活動を効率的、効果的に展開して県民ニーズに応えるとともに、本物の魅力を体験する機会を提供します。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ぐんま県民カレッジ</b> 県、市町村、大学、民間事業者等と連携し、県民ニーズにあった多様な学習機会を提供します。また、受講者の学習成果を評価するため、カレッジでの一定の単位を修得した者に対し、奨励賞を交付します。</li> </ul>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ぐんま県民カレッジ「県民企画型講座」</b> 生涯学習の成果を活用し、県民が企画を提案し、講師を行う講座を実施します。</li> </ul>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>まなびねっとぐんま企画運営</b> インターネットを利用し、学習機会の情報や指導者に関する情報など、生涯学習に関する多様な情報を発信します。</li> </ul>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>県立図書館、県立ぐんま天文台、県立ぐんま昆虫の森、県生涯学習センターの教育普及事業</b> 県民ニーズに対応した教育普及活動を効率的、効果的に展開します。</li> </ul>	生涯学習課

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H 1 9)	目標年度の状況 (H 2 5)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぐんま県民カレッジ入学者数累計</li> </ul>	5,640 人	6,300 人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立の生涯学習施設の入館者数（利用者数）</li> </ul>	750,582 人	760,000 人

### トピックス

#### ・ 群馬学連続シンポジウム

県立女子大学では、地域貢献の柱として、群馬の来し方行く末を考える「群馬学」の確立に向け様々な取り組みを行っており、中でも多様なテーマで開催する「群馬学連続シンポジウム」には延べ1万人以上の県民の方が参加しています。

平成21年度からは「群馬学センター」を設置し、人的交流の促進や情報の収集・発信機能を充実させ、様々な視点から群馬の魅力を県民とともに掘り下げていきます。



群馬学シンポジウムの様子

取組 4 3 読書活動の推進

現状

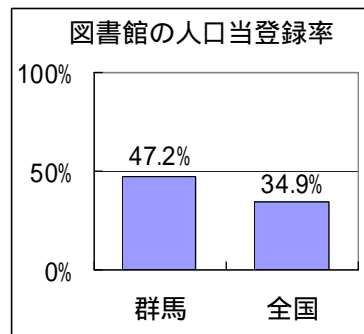
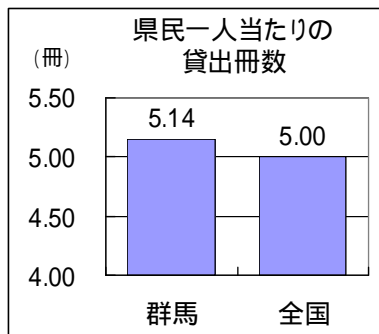
(県内図書館の状況)

読書は知識や教養を深めることに役立ち、豊かな人間性の醸成につながることから、県立図書館の運営や市町村立図書館等の活動支援を行っています。

県内公立図書館の状況

館数	蔵書数
41	6,767,839 冊

(群馬県の図書館 2008)  
県議会図書室、点字図書館を含む

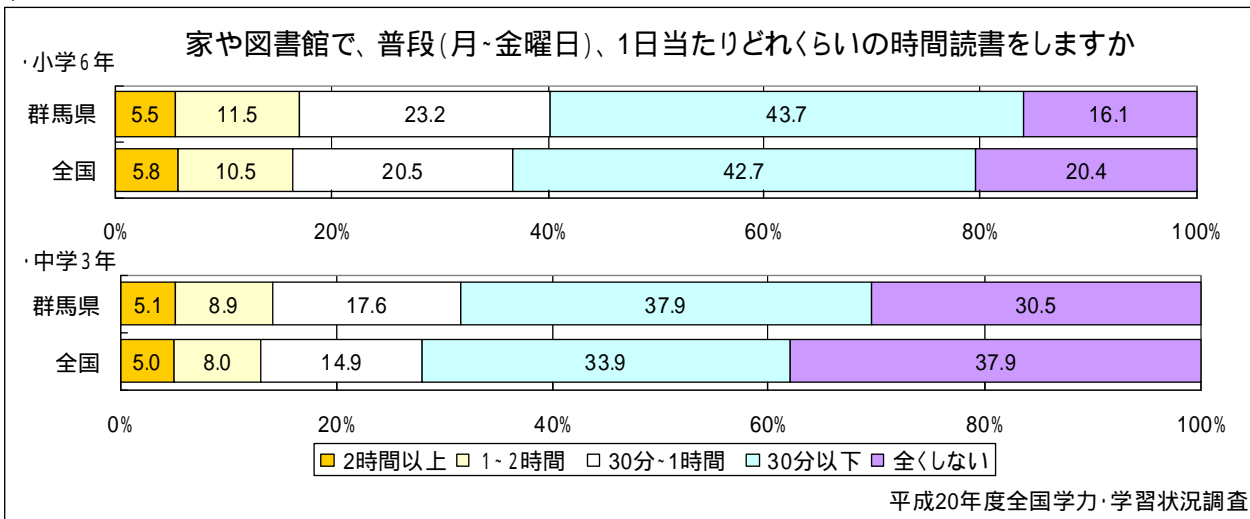


(日本の図書館 2007 / 日本図書館協会)

(子どもの読書活動の推進)

読書活動は、子どもにいろいろな感動を与えるとともに、考える力、豊かな感性や情操、幅広い知識などを獲得する上で欠くことのできないものであり、子どものうちから本と親しむことは生涯を通じた読書活動への入り口でもあります。県では平成16年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進しています。また、子どもたちが素敵な本と出会えるように、「ぐんまの子どもにすすめたい本200選」・「図書館員がすすめる子どもの本 赤ちゃんから小学生までの155冊 -」を選定しています。

本県では、30分以上読書する児童生徒の割合が、小学6年生で40.2%、中学3年生で31.6%です。また、327の読み聞かせボランティア団体が公民館、児童館、学校等での活動を行っています。(平成19年12月現在)



課題

- ・市町村の図書館活動を支援すること
- ・子どもの読書活動を推進すること
- ・ボランティア団体等との協働を推進すること



### 取組の方向

- ・ 県立図書館の図書資料、特に子どもが読むのに適した図書を整備します。
- ・ 県内公立図書館と学校図書館等の連携を強化するとともに、図書館未設置町村での読書環境の整備を促進します。
- ・ 子どもの読書活動を推進するため、読み聞かせ等で子どもが読書と親しむ機会を設け、子どもが読みたくなるような魅力ある図書を紹介します。
- ・ 読み聞かせボランティア等を育成する研修を実施します。

### 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立図書館の図書資料整備 図書資料の充実を図り、特に幼児を対象とした絵本、小中学生が読むのに適した児童図書、中高生などが読むのに適した図書を整備します。</li> </ul>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内図書館の連携及び県内図書館未設置町村への図書支援 県内図書館の資料を検索できる図書館横断検索システムを運営するとともに、協力車を運行し図書館間の資料の相互の貸し借りを支援します。 図書館未設置町村に対しては、町村支援図書配送便「宝くじ号」による定期的な巡回と学校に対する図書の貸出しを行います。</li> </ul>	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ぐんまの子どもにすすめたい本200選」・「図書館員がすすめる子どもの本 - 赤ちゃんから小学生までの155冊 - 」の活用 読み聞かせに適した本や子どもが魅力を感じる本を紹介することで、子どもが読書に親しむきっかけを作ります。</li> </ul>	義務教育課 県立図書館
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の読み聞かせボランティアとの協働 群馬県読み聞かせグループ連絡協議会と連携した読み聞かせボランティアの養成及び活動を支援します。</li> </ul>	生涯学習課 県立図書館
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立高校の学校図書館の開放 県立高校では学校の実情に合わせて、学校図書館を卒業生、保護者、地域住民等に開放しています。</li> </ul>	高校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点字図書館のサービス 図書等の貸出のほか、点字図書・録音図書の製作・収集、ボランティア（奉仕員）の養成を行っています。</li> </ul>	点字図書館

### 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 読書が好きな児童生徒の割合 全国学力・学習状況調査（文部科学省）</li> </ul>	(小6) 76.4 % (中3) 73.9 %	(小6) 80% (中3) 80%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立図書館の貸出冊数</li> </ul>	(H19) 454,454 冊	460,000 冊

**取組 4 4 社会教育の推進**

**○ 現状**

これからの社会教育は、単に「趣味・教養」を充足させるだけではなく、新しい「公共」の形成を目指し、「国民や地域住民として必ず対処することが必要な課題についての学習」や「地域の課題解決」などを効果的に推進することが求められています。

(社会教育主事、社会教育委員の役割)

社会教育主事は、社会教育諸団体、NPO、ボランティアなどに対する支援を行っていますが、今後は、学校と地域の住民が連携協力する教育活動に対し支援を行うことが求められています。

社会教育委員は、地域住民の要望や社会の要請をしっかりと把握し、社会教育の振興を図る役割を担っています。

社会教育主事、社会教育委員の数

社会教育主事	県	27人
	市町村	96人
社会教育委員	県	12人
	市町村	517人

(平成20年)

(社会教育関係団体、NPO、ボランティア、企業等との連携)

婦人会、PTA、子供会、青年団、老人クラブなどの社会教育関係団体をはじめ、NPO、ボランティア、企業等と連携し、地域の教育力の向上やコミュニティを支える活動を推進しています。

(青少年の健全育成)

北毛青年の家、妙義少年自然の家、東毛少年自然の家、青少年会館では、自然体験や集団宿泊体験、ボランティア体験、異年齢交流などの様々な体験活動を通して、青少年の主体性や社会性をはぐくむ機会や場を提供しています。

**○自然体験**

子どもたちに自然体験活動などの体験活動の機会を提供します。



**○ボランティア養成**

青少年ボランティアを養成し、青少年活動を支援します。



**○自立支援**

不登校等の悩みを抱える青少年を対象に、様々な体験活動の場を提供し、自立を支援します。



(社会教育を推進する人材の育成)

社会教育主事、社会教育委員等の社会教育指導者や人権教育指導者の養成研修を実施し、地域の社会教育を推進する人材を育成しています。

社会教育を推進する人材を育成する研修の実績

研修名	参加者数
社会教育指導者研修参加者数 (H19)	428人
人権教育指導者研修参加者数 (H19)	831人
PTA指導者研修参加者数 (H20)	2,104人

## ○課題

- ・県と社会教育関係団体、NPO、ボランティア、企業等が連携して、社会教育を推進すること
- ・青少年の体験活動の機会を充実すること
- ・地域で青少年活動等を指導する人材を育成すること

## ○取組の方向

- ・社会教育関係団体やNPO、ボランティア、企業等と協働した体験活動等を展開します。
- ・青少年の体験・交流活動の場や機会を充実します。
- ・社会教育の指導者を育成します。

## ○主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<b>・青少年施設の管理運営</b> 北毛青年の家、妙義少年自然の家、東毛少年自然の家、青少年会館で様々な体験活動の場や機会を提供し、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
<b>・社会教育指導者を育成する研修の実施</b> 自然体験活動指導者、子育てサポーターリーダーの養成講座、人権教育指導者研修、社会教育関係者の研修等を実施します。	生涯学習課
<b>・小・中学生のためのフォレストリースクール</b> 小中学校に講師を派遣して、森林の持つ機能や働き、環境問題との関係等についての講義やフィールドワークを行います。	緑化推進課
<b>・社会教育関係団体への支援</b> 社会教育関係団体間の連携や情報交換等を図り、団体の運営を支援します。	生涯学習課

## ○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H 1 9)	目標年度の状況 (H 2 5)
<b>・社会教育指導者の育成研修参加者</b> (県社会教育主事等研修、地区別社会教育主事等研修、新任社会教育委員研修の計)	428 人	500 人
<b>・県立青少年施設の利用者数 (4施設合計)</b>	114,338 人	120,000 人



## 第8 生きる喜びと創造性をはぐくむ文化・スポーツを 振興する

文化・芸術活動の振興や文化財の保護・活用を通して、人々の創造性や感性をはぐくみます。

また、県民が生涯を通してスポーツに親しむことにより、健康の保持や明るく活力に満ちた社会をつくれます。

<b>取組 4 5</b>	<b>芸術教育の推進</b>
---------------	----------------

**○ 現状**

生活意識や価値観の多様化に伴い、暮らしの中に「心の豊かさ」を求める意識が高まっています。「心の豊かさ」を身に付けるには、子どもの時期から自らが芸術活動する場所と感受性や創造性など、感性を刺激するものに触れる機会が必要です。

各学校では、音楽、図画工作（小中学校）、美術、工芸（高校）、書道（高校）の授業や文化部活動（中高校）などを通して、児童生徒の芸術を愛好する心情や豊かな感性を育てる芸術教育を推進しています。

**（学校の授業時間）**

小中学校	音楽、図画工作、美術	週1～2時間（各学年）
高校	音楽Ⅰ、美術Ⅰ、工芸Ⅰ、書道Ⅰ	週2時間（主に1年生、選択必修）

※ 一部の高校では、2・3年生で、音楽Ⅱ、美術Ⅱ、書道Ⅱ、工芸Ⅱ等を他教科との選択科目としています。

**（文化部活動等）**

・文化部活動

文化部活動 加入率	公立中学校	14.3%
	高校	26.9%

※ 平成18年度部活動状況調査

※ 平成19年度群馬県高等学校文化連盟調査

・群馬県高等学校総合文化祭

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供するため、県高等学校文化連盟と連携し、本県高校教育の芸術・文化活動の総合的・象徴的なイベントである「県高等学校総合文化祭」を、平成7年度から毎年開催しています。

県内公立高等学校及び特別支援学校高等部等の生徒による芸術・文化活動（演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、美術・工芸、書道、写真、放送等の19専門部等）に関する総合的・象徴的な祭典で、高校教育における芸術・文化活動の一層の活性化を図っています。



群馬県高等学校総合文化祭・閉会式の様子

**（群馬交響楽団による音楽教室）**

区分	平成19年度公演数（鑑賞した児童生徒数等）	開始時期（年度）
移動音楽教室（小中学校）	69公演（314校、45,644人）	昭和22
高校音楽教室	25公演（26校、16,722人）	昭和57

**○ 課題**

- ・授業時間数が少なく、授業の中だけで児童生徒一人ひとりの感性を刺激することが難しいこと
- ・生徒の主体的な芸術活動等の場である文化部活動の活性化を図ること

## ○ 取組の方向

- ・ 課外授業などにより、児童生徒一人ひとりの感性を刺激する機会を増やします。
- ・ 芸術の専門性を有する外部講師などを活用し、文化部活動等の質を高めます。
- ・ 文化部活動の成果を発表する場所や生徒同士が交流する場所を設け、児童生徒の芸術等活動の定着や文化部活動の活性化を図ります。

## ○ 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>群馬県高等学校総合文化祭の開催</b> 文化部活動の活性化を図るとともに、本県の芸術・文化活動の一層の発展の基盤を作ります。</li> </ul>	高校教育課 特別支援教育室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>移動音楽教室、高校音楽教室</b> 群馬交響楽団による小中学生及び高校生を対象とした音楽教室を実施し、本物のクラシック音楽との出会いの場を提供します。</li> </ul>	文化振興課 義務教育課 高校教育課

## ○ 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音楽や図画工作等が好きという児童生徒の割合</li> </ul>	—	80%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 群馬県高等学校総合文化祭の各専門部の参加者数</li> </ul>	3,224人	増加

## トピックス

### 第32回全国高等学校総合文化祭群馬大会（平成20年度ぐんま総文）

第32回全国高等学校総合文化祭（ぐんま総文）は、平成20年8月6日（水）から10日（日）の5日間、県内9市2町20会場で開催され、総合開会式やパレード、公式・協賛24部門に、全国や海外から3,114校、20,383人の高校生が参加して盛大に行われました。大会テーマ「上州に舞え創造の風」のもと、各会場ではレベルの高い演技や演奏等が披露され、高校生の若いエネルギーとみずみずしい感性に満ちあふれた作品や発表に、観客から感嘆の声や惜しめない拍手がおくられました。

また、本大会は企画から運営まで高校生が中心となつて作り上げた「高校生主体の手作りの大会」として、県内の8,590人の高校生が大会運営を支えるなど、多くの高校生の力を結集することにより大成功をおさめました。



ぐんま総文・総合開会式の様子

取組 4 6 文化・芸術活動の振興

現状

伝統文化の担い手が激減しつつある中で、県内各地域で受け継がれてきた伝統、文化、風習を次世代に継承していくことが難しくなっています。

(平成20年5月市町村実態調査)

民俗芸能				祭り・行事				
総件数	復活	中断	廃絶	総件数	復活	危機	中断	廃絶
831	4	177	28	845	5	24	7	31

神楽・獅子舞等の民俗芸能の約 1 / 4 が中断・廃絶、復活は 4 件

祭り・行事も、38 件が中断・廃絶、復活は 5 件

子どもたちの豊かな感性、創造性などをはぐくむため、優れた文化芸術、地域の伝統文化を直接鑑賞・体験する機会を提供しています。

群響移動音楽教室(小中学校)：演奏回数 69 回(平成19年度)

群響高校音楽教室：演奏回数 25 回(平成19年度)

はじめての文化体験事業：派遣先数 14 か所(平成19年度)

文化芸術活動を行っている県内のアマチュア団体を、幼稚園、児童館、小学校などに派遣する事業

県立美術館・博物館では、分かりやすい展示と解説を心がけるとともに、教育普及等の事業を通して、多くの県民の芸術文化への関心を高め、県民の文化意識の向上を図っています。

教育普及事業の参加人数

単位：人

年度	近代美術館	館林美術館	歴史博物館	自然史博物館	土屋文明記念文学館	合計
H15	4,574	4,196	27,937	28,896	4,823	70,426
H16	2,805	3,104	28,577	28,946	5,608	69,040
H17	2,830	3,140	34,469	39,252	3,647	83,338
H18	1,441	3,880	36,347	56,674	3,261	101,603
H19	1,048	2,718	30,519	40,853	4,078	79,216

\* 近代美術館はH17.12.19～H20.4.25まで改修工事のため休館

課題

- ・市町村合併による地域活動の広域化や農村部での過疎化が進み、各地域で受け継がれてきた伝統・文化・風習の継承がますます困難になってきていること
- ・伝統文化や多様な文化を核とした地域づくりを進めていくこと
- ・多くの県民に優れた文化芸術に触れる機会を提供すること
- ・子どもたちの豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力をはぐくみ、国際社会で活躍する人材や地域文化の担い手を育成すること



## 取組の方向

- ・地域の伝統文化の継承を通して人と人との絆を深め、多様な文化の創造による魅力あふれる地域づくりに取り組みます。
- ・群馬交響楽団や各種文化芸術団体の文化芸術活動に、子どもたちが直接触れる機会を数多く提供します。
- ・県立美術館・博物館では、子ども向けから高齢者向けまで魅力ある展覧会を企画するとともに、学校等との連携を図りながら教育普及活動等を展開します。

## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統文化継承事業、「地域の文化」支援事業 地域の伝統文化の継承を促し、個性ある地域づくりを進める地域住民の活動を支援することで、地域コミュニティの再生・活性化を行います。</li> </ul>	文化振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動音楽教室、高校音楽教室 群馬交響楽団による小中学生及び高校生を対象とした音楽教室を実施し、本物のクラシック音楽との出会いの場を提供します。</li> </ul>	文化振興課 義務教育課 高校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はじめての文化体験事業 優れた文化芸術活動を行っている県内のアマチュア団体を、幼稚園、児童館、小学校などに派遣し、子ども向けの公演、ワークショップなどを行います。</li> </ul>	文化振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優れた芸術文化に触れる機会を増やす 美術館、博物館で優れた芸術文化に触れる機会を提供し、講演会、ワークショップ、展示作品の解説などの教育普及事業等を実施します。</li> </ul>	文化振興課

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒が交響楽団の演奏を直接鑑賞できる機会</li> </ul>	小学校で2回、中学、高校で各1回鑑賞できる機会を確保	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はじめての文化体験事業派遣先数</li> </ul>	14か所	20か所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立美術館・博物館が実施する教育普及事業の年間参加者数(5館合計)</li> </ul>	79,216人	90,000人

**取組 4 7 文化財の保護と活用**

○ **現状**

史跡・名勝・天然記念物・重要文化財等の文化財は、地域の貴重な宝であり、本県の歴史や文化の正しい理解のためになくてはならないものです。これらの貴重な文化財を大切に守り、次世代へ継承していくことは非常に重要なことです。

文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であるので、各地域で指定・保存・活用を図ります。

○ **課題**

- ・文化財の指定等を促進し、毀損・老朽化した文化財を保護・整備すること
- ・出土品や遺跡等の文化財の活用を促進し、県民に群馬の歴史や文化のすばらしさを伝えること

○ **取組の方向**

- ・国及び県指定文化財への新規指定及び計画的な保存整備等を行います。
- ・出土品や遺跡等の文化財を保存・活用するとともに、発掘調査の成果を県民に公開します。

○ **主な事業の概要**

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>各種文化財指定等の促進</b> 我が国及び本県の歴史や文化の正しい理解のために必要な文化財の指定等を、関係市町村と協議しつつ促進します。</li> </ul>	文化財保護課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>各種文化財保存・活用・公開の促進</b> 市町村等と連携して、文化財の保存・活用を図ります。また、遺跡の整備や、県埋蔵文化財調査センター発掘情報館の運営を通して、県民に文化財を公開します。</li> </ul>	文化財保護課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>文化財情報システムの整備</b> 県民に最新の文化財や遺跡の情報を提供することにより、文化財の保護と開発の調和を図ります。</li> </ul>	文化財保護課

○ **達成目標**

目標の概要	基準年度の状況 (H 2 0)	目標年度の状況 (H 2 5)
・国及び県指定等文化財の数	828 点	870 点
・「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある」 児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査（文部科学省）	(小 6) 50.4 % (中 3) 24.5 %	(小 6) 60 % (中 3) 40 %
・県埋蔵文化財調査センター発掘情報館の入館者数	(H 1 9) 14,367 人	16,000 人

・ 県埋蔵文化財調査センター発掘情報館

県埋蔵文化財調査事業団では、県埋蔵文化財調査センター発掘情報館を運営しています。発掘成果をもとに、いろいろなテーマの展示を行い、土器づくりや火起こしなどの体験学習を実施し、群馬の歴史を紹介しています。

土器づくり



火起こし体験



古代の布作り体験

・ 群馬県の遺跡、出土品の紹介

県内には約13,000か所を超す遺跡があり、貴重な出土品が数多く発掘されています。

○上野国分寺跡（高崎市東国分町）

天平13(741)年、聖武天皇の命により国ごとに国分寺が建立されました。当時は金堂を中心にし、東西約220メートル、南北約235メートルの広さを持ち、塔・講堂・僧房からなる大寺院でした。



復元された塔の基壇

○観音山古墳（高崎市綿貫町）

6世紀に作られた全長97メートルの前方後円墳で、後円部に12mほどの横穴式石室を持ちます。古墳からは、武人、馬などをかたどった埴輪や装身具、武具など貴重な資料が出土しました。



「貴人」埴輪

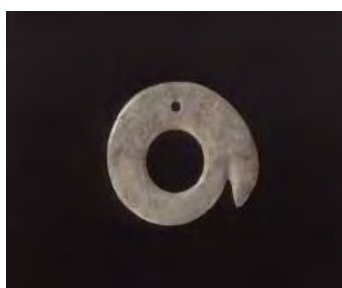
空から見た観音山古墳



○県内で発掘された出土品



神保下條2号墳の埴輪 人物と馬



「の」字形石製品  
(白石大御堂遺跡  
縄文時代中期)



(勝坂式土器  
房谷戸遺跡  
縄文時代中期)

取組 4 8 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録

現状

本県では、平成 19 年 1 月 30 日にユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載された「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産への本登録に向けた取組を行っています。

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録への取組を通して、日本の近現代の発展の原動力となった絹産業の歴史と文化、たくましく生きた群馬の先人達の足跡を知るとともにその英知を伝承します。また、各時代の豊富な文化財を調査・保存活用して文化財に親しむ機会も提供します。このような活動により、県民の郷土を愛する心を育てます。

富岡製糸場と絹産業遺産群 - 構成資産の位置図



(世界遺産)

世界遺産とは、未来へ引き継ぐ「地球のたからもの」として、世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）に基づいて「世界遺産一覧表」に登録されている文化財や自然環境です。ユネスコ（国連教育科学文化機関）が、その登録を行っています。

地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から引き継がれた世界遺産は、国際協力を通じた保護のもと、国境を越え今日に生きる世界のすべての人びとが共有し、次の世代に受け継いでいくべきものです。

(富岡製糸場と絹産業遺産群の世界的な意義)

- 本県が世界遺産登録を目指す絹産業遺産群は、次の観点から、世界史上に特筆されるべき意義があります。
- ・近代の殖産興業を通して、非西欧圏で最初に産業革命を成し遂げ、急速な近代化に成功した歴史の原点にあたる産業遺産群です。
  - ・富岡製糸場は、国家主導による官営模範工場としてフランス器械製糸技術の積極的導入等、西欧の産業革命 - 近代化 - という動きが「工場」という形で伝播し、発展した事例です。また、明治 5 年創業時の主要施設がほぼ完全な形で現存するという文化財的意義もあります。
  - ・製糸業の発達にあわせて群馬県内には、特徴的な養蚕農家、桑畑、繭や生糸を輸送する鉄道と倉庫、絹織物業等の養蚕・製糸・織物の絹産業にかかる一連の文化遺産が残っています。
  - ・先進的な器械製糸技術が国内各地に伝播した結果、日本は明治 42 年（1909）に世界一の生糸輸出国となり、獲得した外貨は、国内の産業構造を軽工業から重工業へと発展させ、アジア初の近代国家を創りあげました。
  - ・日本が輸出した安価で良質な生糸は、米国等の絹産業の発達を促し、服飾文化の発展に貢献しました。

### 課題

- ・ユネスコの審査が年々厳しくなっていることから、本登録まで5～6年が見込まれること
- ・構成資産の指定など国内法による保護を行い、中心の文化財を守るバッファゾーン<sup>(\*)</sup>を設定すること
- ・「富岡製糸場と絹産業遺産群」の普遍的な価値を広く啓発するとともに、たくましく生きた先人達の英知の歴史を伝承すること
- ・世界遺産を活かした特色ある地域づくりを行うこと

(\*) 緩衝地域。資産の世界遺産としての価値を損なわないため、資産の周辺に設けるもので、その景観や環境を保護する区域です。

### 取組の方向

- ・世界遺産としての価値を証明し、国際的な認知をより一層高めます。
- ・絹産業遺産への県民及び国民の理解を深めるため、解説指導を強化します。
- ・関係市町村及び県民と協働して情報発信を行い、広く理解を促し国民的な支持を拡大します。
- ・世界遺産への取り組みを活かした地域づくりを推進します。

### 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・世界遺産登録推進 推薦書作成に向けた、構成資産の調査研究及び国文化財への指定、保存修理、絹産業遺産解説事業への支援、並びに広報活動などを推進します。	世界遺産推進室
・「世界遺産」学校キャラバン 県民ボランティアである「世界遺産伝道師」が学校に出向き、児童・生徒らに対し富岡製糸場と絹産業遺産群の歴史と文化、群馬の先人達の英知、世界遺産の制度などについて楽しく学びながら、郷土を愛する心を育てる。	世界遺産推進室

### 達成目標

目標の概要	基準年度の概要	目標年度の状況
・ユネスコ世界遺産登録	-	(平成24年度以降) 決定

### 【旧富岡製糸場】



富岡製糸場は明治5年(1872年)、政府が日本の近代化のために最初に設置した官営模範器械製糸工場です。現在も、明治5年の官営工場がほぼ完全な形で残っています。国史跡、国重要文化財。

取組 4 9

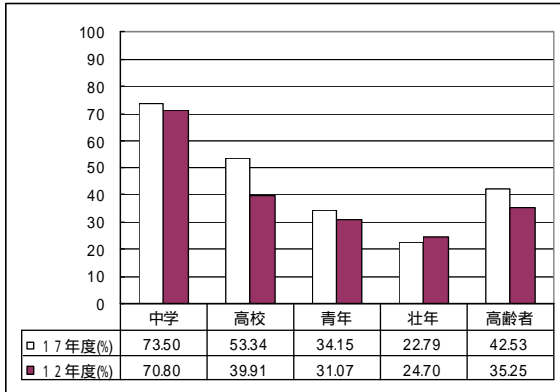
生涯スポーツの振興

現状

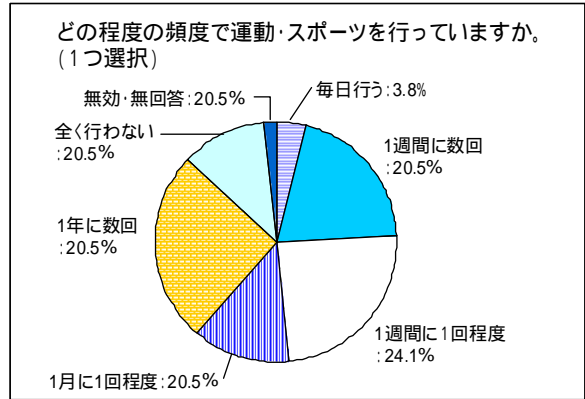
適度な運動・スポーツ活動は、健康の保持・増進やストレスの発散、生活習慣病の予防・改善に効果があります。

本県では、「ぐんまスポーツプラン（改訂版）」に基づき、子どもから大人までが生涯にわたって、スポーツや運動を楽しみ、健康の保持・増進が図れるように生涯スポーツを振興しています。

週 1 回以上の運動・スポーツ実施率



- ・スポーツに関する意識調査
- ・「青年」とは19～29歳、「壮年」とは30～59歳、「高齢者」とは60歳以上



群馬県の教育に関する県民アンケート（平成20年）

（県民総スポーツ運動の推進）

- ・スポーツ少年団活動、誰もが参加できる県民スポーツ祭の開催、全国スポーツ・レクリエーション祭への選手派遣などを通して、県民総スポーツ運動を展開しています。
- ・県内市町村の71.0%（27市町村）がスポーツ振興基本計画を策定し、その地域の実情に応じたスポーツを振興しています。

（総合型地域スポーツクラブの推進（ ）」

- ・子どもから大人まで参加ができる総合型地域スポーツクラブの全市町村設置をめざし、県広域スポーツセンター（県スポーツ振興事業団内）を拠点に、設立・育成のための環境整備や啓発活動及びスポーツに関する情報提供などを行っています。

（平成20年度末現在：9市2町2村で設立済み、3市6町2村が設立予定）

総合型地域スポーツクラブとは、地域住民が自主的に運営するクラブであり、日常的なスポーツ活動やスポーツ教室など複数の種目を楽しむことができ、年齢・体力・技術などに応じて活動できる地域コミュニティーの場です。

課題

- ・週1回以上の運動・スポーツ実施率を各年代層で高めること
- ・地域での運動機会を増やすため、市町村の総合型地域スポーツクラブの設置を促進すること
- ・いつでも、どこでも、だれもが使いやすい施設をめざし、県内スポーツ施設の有効活用と整備を推進すること
- ・地域のだれもが積極的にスポーツに親しめるよう、各市町村の実情に応じたスポーツ振興基本計画の策定を促進すること
- ・県民が運動やスポーツに参加できる場の提供を図るため、スポーツイベント等の開催を促進すること

### 取組の方向

- ・スポーツ実施率の低い青年・壮年層への働きかけを中心に、1週間に1回以上スポーツを行う実施率を向上します。
- ・多くの県民が参加できるスポーツイベント等の開催を促進します。
- ・全市町村が、地域の実情に応じたスポーツ振興基本計画を策定するよう支援します。
- ・全市町村の統合型スポーツクラブの設立・育成を支援します。
- ・県民の体力の増進、競技力の向上など、スポーツの普及振興のため、県内スポーツ施設の有効活用と整備を図ります。

### 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・スポーツ・レクリエーション祭派遣事業 生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興を目的として全国大会に選手・監督等を派遣します。	スポーツ健康課
・広域スポーツセンター事業 総合型地域スポーツクラブの設立・運営に関する支援や情報提供、スポーツ指導者、練習方法、指導方法、団体、施設等のスポーツ情報の収集・提供を行います。	スポーツ健康課
・マスタープラン研究協議会事業 各地域におけるスポーツ振興の方策を検討するとともに、市町村におけるスポーツ振興の基本計画を策定を支援します。	スポーツ健康課
・県立学校体育施設開放等の事業 生涯スポーツの普及・振興を図るため、学校体育施設を支障のない範囲内で開放します。	スポーツ健康課
・体育功労者及び社会体育優良団体表彰 社会体育の健全な普及および発展に貢献した体育関係者及び社会体育団体を表彰します。	スポーツ健康課

### 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・週1回以上の運動・スポーツ実施率(青年・壮年)	(H17) (青年)34.2% (壮年)22.8%	50%
・市町村のスポーツ振興基本計画策定率	71%	85%
・総合型地域スポーツクラブが設置されている市町村の割合	34.2%	65%

取組 5 0 競技スポーツの振興

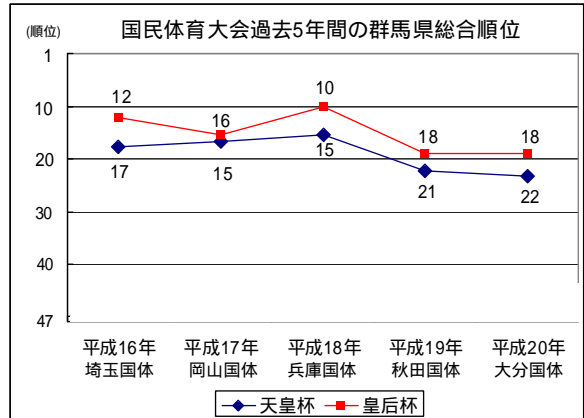
現状

本県選手が全国大会や国際大会で活躍することは、県民に大きな夢と感動を与えてくれます。本県では、全国や世界で活躍するスポーツ選手や指導者が育つ環境づくりを進め、本県スポーツの競技力向上を図るとともに、競技人口の拡大と地域の活性化を図っています。

(本県の競技力の状況)

本県の国民体育大会の成績は近年 1,000 点以上の得点を獲得し、順位は 10 位台を確保していましたが、平成 19 年は 1,051.5 点で 21 位、平成 20 年は 1,009 点で 22 位となっています。

また、北京オリンピックには 11 名の選手が参加し、ソフトボールで 6 名が金メダルを獲得し、水泳で 1 名が入賞しました。



(競技力向上の取組)

- ・選手の体力・筋力測定とそのフィードバック、情報収集とデータ分析等医科学面のサポートを行い、選手強化を行っています。
- ・競技団体への支援やスポーツ賞顕彰等を推進し本県競技力の向上を図っています。
- ・国民体育大会などの全国大会や国際大会に参加する選手に対して支援を行っています。



北京五輪金メダリストとジュニア選手



健闘を誓う本県国体選手

課題

- ・各競技団体と学校体育団体が連携して競技力向上一貫指導システムを確立し、効果的な強化事業を実施すること
- ・関係団体、関係機関とのきめ細やかな連携のもと、効果的な選手強化を実施すること
- ・優秀な指導者がその能力を十分に発揮できるような環境作りと指導者の育成を行うこと
- ・トップレベルのスポーツイベントを誘致し、本物に触れる機会を増やすこと

取組の方向

- ・長期にわたり安定した競技力を得られるよう、ジュニアからの一貫指導システムを確立します。
- ・全国屈指の力を持つ競技を維持しながら国体で入賞できる競技数を増やします。
- ・世界大会や全国大会で優秀な成績を収めた競技者や指導者を顕彰します。
- ・指導者の資質向上を支援するとともに、関係機関とのより一層の連携を図り、地域や学校等に計画的に優秀な指導者を配置します。
- ・県民が魅力を感じるイベントを開催し、トップレベルのスポーツに触れる機会を増やします。



## 主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技力向上対策支援 40 競技団体、2 学校体育団体の実施する競技力向上対策事業に対する支援や競技力向上フィードバック対策及び総合一貫強化対策事業に対する支援をします。</li> </ul>	スポーツ健康課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 群馬県スポーツ賞顕彰等推進 世界大会・全国大会で優秀な成績を収めた競技者や指導者を顕彰します。</li> </ul>	スポーツ健康課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民体育大会参加推進 選手・監督が群馬県代表としての自覚と誇りを持って参加し、子供達の憧れとなる活躍ができるよう支援します。</li> </ul>	スポーツ健康課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種競技大会の開催・派遣 各種大会の本県開催と有力選手の海外派遣を支援します。</li> </ul>	スポーツ健康課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツイベント誘致 本県にスポーツのビックイベントを誘致し、スポーツの振興を支援するとともに、県民に大きな夢と感動を与えます。</li> </ul>	スポーツ健康課

## 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
・ 国体男女総合成績(天皇杯)順位	22 位	10 位台
・ 群馬県スポーツ賞顕彰の受賞者数	(H19) 104 名	150 名
・ 群馬県競技団体の登録人数	(H19) 149 千人	149 千人

## トピックス

### 県内のプロスポーツ・企業チームの状況

平成16年にザスパ草津がJリーグに加盟し、平成19年には群馬ダイヤモンドペガサスがベースボール・チャレンジ・リーグに加盟するなど、プロスポーツ団体が設立されたほか、ラグビー、野球、ソフトボールで企業チームが全国優勝するなど活躍しており、多くの県民が試合に足を運んでいます。各団体とも地域住民との交流や子どもとの触れ合いを大切にし、スポーツの魅力を広めています。



# 達成目標一覽

達成目標一覧

基本 施策	目標			
	目標の概要	基準年度(H20)	目標年度(H25)	
第1 基礎学力の定着を図る	児童生徒がわかる授業で基礎・基本を確実に習得する			
	取組1 基礎・基本の確実な習得	「授業がわかる」と考えている小中学生の割合	(小6) 82% (中3) 64%	すべての児童生徒が「授業がわかる」
		全国学力・学習状況調査(文部科学省調査)において正答率が60%以下であった設問数の割合	(小6) 国語53% 算数41% (中3) 国語25% 数学39%	繰り返し学習の徹底等による誤答や無解答の減少
	取組2 基本的な生活・学習習慣の定着	朝食を毎日食べている児童生徒の割合 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6) 89.1% (中3) 84.3%	100%
		1日当たり、30分以上の読書をしている児童生徒の割合(月～金曜日、家庭・図書館) 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6) 30分以上 40.2% (中3) 30分以上 31.6%	(小6) 30分以上 50% (中3) 30分以上 40%
		1日当たりの学習時間(月～金曜日、学校の授業時間以外) 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6) 1時間以上 53.6% (中3) 2時間以上 37.1%	(小6) 1時間以上 60% (中3) 2時間以上 50%
	取組3 効果的な授業や指導の推進	「授業がわかる」と考えている小中学生の割合	(小6) 82% (中3) 64%	すべての児童生徒が「授業がわかる」
		普段の授業で自分の考えを発表する機会が与えられていると思う児童生徒の割合(当てはまる+どちらかといえば当てはまる) 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6) 79.7% (中3) 78.9%	90%以上
		教員配置の工夫・改善	小1、小2で非常勤講師を常勤化し30人以下学級を編成	小中学校におけるきめ細やかな指導をさらに推進
	教員の資質向上と児童生徒と向き合う時間を確保する			
	取組4 教員の資質向上	「授業がわかる」と考えている小中学生の割合	(小6) 82% (中3) 64%	すべての児童生徒が「授業がわかる」
		研修講座における受講者の満足度	(H19) 90%	95%
		学校への講師派遣の回数(研修支援隊)	(H19) 243回	300回
	取組5 小中学校現場の事務負担軽減	校務支援ソフトウェアの導入市町村数	(H19) 3市町	12市町村
		会議、研修、調査照会等の見直し	(H19) ・市町村 会議 29.5% 研修 18.3% 調査照会等 39.6% ・県 会議 27.3% 研修 36.9% 調査照会等 22.4%	・市町村 会議 30% 研修 20% 調査照会等 40% ・県 会議 30% 研修 40% 調査照会等 25%
		カリキュラムセンターの利用者数	(H19) 6,412人	インターネットですべての教員が利用できる環境づくりの推進

基本 施策	目標			
	目標の概要	基準年度(H20)	目標年度(H25)	
第2 健康な体と豊かな心を育てる	健康な体をつくる			
	取組6 児童生徒の体力の向上	「運動することが好き」と回答した児童生徒数 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文科省調査)	(小5)男子 69.1% 女子 54% (中2)男子 60.4% 女子 47.5%	(小5) 75% (中2) 65%
		新体力テストの測定結果(全国平均を上回る検査項目数の率) 率=全国平均を上回る検査項目数/検査項目総数	(H19) 35.3% (72/204項目)	50% (102/204項目)
		児童生徒への体力優良証の交付率 交付率=小中高の交付者総数/小中高の児童生徒数	(H19) 10.5%	12.5%
	取組7 健康教育の推進	薬物乱用防止教室を開催している学校の割合 (公立小中学校、県立高校(全日制))	(H19) (小) 16.6% (中) 53.4% (高) 65.7%	(小) 30% (中) 60% (高) 70%
		性教育(エイズ教育)講演会を開催している学校の割合 (公立小中学校、県立高校(全日制))	(H19) (小) 37.9% (中) 42.5% (高) 89.6%	(小) 45% (中) 50% (高) 95%
	取組8 食育の推進	「必ず朝食を食べる」児童生徒の割合 群馬県児童生徒の食生活実態調査(小中学生の平均)	87.1%	100%
		学校給食における県産食材の利用割合(食品数ベース)	(H19) 28.1%	30%以上
	豊かな心を育てる			
	取組9 命を大切にする教育の推進	自分には、よいところがありますか。(当てはまる+どちらかといえば、当てはまる) 学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6) 78.7% (中3) 65.6%	すべての児童生徒が自分を愛し、他人を思いやることができる
		人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。 (当てはまる+どちらかといえば、当てはまる) 学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6) 93.6% (中3) 93.7%	
	取組10 人権教育の推進	人権感覚育成実技研修会の受講者数(累計)	(H19) 800人	2,000人
人権教育指導者研修の受講者数(各年度)		(H19) 831人	900人	
取組11 道徳教育の推進	「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6) 81% (中3) 75.7%	(小6) 85% (中3) 80%	
取組12 マナーやルールを守る意識を育てる	空き缶やゴミを投げ捨てることについて、「しないほうがよい」または「してはいけない」と答える児童生徒の割合 ぐんま青少年基本調査	(H19) (小5) 95.9% (中2) 87.2% (高2) 83.8%	すべての子どもがマナーやルールを守る	
	学校のきまり(規則)を「守っている」または「どちらかといえば、守っている」と答える児童生徒の割合 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6) 91.4% (中3) 89.3%		
	体験型非行防止教室(万引き防止教室)の実施校 (県警少年育成センターとの連携を含む)	小学校110校		小学校全校

基本 施策	目標		
	目標の概要	基準年度(H20)	目標年度(H25)
ふるさとを愛する心を育てる			
取組13 ふるさを学 び、環境を考え る尾瀬学校	尾瀬学校に参加して、尾瀬にまた行ってみたいと回答する児童生徒の割合(尾瀬学校アンケート)	70%	80%以上
	尾瀬学校に参加して、自然を守ることや環境問題に興味をもったと回答する児童生徒の割合(尾瀬学校アンケート)	70%	80%以上
取組14 ふるさとの歴史 や先人の歩み、 文化、自然を学 ぶ	「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある」児童生徒の割合 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6)50.4% (中3)24.5%	(小6)60% (中3)40%
	「ふるさとの学び」の実践学校数の割合	-	50%
	「地域の先生」活用学校数の割合	20%	50%
児童生徒の夢の実現に向け魅力ある学校をつくる			
取組15 キャリア教育と 進路指導の充実	将来の夢や目標を持っていますか。(小中学校) 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	(小6)86.3% (中3)73.6%	(小6)90% (中3)80%
	進路希望達成率(公立高校の新規卒業者)	(H19) 90.8%	92%
	インターンシップの生徒の参加率(公立高校(全日制、専門学科))	(H19) 24.3%	30%
取組16 新しいタイプの 高校づくり	自分の学校が好きだと感じている生徒の割合	-	80%
取組17 県立高校の再編	平成22年度までに県立高校再編整備基本計画を策定		
取組18 高校と大学の連 携	県内高校と県内高校からの進学実績が多い大学・短大等で構成する協議会を平成21年度中に設置して連携強化		
取組19 私立学校への支 援	(目標の記載はなし)		
障害のある児童生徒の自立や社会参加を推進する			
取組20 特別支援教育の 推進	公立学校における教員の特別支援教育研修受講割合	(H19) 32.6%	70%
	障害のある幼児児童生徒の在籍する公立学校における個別の教育支援計画の策定割合	(H19) 29%	60%
	特別支援教育に関する組織的な支援体制をとる公立高校の割合(校内委員会の設置割合)	(H19) 70.3%	100%
	特別支援学校高等部卒業生の一般就労割合	(H19) 32.6%	職業的自立に向けて 一般就労を推進
	障害のある子どもが地域で教育を受けられる環境の整備	-	通学の負担等を考慮し 環境整備を推進
取組21 障害のある子ど もの教育相談	障害のある子どもの状態や発達等に応じた相談支援を推進		

第3 個性や能力を伸ばし、一人ひとりの夢を大きくむ

基本 施策	目標		
	目標の概要	基準年度(H20)	目標年度(H25)
国際化や情報化に対応する教育を推進する			
取組22 英語教育の推進	英語活動の時間が楽しいと感じる児童の割合	-	80%
	授業中の教員の英語の使用率が50%以上 (県立高校は、「英語」を対象)	(中学校)41% (県立高校)16%	(中学校)60% (県立高校)50%
取組23 国際理解教育の推進	国際理解講座参加校数(小中学校)	(H19) 59校	増加
	外国留学生等との交流を実施している公立高校	29校	35校
取組24 外国人児童生徒への教育	中学校を卒業した外国人生徒の就職又は進学した者の割合	-	96%
取組25 ICT(情報通信技術)活用能力の育成	コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を身につける。(小6)情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにする。(中3)	-	概ね100%
	児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合 (小中高特別支援の教員すべての平均)	(H19) 57.3%	概ね100%
社会が求める資質をはぐくみ、社会に貢献する人材を育てる			
取組26 社会を学ぶ体験活動・ボランティア活動	小学校での宿泊体験活動の実施校の割合(4日以上)	5%	30%
	中学校での職場体験活動の実施校の割合(5日間)	33%	50%
	専門高校における長期インターンシップの実施校の割合	91%	100%
取組27 環境教育の推進	環境に関する体験活動等を実施している小・中学校の割合	-	100%
	節水や節電、ゴミの分別を意識できる生徒の割合	-	90%
	尾瀬学校に参加して、自然を守ることや環境問題に興味をもったと回答する児童生徒の割合(尾瀬学校アンケート)	70%	80%以上
職業教育を推進し、若者の自立を支援する			
取組28 県立高校における職業教育	「ジュニアマイスター(ゴールド+シルバー)」取得生徒数(工業高校1校当たり)	(H19) 20.0人	25人
	簿記等の検定において3種目以上1級を取得した生徒数(商業高校1校当たり)	(H19) 43.1人	50人
取組29 県立の大学等における職業教育	農林大学校農林部修了生が就農又は農林業関連産業に就職する割合	(H19) 50%	60%
	県立産業技術専門校修了生の正規雇用就職率	(H19) 95%	98%

第4 社会の変化に対応し、社会に貢献する人材を育てる

基本 施策	目標			
	目標の概要	基準年度(H20)	目標年度(H25)	
取組30 若者の就職支援	公立高校新規学卒者の就職率	(H20新卒者) 96.5%	(H25新卒者) 100%	
	ジョブカフェにおける就職決定者数	(H19) 1,029人	増加	
	ジョブカフェにおける就職決定者数のうち正規雇用率	(H19) 69.7%	70%	
学校の施設・設備を整備する				
取組31 県立学校の施設設備の整備	県立学校の耐震化率(棟数比)	(H19) 83.8%	93%	
	県立学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	(H19) 4.9人	(H22) 3.6人	
	県立学校の校務用コンピュータの整備率	(H19) 91.6%	(H22) 100%	
取組32 修学の支援	勉学の意欲のある者が、経済的理由で修学が困難とならないよう支援を継続			
児童生徒の安全と安心を確保する				
第5 安全で 充実した 学習環境 を整備する	取組33 学校の安全確保と安全教育	学校安全計画策定率	(H19) 86.9%	100%
		学校独自の危機管理マニュアル作成率	(H19) 94.2%	100%
		教職員を対象とした研修・防犯教室などの実施率	(H19) 84.6%	90%
		児童生徒等を対象とした防犯教室などの実施率	(H19) 84.4%	90%
		学校、家庭や地域関係機関等との情報交換や協力要請のための会議の開催	(H19) 81.5%	90%
取組34 いじめ・不登校対策の推進	認知したいじめのうち、指導の結果解消した件数の割合	(H19) (小中)88% (高校)82%	100%	
	小中学校における不登校の改善率(継続的に登校できるようになった児童生徒の割合)	(H19) (小中)33%	登校できるようになる割合を向上	
	不登校出現率(県立高校)	(H19) 1.5%	1.0%	
取組35 問題行動への対応と中途退学の防止	スクールカウンセラーの配置	(小)4校 (中)172校(全校) (高)6校	配置の充実	
	中学校において、学級活動等で「群馬県非行防止プログラム」等を使った問題行動の未然防止に関する指導を実施している割合	51%	100%	
	中学生が自分に適した高校を選択するために行われる県立高校の学校説明会、体験入学の実施率	100%	きめ細かに実施	



基本 施策	目標			
	目標の概要	基準年度(H20)	目標年度(H25)	
第6 学校・家庭・地域の連携を推進する	幼児教育や家庭教育を支援する			
	取組36 幼児教育の推進	保育アドバイザーによる支援(派遣か所)	64か所	100か所
		まちかど子育て会議の開催	9市町村	・全市町村で開催 ・保育園、幼稚園、小学校、企業等での開催
		夕やけ保育研修会の開催	3会場	全市町村で開催
		保幼小合同研修会の開催	1地域	5地域
	取組37 家庭教育を支える教育相談	悩みを抱える子どもや保護者、教職員等に対する迅速かつ適正な相談支援の推進		
	取組38 企業やNPO等と連携した家庭教育の推進	ぐんま家庭教育応援企業登録数	(H20.12.1) 281社	400社
	子育てを支援し、地域の教育力を高める			
	取組39 子育て支援の推進	地域子育て支援拠点(センター型・ひろば型)	109か所	家庭、地域、関係機関等が連携し、多様なニーズに応える取組を推進
		放課後子ども教室	83か所	
		放課後児童クラブ	315か所	
		ファミリーサポートセンター	11か所	
		ぐんまちょい得キッズパスポート協賛店	1,266店	
	取組40 地域の人材や学校支援センターの活用	コーディネーター又はボランティアリーダーがボランティア活動の調整をしている学校の割合	(小中)20%	(小中)50%
		授業や部活動指導等に地域の人材を活用している学校の割合	(小中)90%	(小中)95%
取組41 学校評価と学校評議員制度の推進	今後の改善策と併せて自己評価及び学校関係者評価の結果を保護者や地域住民へ公表している割合	(小中) - (高校) -	(小中) 100% (高校) 100%	
	自己評価及び学校関係者評価の結果並びに改善方策を次年度へ反映した割合			
	学校評議員の意見等を学校経営の改善・充実に反映した学校の割合			

基本 施策	目標			
	目標の概要	基準年度( H 2 0 )	目標年度( H 2 5 )	
第 7 多 様 な 二 ー ズ に 応 え る 生 涯 学 習 ・ 社 会 教 育 を 推 進 す る	多様な学習機会を提供する			
	取組42 生涯学習活動の 推進	ぐんま県民カレッジ入学者数累計	( H 1 9 ) 5,640人	6,300人
		県立の生涯学習施設の入館者数(利用者数)	( H 1 9 ) 750,582人	760,000人
	取組43 読書活動の推進	読書が好きな児童生徒の割合 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	( 小 6 ) 76.4% ( 中 3 ) 73.9%	( 小 6 ) 80% ( 中 3 ) 80%
		県立図書館の貸出冊数	( H 1 9 ) 454,454冊	460,000冊
	社会教育を推進する			
	取組44 社会教育の推進	社会教育指導者の育成研修参加者 (県社会教育主事等研修、地区別社会教育主事等研 修、新任社会教育委員研修の計)	( H 1 9 ) 428人	500人
		県立青少年施設の利用者数(4施設合計)	114,338人	120,000人
	第 8 生 き る 喜 び と 創 造 性 を は ぐ く む 文 化 ・	文化・芸術活動を振興する		
		取組45 芸術教育の推進	音楽や図画工作等が好きという児童生徒の割合	-
群馬県高等学校総合文化祭の各専門部の参加者数			3,224人	増加
取組46 文化・芸術活動 の振興		児童生徒が交響楽団の演奏を直接鑑賞できる機会	小学校で2回、中学、高校で各1回 鑑賞できる機会を確保	
		はじめての文化体験事業派遣先数	( H 1 9 ) 14か所	20か所
		県立美術館・博物館が実施する教育普及事業の年間 参加者数(5館合計)	( H 1 9 ) 79,216人	90,000人
取組47 文化財の保護と 活用		国及び県指定等文化財の数	828点	870点
		「今住んでいる地域の歴史や自然について関心があ る」児童生徒の割合 全国学力・学習状況調査(文部科学省)	( 小 6 ) 50.4% ( 中 3 ) 24.5%	( 小 6 ) 60% ( 中 3 ) 40%
		県埋蔵文化財調査センター発掘情報館の入館者数	( H 1 9 ) 14,367人	16,000人
取組48 「富岡製糸場と 絹産業遺産群」 の世界遺産登録		ユネスコ世界遺産登録	-	(平成24年度以降) 決定

基本 施策	目標			
	目標の概要	基準年度(H20)	目標年度(H25)	
ス ポ ー ツ を 振 興 す る	スポーツを振興する			
	取組49 生涯スポーツの 振興	週1回以上の運動・スポーツ実施率(青年・壮年)	(H17) (青年)34.2% (壮年)22.8%	50%
		市町村のスポーツ振興基本計画策定率	71.0%	85%
		総合型地域スポーツクラブが設置されている市町村の割合	34.2%	65%
	取組50 競技スポーツの 振興	国体男女総合成績(天皇杯)順位	22位	10位台
		群馬県スポーツ賞顕彰の受賞者数	(H19) 104名	150名
		群馬県競技団体の登録人数	(H19) 149千人	149千人



# 「群馬県の教育に関する 県民アンケート」結果

## 「群馬県の教育に関する県民アンケート」結果

### 【県民アンケートの概要】

- ・アンケート方法 標本抽出法(母集団の全体データが抽出できないとき、その一部を標本として抽出する方法)
- ・対象 1,050人  
(内訳) 幼児児童生徒の保護者、大学生、民間企業等の経営者・従業員、地域住民団体の構成員、文化施設の利用者、生涯学習施設の利用者、スポーツ施設の利用者
- ・実施時期 7月中旬～下旬(アンケート配布：7月11日、回答期限：7月25日)

### 1 回収率

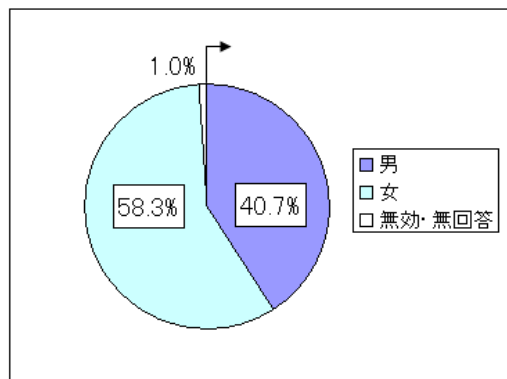
- ・配布数(A) 1,050部
- ・回収数(B) 823部
- ・回収率(B/A) 78.4%

### 2 アンケート結果

#### (1) 回答者の基礎情報

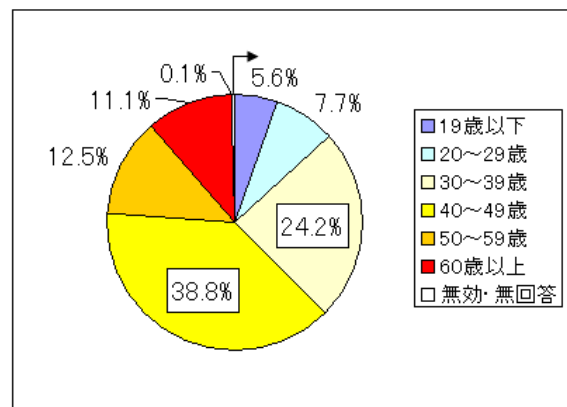
質問1  
性別を教えてください。

選択肢	回答数	回答率
男	335	40.7%
女	480	58.3%
無効・無回答	8	1.0%



質問2  
年齢を教えてください。

選択肢	回答数	回答率
19歳以下	46	5.6%
20～29歳	63	7.7%
30～39歳	199	24.2%
40～49歳	319	38.8%
50～59歳	103	12.5%
60歳以上	91	11.1%
無効・無回答	2	0.1%

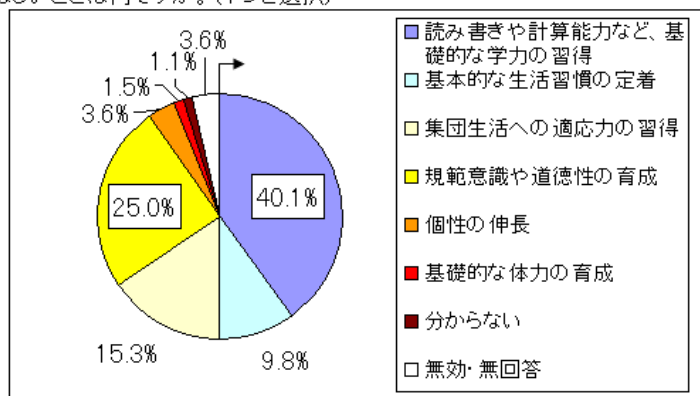


## (2) 小学校について

### 質問3

【小学校】教育の内容で、特に力を入れてほしいことは何ですか。(1つを選択)

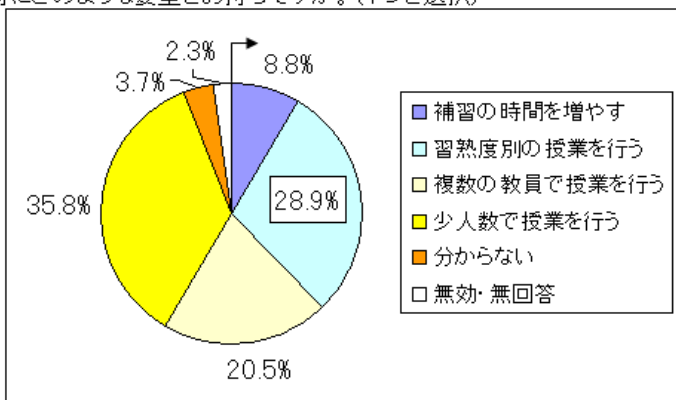
選択肢	回答数	回答率
読み書きや計算能力など、基礎的な学力の習得	330	40.1%
基本的な生活習慣の定着	81	9.8%
集団生活への適応力の習得	126	15.3%
規範意識や道徳性の育成	206	25.0%
個性の伸長	30	3.6%
基礎的な体力の育成	12	1.5%
分からない	9	1.1%
無効・無回答	29	3.6%



### 質問4

【小学校】授業や指導の方法に対して、特にどのような要望をお持ちですか。(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
補習の時間を増やす	72	8.8%
習熟度別の授業を行う	238	28.9%
複数の教員で授業を行う	169	20.5%
少人数で授業を行う	295	35.8%
分からない	30	3.7%
無効・無回答	19	2.3%

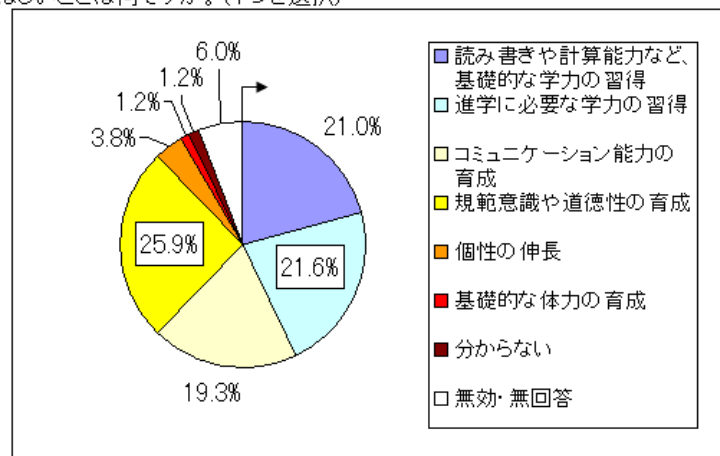


## (3) 中学校について

### 質問5

【中学校】教育の内容で、特に力を入れてほしいことは何ですか。(1つを選択)

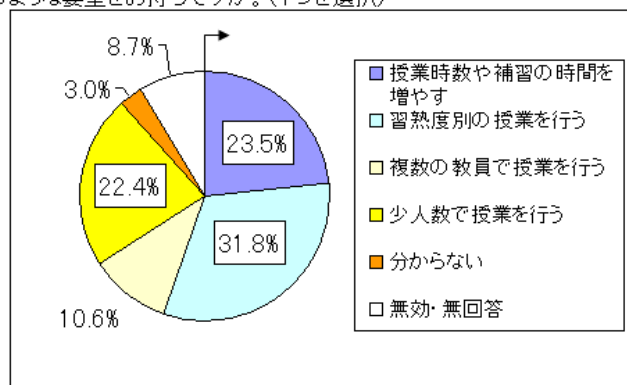
選択肢	回答数	回答率
読み書きや計算能力など、基礎的な学力の習得	173	21.0%
進学に必要な学力の習得	178	21.6%
コミュニケーション能力の育成	159	19.3%
規範意識や道徳性の育成	213	25.9%
個性の伸長	31	3.8%
基礎的な体力の育成	10	1.2%
分からない	10	1.2%
無効・無回答	49	6.0%



質問6

【中学校】授業や指導の方法に対して、特にどのような要望をお持ちですか。(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
授業時数や補習の時間を増やす	193	23.5%
習熟度別の授業を行う	262	31.8%
複数の教員で授業を行う	87	10.6%
少人数で授業を行う	184	22.4%
分からない	25	3.0%
無効・無回答	72	8.7%



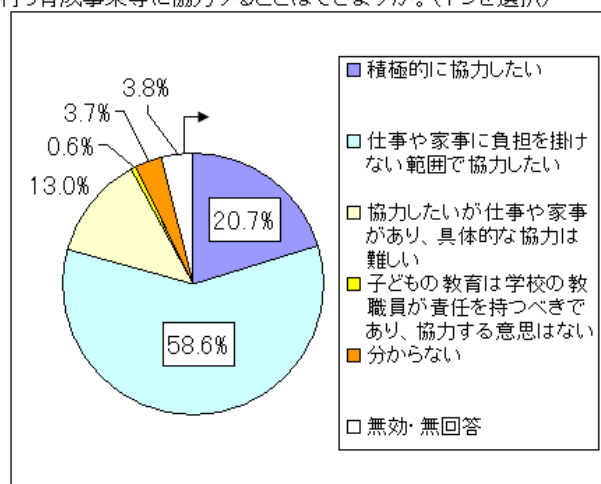
(4) 小・中学校について

質問7

小・中学校では、いじめや不登校、基本的な生活習慣が身に付いていない児童生徒への対応、生徒の安全確保など多くの課題を抱えています。

あなたは学校や地域が児童生徒に対して行う育成事業等に協力することはできますか。(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
積極的に協力したい	170	20.7%
仕事や家事に負担を掛けない範囲で協力したい	482	58.6%
協力したいが仕事や家事があり、具体的な協力は難しい	107	13.0%
子どもの教育は学校の教職員が責任を持つべきであり、協力する意思はない	5	0.6%
分からない	28	3.4%
無効・無回答	31	3.7%



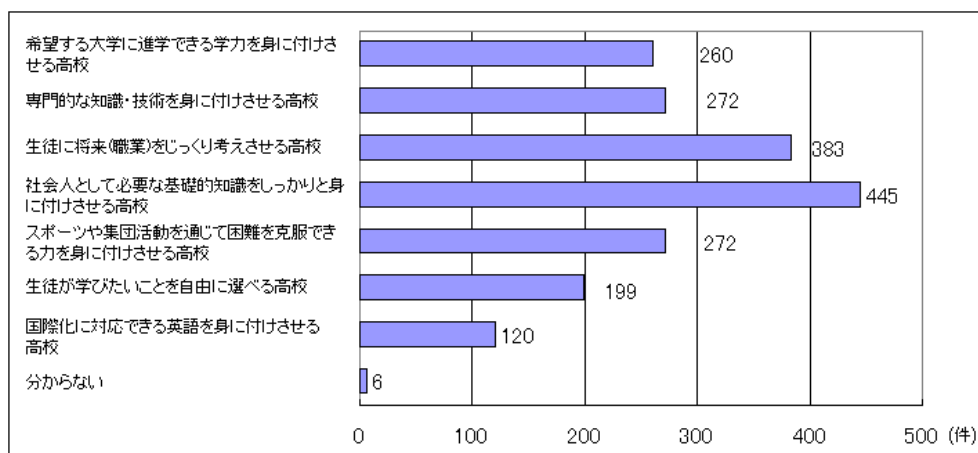


## (5) 高校について

### 質問8

今後、どのような教育に力を入れる高校が必要だと思いますか。(3つまで選択可)

選択肢	回答数	回答率
希望する大学に進学できる学力を身に付けさせる高校	260	24.8%
専門的な知識・技術を身に付けさせる高校	272	25.9%
生徒に将来(職業)をじっくり考えさせる高校	383	36.5%
社会人として必要な基礎的知識をしっかりと身に付けさせる高校	445	42.4%
スポーツや集団活動を通じて困難を克服できる力を身に付けさせる高校	272	25.9%
生徒が学びたいことを自由に選べる高校	199	19.0%
国際化に対応できる英語を身に付けさせる高校	120	11.4%
分からない	6	0.6%

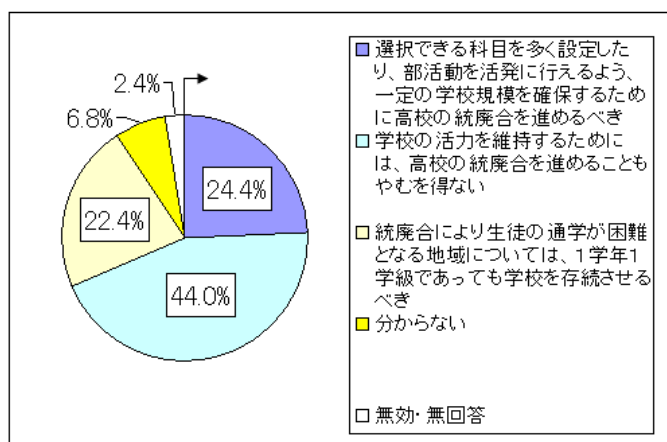


### 質問9

今後、少子化により、生徒数の減少が見込まれますが、県立高校の統廃合についてどのようにお考えですか。

(1つを選択)

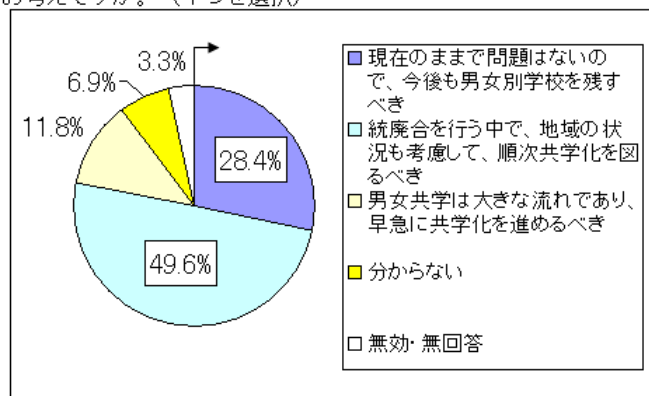
選択肢	回答数	回答率
選択できる科目を多く設定したり、部活動を活発に行えるよう、一定の学校規模を確保するために高校の統廃合を進めるべき	201	24.4%
学校の活力を維持するためには、高校の統廃合を進めることもやむを得ない	362	44.0%
統廃合により生徒の通学が困難となる地域については、1学年1学級であっても学校を存続させるべき	184	22.4%
分からない	56	6.8%
無効・無回答	20	2.4%



### 質問10

県立高校の男女共学化についてどのようにお考えですか。(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
現在のままで問題はないので、今後も男女別学校を残すべき	234	28.4%
統廃合を行う中で、地域の状況も考慮して、順次共学化を図るべき	408	49.6%
男女共学は大きな流れであり、早急に共学化を進めるべき	97	11.8%
分からない	57	6.9%
無効・無回答	27	3.3%



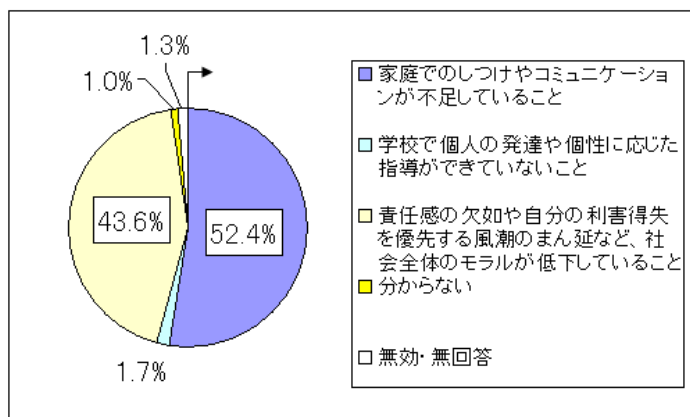
## (6) 教育の施策について

### 質問11

子どもたちのモラルが低下していると指摘されていますが、その一番の原因はどこにあると思いますか。

(1つを選択)

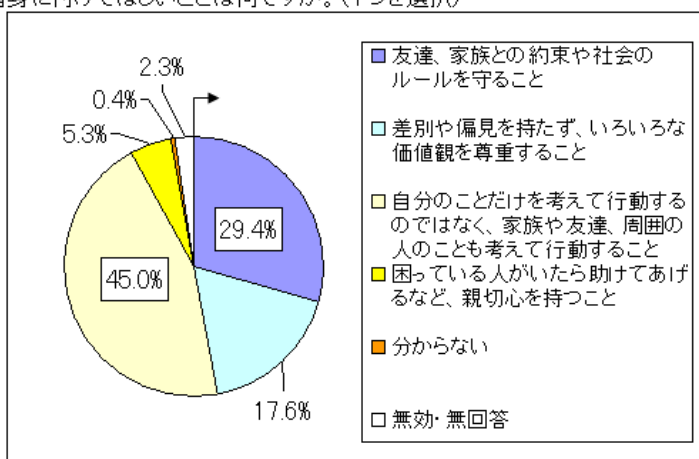
選択肢	回答数	回答率
家庭でのしつけやコミュニケーションが不足していること	431	52.4%
学校で個人の発達や個性に応じた指導ができていないこと	14	1.7%
責任感の欠如や自分の利害得失を優先する風潮のまん延など、社会全体のモラルが低下していること	359	43.6%
分からない	8	1.0%
無効・無回答	11	1.3%



### 質問12

こころの教育に関して、子どもたちに一番身に付けてほしいことは何ですか。(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
友達、家族との約束や社会のルールを守ること	242	29.4%
差別や偏見を持たず、いろいろな価値観を尊重すること	145	17.6%
自分のことだけを考えて行動するのではなく、家族や友達、周囲の人のことも考えて行動すること	370	45.0%
困っている人がいたら助けてあげるなど、親切心を持つこと	44	5.3%
分からない	3	0.4%
無効・無回答	19	2.3%

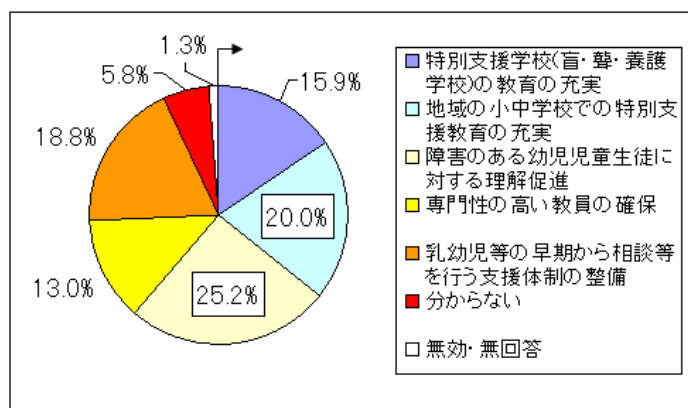


### 質問13

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を推進する特別支援教育で最も力を入れてほしいことは何ですか。

(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
特別支援学校(盲・聾・養護学校)の教育の充実	131	15.9%
地域の小中学校での特別支援教育の充実	165	20.0%
障害のある幼児児童生徒に対する理解促進	207	25.2%
専門性の高い教員の確保	107	13.0%
乳幼児等の早期から相談等を行う支援体制の整備	155	18.8%
分からない	48	5.8%
無効・無回答	10	1.3%

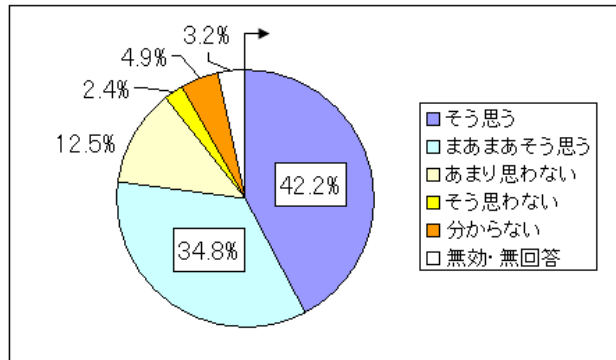


質問14

富岡製糸場、群馬交響楽団や尾瀬等の群馬県固有の文化や自然を学ぶ「ふるさと学習」は、子どもたちがふるさとに親しみ、大切にすることをはぐくむ上で効果があると思いますか。

(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
そう思う	347	42.2%
まあまあそう思う	286	34.8%
あまり思わない	103	12.5%
そう思わない	20	2.4%
分からない	40	4.9%
無効・無回答	27	3.2%

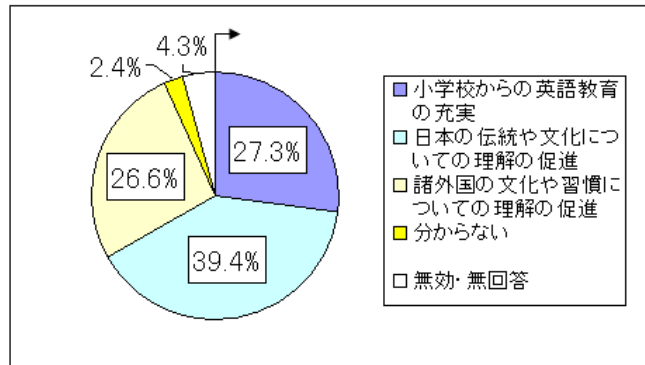


質問15

国際化に対応できる人材を育てるために、特に学校で力を入れる必要があるものは何だと思いますか。

(1つを選択)

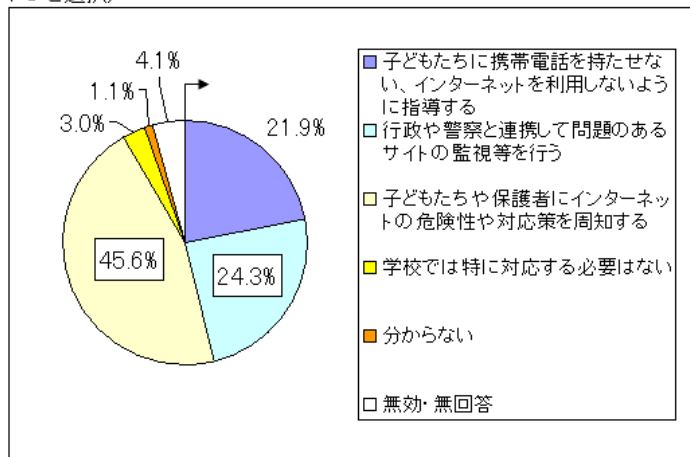
選択肢	回答数	回答率
小学校からの英語教育の充実	225	27.3%
日本の伝統や文化についての理解の促進	324	39.4%
諸外国の文化や習慣についての理解の促進	219	26.6%
分からない	20	2.4%
無効・無回答	35	4.3%



質問16

子どもたちの携帯電話やインターネット利用によるトラブルが社会的な問題となっていますが、小中学校でどのような対応をすべきだと思いますか。(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
子どもたちに携帯電話を持たせない、インターネットを利用しないように指導する	180	21.9%
行政や警察と連携して問題のあるサイトの監視等を行う	200	24.3%
子どもたちや保護者にインターネットの危険性や対応策を周知する	375	45.6%
学校では特に対応する必要はない	25	3.0%
分からない	9	1.1%
無効・無回答	34	4.1%

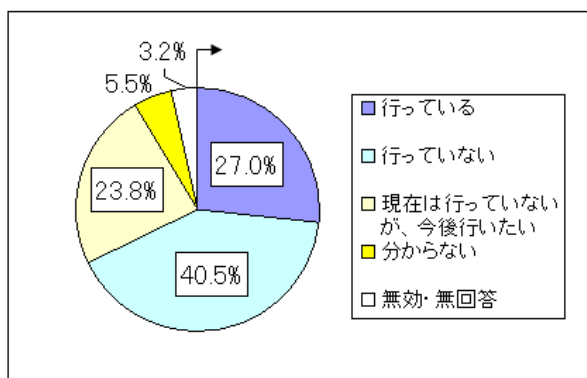


## (7) 生涯学習について

### 質問17

通信教育やカルチャースクールへの参加、または社会参加活動等を通じ、生涯学習活動を行っていますか。(1つを選択)

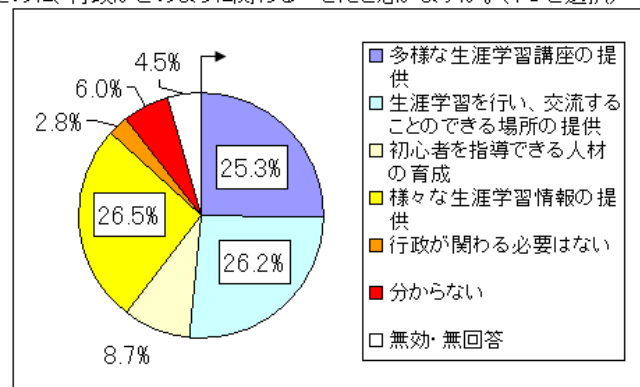
選択肢	回答数	回答率
行っている	222	27.0%
行っていない	333	40.5%
現在は行っていないが、今後行いたい	196	23.8%
分からない	45	5.5%
無効・無回答	27	3.2%



### 質問18

県民に広く生涯学習の機会を提供するために、行政がどのように関わるべきだと思いますか。(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
多様な生涯学習講座の提供	208	25.3%
生涯学習を行い、交流することのできる場所の提供	216	26.2%
初心者を指導できる人材の育成	72	8.7%
様々な生涯学習情報の提供	218	26.5%
行政が関わる必要はない	23	2.8%
分からない	49	6.0%
無効・無回答	37	4.5%

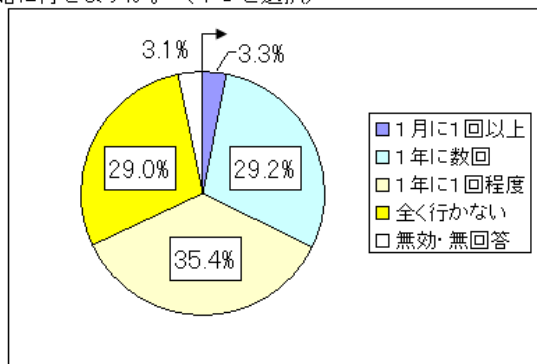


## (8) 文化芸術について

### 質問19

どの程度の頻度で美術館や博物館に行きますか。(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
1月に1回以上	27	3.3%
1年に数回	240	29.2%
1年に1回程度	291	35.4%
全く行かない	239	29.0%
無効・無回答	26	3.1%

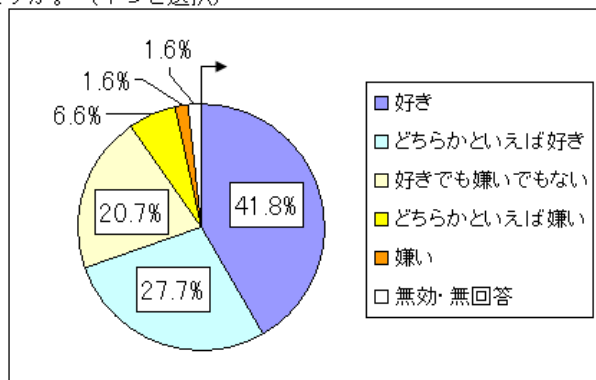


(9) 運動・スポーツについて

質問20

運動・スポーツをすることが好きですか。(1つを選択)

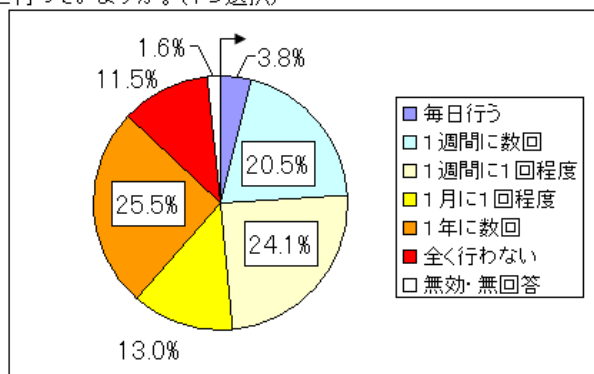
選択肢	回答数	回答率
好き	344	41.8%
どちらかといえば好き	228	27.7%
好きでも嫌いでもない	170	20.7%
どちらかといえば嫌い	54	6.6%
嫌い	13	1.6%
無効・無回答	14	1.6%



質問21

どの程度の頻度で運動・スポーツを行っていますか。(1つを選択)

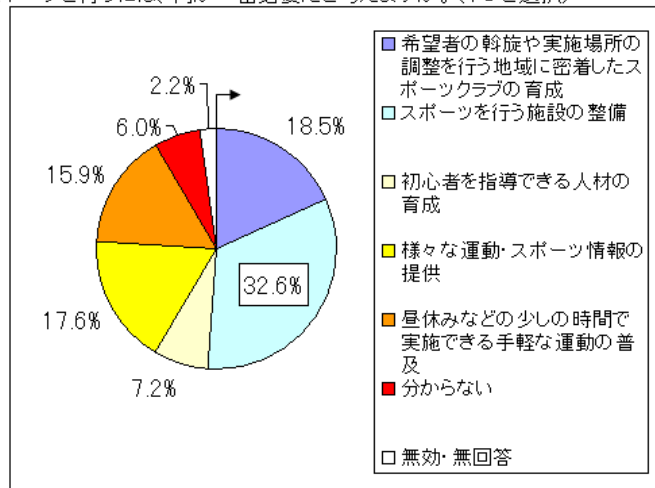
選択肢	回答数	回答率
毎日行う	31	3.8%
1週間に数回	169	20.5%
1週間に1回程度	198	24.1%
1月に1回程度	107	13.0%
1年に数回	210	25.5%
全く行わない	95	11.5%
無効・無回答	13	1.6%



質問22

県民が健康な生活を送るために運動・スポーツを行うには、何が一番必要だと考えますか。(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
希望者の斡旋や実施場所の調整を行う地域に密着したスポーツクラブの育成	152	18.5%
スポーツを行う施設の整備	268	32.6%
初心者指導できる人材の育成	59	7.2%
様々な運動・スポーツ情報の提供	145	17.6%
昼休みなどの少しの時間で実施できる手軽な運動の普及	131	15.9%
分からない	49	6.0%
無効・無回答	19	2.2%

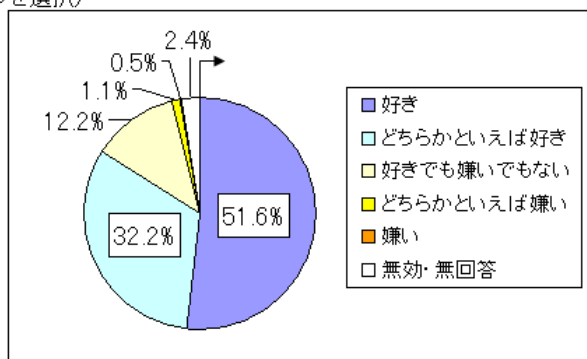


## (10) 群馬県について

質問23

あなたは、群馬県が好きですか。(1つを選択)

選択肢	回答数	回答率
好き	425	51.6%
どちらかといえば好き	265	32.2%
好きでも嫌いでもない	100	12.2%
どちらかといえば嫌い	9	1.1%
嫌い	4	0.5%
無効・無回答	20	2.4%



## (11) 自由記入欄の主な意見について

- ・ 学習、情操（美術、音楽等の芸術面）、運動のバランスのとれた教育を切に望みます。教育の充実こそ、「住みよい群馬」を作る源と思います。
- ・ 群馬独自の教育方針で子供たちの学力を高めていってほしい。
- ・ 個人がそれぞれ、どれだけ正しく物事を理解できるか、そのための教育だと思ってきたのですが、社会全体、世界中がおかしな方向へ向かっているとしか思えません。「人をバカにしない」、「ありがとうが言える」、「ごめんなさいが言える」。子どもに最低限身に付けさせようと思っているのはこの3点です。
- ・ 子供たちがとにかく安全に幸せに暮らしていけるように配慮してください。いじめによる不登校、自殺など絶対になくしてください。
- ・ さくらプランやわかばプランなど、独自のものがあり、良いと思う。児童、生徒の育成のために柔軟な対応を今後もしていただけたら、と思う。
- ・ 毎週でなくても土曜日も授業をしたほうが、ゆとりある学習時間が持てると思います。
- ・ 高校の統廃合は仕方ない部分もあるかと思いますが、小学校の場合は、例えば少人数の学校でも、統廃合は絶対してほしくありません。
- ・ 少子化により、小学校の統廃合は考えているのでしょうか。1年～6年まで1クラスでクラス替えがないというのはいかがなものでしょうか。
- ・ 高校の統合は早急に考えるべきだと思う。部活や学校行事において、少なくともは出来ないことはたくさんある。
- ・ 少子化に伴う統廃合はやむを得ないとは思いますが、公立の女子校がなくなってしまうのは残念です。大人になってみると、女子ばかりで過ごした3年間は貴重な思い出です。

- ・思春期の成長発達を考えるのであれば、高校は男女共学の方がいいと思います。
- ・私には障害を持つ子どもがいますが、地域に相談センターや特別支援教室があるので助かっています。ただ、まだまだ周りの理解がなく、切ない思いをしたことが何度かありました。今後、いろいろな種類の障害を多くの人に理解してもらえることを願います。
- ・先生方自身の精神的余裕が感じられない。周りを気にして、いつもせわしなく飛び回っている。指導する立場にゆとりがほしい。
- ・最近では、生徒に関心のない、職業が教師、という人が増えているように思われます。教育者の育成に力を入れてもらえればと思います。
- ・社会へ出る生徒を教育する人が一般社会、企業を知らなすぎる。5～6年に一度、半年程度の社会研修を！
- ・家庭で教えるべきこと、伝えるべきこと自体が行えていないように感じる。親が子に伝えるべきことを学ぶ場を設けていってほしい。
- ・地域の力が子供たちの成長をより助けてくれると思います。学校、保護者、そして地域の大人が本気で向き合えば、子供たちには通じるのではないかと思います。
- ・部活動等により、人間関係の育成やコミュニケーション、辛さを乗り越えての喜びを子どもたちに知って欲しい。
- ・生活している身近な地域に、軽スポーツで良いからスポーツを行う公共の施設がほしい。





# 策定の経緯

## 策定の経緯

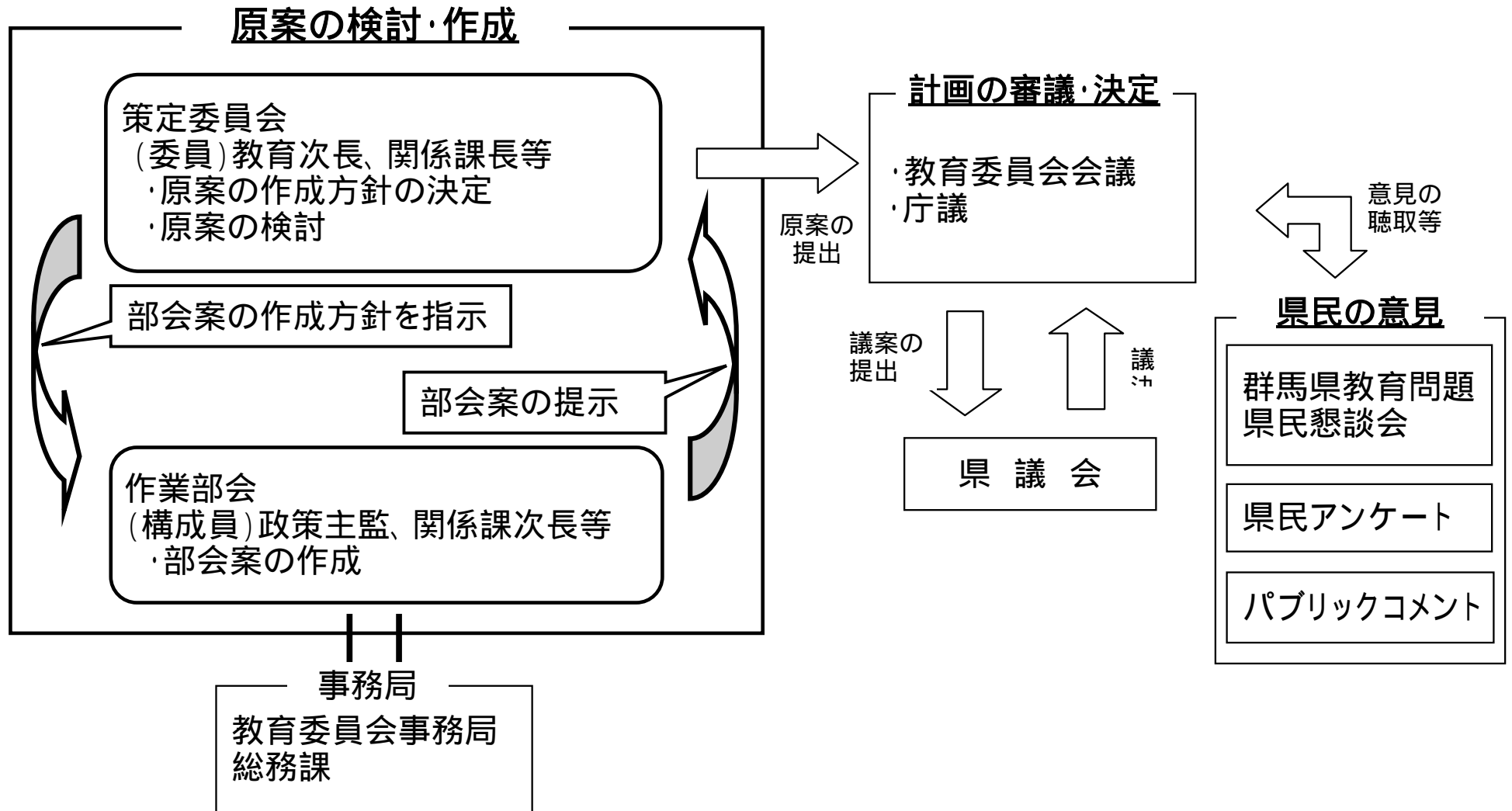
計画策定にあたっては、教育次長と関係課長で構成する「教育振興基本計画策定委員会」及び下部組織として、関係課の次長又は係長で構成する「作業部会」を、外部の有識者の意見聴取の場として「教育問題県民懇談会」を設置して計画原案の策定を行った。

また、計画原案の検討状況に応じて、教育委員会委員の協議を行ったほか、企画会議や庁議にも報告し、全庁的な合意形成を図った。

さらに、「群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例」の適用計画とされたことから、同条例第3条に基づく議会の議決を経て計画を策定した。

期 日	内 容
平成20年	
4月18日(金)	教育委員会協議会で教育振興基本計画の策定について協議
5月14日(水)	企画会議に教育振興基本計画の策定について報告
5月16日(金)	教育委員会会議で、教育振興基本計画を策定する旨を決定
5月19日(月)	庁議に教育振興基本計画を策定する旨を報告
5月22日(木)	第1回教育問題県民懇談会開催
5月26日(月)	第1回教育振興基本計画策定委員会開催
7月	県民アンケート(保護者等1,050人を対象)を実施
8月19日(火)	第2回教育問題県民懇談会開催
8月20日(水)	教育委員会委員の協議・意見交換の実施
9月10日(水)	教育委員会協議会に教育振興基本計画の基本的な考え方を提示
10月 2日(木)	9月定例県議会文教警察常任委員会に基本的な考え方を説明
11月12日(水)	第3回教育問題県民懇談会開催 企画会議に「教育振興基本計画素案」の概要を付議
11月14日(金)	教育委員会委員の協議・意見交換の実施
11月17日(月)	第2回教育振興基本計画策定委員会開催
11月19日(水)	教育委員会協議会で「教育振興基本計画素案」の概要を協議
11月25日(火)	庁議に「教育振興基本計画素案」の概要を資料提供
12月 2日(火)	12月定例県議会に「教育振興基本計画素案」の概要を報告
12月24日(水)	教育委員会協議会で協議・意見交換の実施
平成21年	
1月14日(水)	企画会議に「教育振興基本計画原案」の概要を付議
1月16日(金)	教育委員会協議会で協議・意見交換の実施
1月19日(月)	県民意見提出制度(パブリックコメント)の実施
~2月6日(金)	
2月 5日(木)	第4回教育問題県民懇談会開催
2月10日(火)	教育委員会会議で次期定例県議会に提出する「教育振興基本計画の策定にかかるとる議案」を審議(地教法第29条に基づく知事の意見聴取)
2月13日(金)	第3回教育振興基本計画策定委員会開催(原案決定)
2月17日(火)	2月定例県議会に「教育振興基本計画の策定にかかるとる議案」を提出
3月10日(火)	2月定例県議会文教警察常任委員会で審議・採決
3月18日(水)	2月定例県議会本会議で可決
3月19日(木)	教育委員会会議で「教育振興基本計画案」を決定
3月23日(月)	庁議に「教育振興基本計画案」を報告
3月26日(木)	教育振興基本計画決定

# 群馬県教育振興基本計画策定体制



群馬県教育委員会委員名簿

氏名	役職等
若林 泰憲	委員長（H20.10.1 退任）
星野 恵美子	委員長職務代行者（H20.10.1 退任）
杉原 みち子	委員長（H20.10.3 ~）
三宅 豊	委員長職務代行者（H20.10.3 ~）
牟田 洋一	
井上 恵津子	（H20.10.2 ~）
荒川 香苗	（H20.10.2 ~）
福島 金夫	教育長

群馬県教育問題県民懇談会委員名簿

氏名	役職等
小林 洋右（会長）	株式会社エフエム群馬 代表取締役社長
立見 郁子（副会長）	群馬県小中学校 PTA 連合会 副会長（家庭教育委員長）
荒川 香苗（ ）	NPO 法人市民メディアペーパーみんとかんぱにー 代表
井田 廣司	群馬県小学校長会 会長
大西 康之	社団法人全国社会教育委員連合 副会長
奥村 美智子	自営業
河野 庸介	群馬県国公立幼稚園長会 会長
櫻井 丘子	株式会社磯部ガーデン 代表取締役社長
篠原 真智子	群馬県特別支援学校 PTA 協議会 会長
清水 和夫	群馬大学教育学部 教授
都丸 省三	社団法人手をつなぐ育成会 会長
友岡 邦之	高崎経済大学地域政策学部 准教授
中澤 充裕	群馬県都市教育長協議会 会長
野村 直正	群馬県高等学校長協会 会長
原澤 正光	群馬県中学校長会 会長
針ヶ谷 照夫	群馬県町村会 会長（H20.11.16 退任）
森本 純生	財団法人群馬県私学振興会 理事長

荒川委員は H20.10.2 付けで懇談会委員を退任

群馬県教育振興基本計画策定委員会委員名簿

部局	職	氏名
知事部局	学事法制課長	尾藤 篤
	少子化対策・青少年課長	井野 佳一
	文化振興課長	折茂 泉
	子育て支援課長	深代 敬久
	労働政策課長	根岸 富士夫
	職業能力開発課長	坂口 智之
教育委員会事務局	教育次長	河部 滋（委員長）
	教育次長（指導担当）	吉野 勉（副委員長）
	総務課長	掛川 秀樹
	政策主監	小池 常夫
	総合教育センター所長	橋本 正男
	管理課長	西澤 正美
	学校人事課長	宮崎 一
	義務教育課長	矢島 正
	高校教育課長	阿部 芳夫
	特別支援教育室長	品川 豊
	生涯学習課長	新木 敬司
	文化財保護課長	郡 和良
	スポーツ健康課長	木村 雅治

---

## 群馬県教育振興基本計画

平成21年3月 発行

発行 群馬県

編集 群馬県教育委員会事務局総務課

TEL 027 - 226 - 4530

FAX 027 - 243 - 7788

---